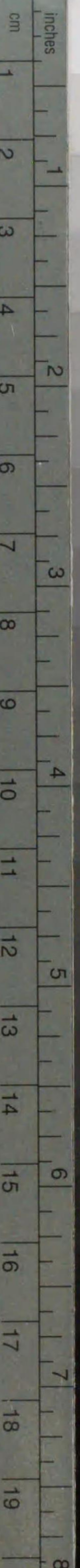


# Kodak Gray Scale



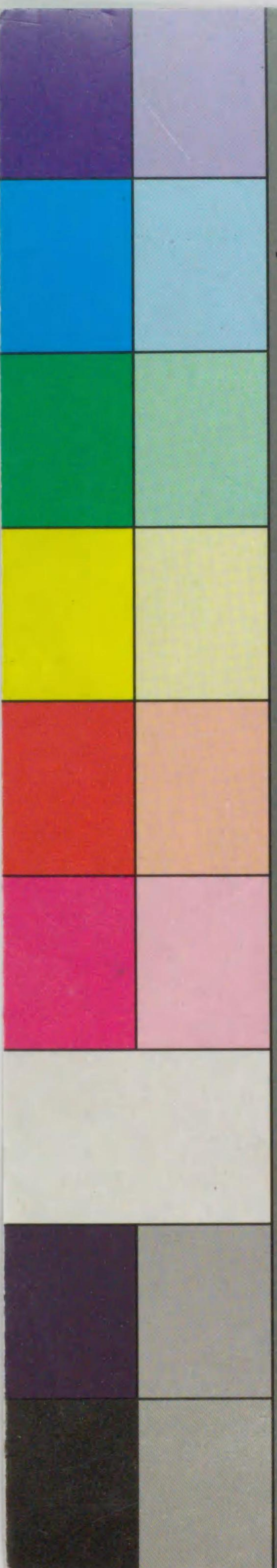
© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



© Kodak, 2007 TM: Kodak

18


64

618-64



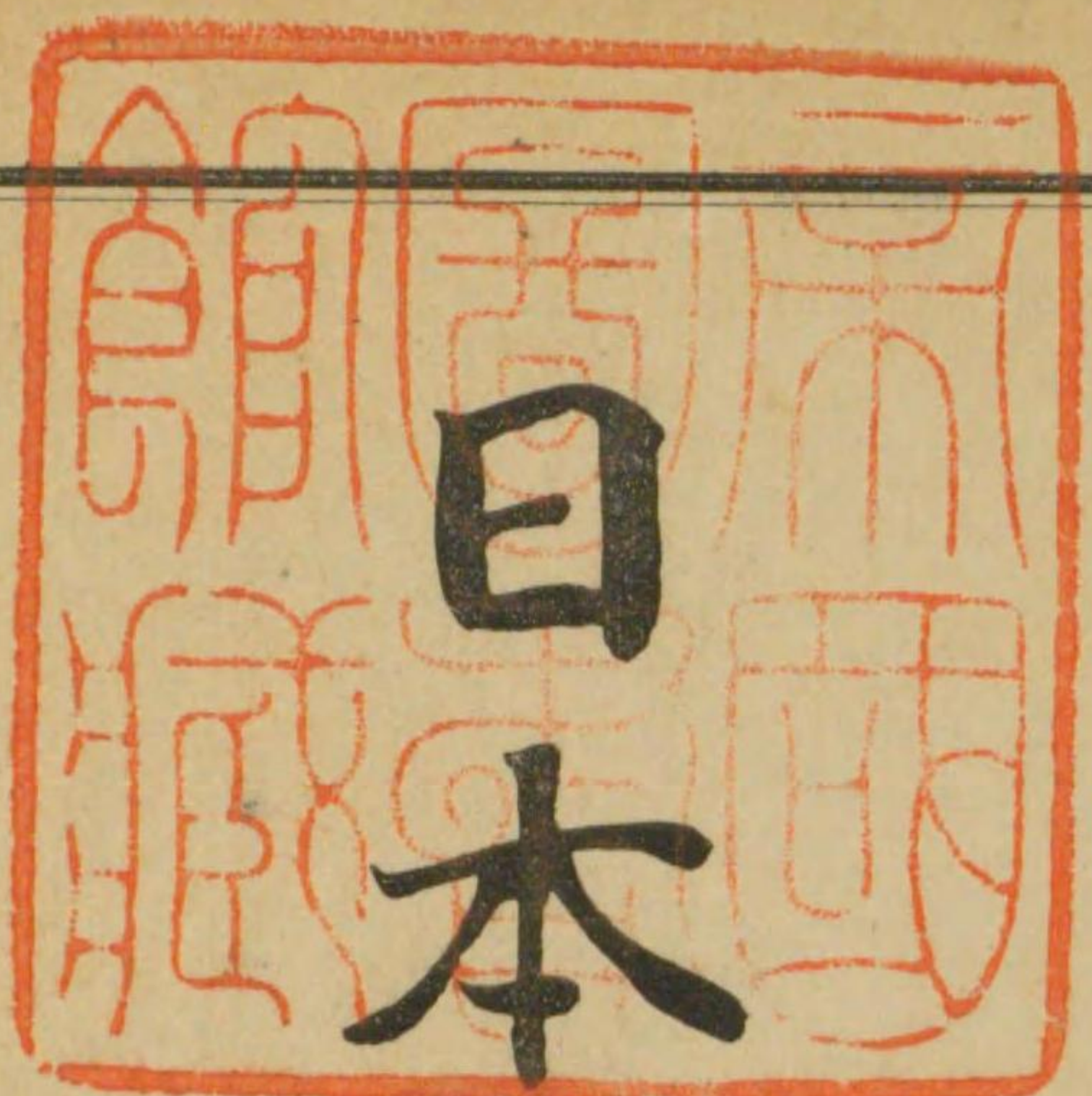
1200501536983







宮内省圖書寮編修官 田邊勝哉講述



日本書紀講義 神代卷



帝國神祇學會藏版



618-64

## 日本書紀(神代卷)講義

### 凡 例

- 一、本書は、曩に大正十四年より昭和二年に亘りて、神職養成講義録に掲載したものを、今回刊本とするに當り、更に若干の補訂をなした。
- 一、本文は、最も弘く世に行はるゝ寛文九年の刊本を底本とし、北野神社藏本、圖書寮藏本、熱田神宮藏本、その他十數部の古寫本を以て校訂し、考異の項を設けて、その異同を掲記した、その傍訓は、主として、日本書紀通釋に據つた。
- 一、解釋は、専ら日本書紀通釋、日本紀標注の二書に據り、傍ら古事記傳、古史傳、日本書紀傳等、先哲の説を参照して、初學の爲に簡明を主とした。

昭和七年四月

撰述者識す



# 日本書紀(神代)講義

宮内省圖書寮編修官 田邊勝哉講述

## 解題

編纂の由來 古語拾遺に、「蓋聞、上古之世未有文字、貴賤老少口々相傳、前言往行、存而不忘」と記されてある如く、我が上古には、未だ文字が無かつたので、(この事に就いては、古來異説あれど、今姑くこゝには略する)總ての出來事を、貴賤老少ともに、口々に相傳へて居つた。神功皇后の三韓征伐以來、彼の地の文物輸入されて、漢字を以て書き記すことが次第に起つた。即ち仁德天皇の四十一年三月に、紀角宿禰を百濟に遣して、始めて國郡壇場を分ち、具に郷土の所出を録せしめた。これが我が國に於いて、物を記録することの、國史に見ゆる始である。次に履中天皇の四年八月には、諸國に國史を置いて言事を記し、四方の志を達せしめられたとあつて、この國史といふは即ち史官である。是は從來、國家の事蹟が、唯口碑のみにて傳誦されて居つたのを、この時始めて、之を文字に表したのである。推古天皇の朝に至り、二十八年に、聖德太子は、蘇我馬子と共に、天皇



記及び國記、臣、連、伴、造、國、造、百八十部、公民等本記を撰修された。この事を舊事秘説といふ書に、「皇太子躬ら奏して、始めて記を作る、馬子大臣と中臣御食子とに命じて、家々の古記を集めしめ、秦大連、小野妹子に命じ、遣して神記を探らしむ、神明形を現はし直に報命せり、太子親ら文案を書し、而して島大臣と大史御食子とをして、舊事の委曲を撰せしめ、秦大連と博士學智とをして、文章を潤飾せしむ、録する所は、天皇記及び天皇の國記、諸姓の臣、連、伴、造、國、造、百八十部、公民の本記なり、島大臣奏して曰く、家々の記紛々たるを以て、還りて後世を迷はさん、之を燒きて消すべしと、皇太子曰く、不可なり、宜しく後葉に任す可しと、之に依りて燒かずして其家に返す」と記されてあつて、實に其の真相を傳へた如くであるが、元來この書は、餘り信を置き難いものであるから、全然其の記事を信ずる譯には行かぬが、大體、天皇記、國記以下、それ〴〵然るべき順序を経て編纂に着手せられたのであらう。然るに、皇極天皇の四年六月、蘇我氏滅亡の時に、蝦夷が之を燒いたので、船史惠尺は、火中に入つて、その幾分を取出した。これを日本紀には、「蘇我臣蝦夷等誅に臨み、悉く天皇記及び國記珍寶を燒く、船史惠尺即ち疾く燒かるゝ所の國史を取り、中大兄皇子（天智天皇）に奉る」と見えてある。次で天武天皇は、十年三月修史の業を起し給ひ、川島皇子、忍壁皇子、廣瀬王、竹田王、桑田王、三野王、上毛野君三千、忌部連子首、阿曇連稻敷、難波連大形、中臣連大島、平群臣子首等に詔して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしめ、大嶋子首筆を執りて、之を録せられた。これを古事記の序に、天皇の詔として、「諸家の賣る所の帝紀及び本辭、既に正實に違ひ、多く虚偽を加ふと云々、故惟れ帝紀を撰録し、舊辭を討覈し、偽を削り實を定め、後葉に流へんと欲すと」と記してあるのを見ると、諸家に傳ふる所の記録に對し、帝紀ですらも、甚しく異同が有つて、真相を捕捉し難かつたのである。

按ずるに、これらの材料は、文化の進むに隨ひ、各家の口碑を記録せる家牒、及び纂記の如きものが多く編せられ、且つ履中天皇の朝、諸國に史官を置きて記さしめ給ひし古記も、當時は現存して、推古天皇の朝に於ける聖德太子の修史事業の材料となり、延いては日本紀の史料ともなり、その攷覈を要することとなつたのである。然るに、十五年九月天皇崩御ありしと、撰修中に物故せる者もありて、事業を中絶せしものか、編纂の完了せし由は記録に見えぬけれども、稗田阿禮をして、舊事を記憶せしめ給ひしと、持統天皇の律令撰修等の御多端の折にも拘らず、其の遺志を繼承せられたのちに依つて、漸く其の命脈を保ち、五年には、大三輪氏以下十八氏に詔して、その祖先の纂記を上進せしめられた。これ即ち其の家々の記録を上らしめられたのである。その後、元明天皇の朝に至り、阿禮年已に六十を越えて、其の死期も近からんとする有様なので、史傳の滅びんことを憂ひ、博士安麿に勅して、古事記を撰録せしめられた。これ修史事業の遺業の一である。和銅四年九月十八日詔を奉じて撰録に著手し、翌年正月二十八日業を竟へて上奏し、費した時日は僅に半年に足らぬ程である。書



中の記事は、天地開闢より始まり、推古天皇の御代に終つてをる。本書の目的とする所は、阿禮の口誦せるまゝを記録するに在つたので、安麿も大に意を撰録に注いだ。されば、其の序に、「謹みて詔旨に隨ひ、仔細に採り撫ふ、然れども、上古の時、言意並に朴にして、文を敷き句を構ふること、字に於て即ち難し、已に訓によりて述べたるは、詞心に逮ばず、全く音を以て連ねたるは、事の趣更に長し、是を以て、今或は一句の中、音訓を交へ用ひ、或は一事の内、全く訓を以て録す、即ち辭の理見え匡きは注を以て意況を明にし、解し易きは更に注せず、亦姓の目下に玖沙珂と謂ひ、名の帶の字に多羅斯と謂ふ、此の如きの類、本に隨ひて改めず」と見えてある。即ち音訓雜用の文體にして、一に舊辭の眞意を失はざらむことを力めた。かくて、古事記撰進後二年に、和銅七年二月紀朝臣清人、三宅臣藤麿に勅して、更に國史を撰修せしめられた。扶桑略記に、「和銅七年上奏の日本紀云々」と見ゆれば、その年に功を終つたのであらう。その文體も古事記に類似した假字文宣命書で、所謂假名日本紀である。次で元正天皇の養老四年五月、曩に舍人親王、及び太安麿等が撰修せる日本紀三十卷、系圖一卷が完成して奏上を見るに至つた。(續日本紀)

何故に、再びかゝる正史の編纂ありしかに就いては、古來議論のある所で、平田篤胤翁は、古史徵開題記に、「さて元正天皇紀に、先是奉勅とある年は、何年なりけん知るべからねど、和銅七年に日本記奏上たるより後なる事は論ひなし、然るは先づ、彼日本記を奏上れるに、間もなく又此日本書紀

を撰修しめ給へるは、如何ならむと考るに、前の日本記の體裁は、天武天皇の所思食し起せる御旨趣に違へる故と通ゆ。然るは彼天皇命の、御紀を撰録しめ給へる御旨は、上代の故事に訛れる傳も出来るに、諸家にて古傳を記すとは、其家の祖の功績などをば、殊に大きく記たるあり、又正實の旨を訛れることも、正に虚偽れることも有し故に、其を歎きおぼしめて、其失を撰ひ改め、はた其頃までは、漢字を用ひはすれど、音を取て假字に記き、或は、かの宣命書などの多かりしかば、是より漢字の義を專と取て倭語に填て、全く漢史風に記さまほしく所思看し起せるなるを、和銅七年に上奏れる日本記は、其大御心に違ひて、多く假字文、宣命書に記して、私記に所謂假名日本記なりし故に、更に撰ひ改めしめ給へると知られたり。其は釋紀に、假名日本記と今在る書紀との前後を問答したる處に、假名本元來可<sub>レ</sub>在、爲<sub>レ</sub>嫌<sub>二</sub>其假名<sub>一</sub>、養老年中更<sub>レ</sub>撰<sub>二</sub>其書<sub>一</sub>と云ひ、又或書云、養老四年令<sub>二</sub>安麿等<sub>一</sub>撰<sub>二</sub>日本紀<sub>一</sub>之時、古語假名之書雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>數十家<sub>一</sub>、皆以<sub>二</sub>勅語<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>先、然則假名本尤<sub>二</sub>在此前<sub>一</sub>耳とあり、此を合せて考ふるに、和銅七年に奏上れる日本記は、即ちいはゆる假名日本記なること疑なし云々、此に依て思へば、假名日本記といふ稱も、後に成れる日本書紀の漢文なるに對<sub>レ</sub>て號<sub>レ</sub>たる稱にて、元は唯に日本記と云ひしこと知る可し云々と云つてをる。按ふに、曩に古事記及び假名日本紀の編纂があり、同時に又日本紀の撰修ありしは、重複のやうなれど、古事記は、専ら阿禮の暗誦を筆記する目的に出でたもので、假名日本紀も亦、これらと略同一で、更に舊記に徵證せず、又文章をも



潤飾じゆんしやくすることはなかつた。さればこれを朝廷の正史として、内外に示さんとするには、聊か物足らぬ感があつて、更に徴證該博、文體整備の點に於て、修正を施すの要があつた。また前述の如く、帝紀にさへ異同が甚しく、諸家の纂記さんき、家牒かてつの類も亦其の揆さを一にするばかりか、誤謬は更に甚しかつたので、之を刪訂して修史の標準を定むるの必要があつた。

天武天皇の、阿禮の記憶を基として撰修せられた古事記は、主として舊事帝紀の標準を示されたもので、決して、之を以て、正史となさるゝ御考は無かつたものと拜察される。即ち正史編纂の一事業ではあるが、獨立したものでは無かつた。然し之を以て、其の標準となされる積ではあつたが、御意に召さぬので、天皇は、和銅七年更に紀清人等きつぎよひとに、假名日本紀を撰修せしめられたのであらう。

之を要するに、正史撰修の計畫は、遠く天武天皇の十年三月、川島皇子等に勅して、帝紀及び上古の諸事を記さしめ給ひしに起り、元明、元正げんしやうの二帝、其の遺圖ゐとを繼ぎて撰修を督せられ、終に正史日本紀の完成を告げたのである。而して本書は、漢文にて記述せられ、史記、漢書の如き、漢史の體裁を模倣して作られしが故に、頗る修飾を施し、文辭燦然として觀るべきものがある。然し事實に於ては、稍異同が有つて、學者或は此に依り、或は彼を取れども、概して言へば、書紀は、記事を修飾したるが爲に、事實を曲筆せる所が往々ある。然れども、當時隋唐と交通して、獨立國の光華を揚げんとするには、かくの如き正史もまた必要であつたのである。

**書名** 本書は、もと日本紀と題したが、弘仁の頃より、文人達が書の字を加へて、日本書紀とも稱したのを、今日に至つても、猶その書名を踏襲たふしゆしてをるのである。伴信友の著比古婆衣に、「然るは、續日本紀に、養老四年云々、舍人親王奉勅修日本紀」と有を始め、六國史は更なり、古書どもには、悉く書字無きを、釋日本紀しやくにほんきに引たるこの紀の弘仁私記序に、始めて日本書紀と見えたり、また此紀の竟宴和歌序かかしよには、ともに日本書紀と書り、これら決つぎく文人の潤色かざり作爲なるを云々、日本紀といへるが、原もとよりの名なることを知るべくぞおぼゆる。然るに、此紀延喜四年本、又其後の古寫本、今世にある慶長四年の國賢朝臣の跋ある印本など、己みづかが見聞たる限の本ども、皆書字あるは、上に所謂弘仁の頃より始りて、後に題名とも爲たるものなりけり、承和元年に、藤原長良朝臣の奥書し給へる本に、日本紀とあるぞ、原の御典の名なるべき、なほ言はゞ、此紀原より書紀と題せるものならば、繼つぎ々に令えらば撰せんられし史どもも、續日本書紀しよくにほんしよき、日本後書紀にほんこうしよきなど稱いふべきを、然有ぬを以ても證とすべきなり、と見えてある、其の原由は、釋日本紀に「師說しせつ依注いしゆ日本國帝王事にほんこくたいわうじ、謂これを之日本書紀これをにほんしよきといふ。また、師說宋太子詹事しせつにそうのたいしつあんじ范蔚宗はんうしゆ、撰ごかん後漢書ごかんしよ之時ごかんしよのとき、叙てい帝王事ていわうじ、謂これを之書紀これをしよきといひ、叙しんか臣下事しんかのこを、謂これを之書列傳これをしよれつでんといふ、然則書紀之文依しからばすなはちしよきの本にこれによるか之歟、」と見えてあるを以て考ふるも、當時文人共が、漢書かんしよ、唐書たうしよなど云へるに倣たがひて、然稱へたものであらう。

**異本** 本書は、勅撰歴史の第一なるを以て、古昔から朝廷に於いては、大に尊重して、歴代學者をして、之を講ぜしめ給うたので、従つて書寫する人も出來て、傳寫の本も相當多くなつた。しかし、



永き年代を経る間には、戦亂、火災、水害などのために、散逸滅亡して、現存するものは、奈良朝時代のものとは殆ど無く、又平安朝時代のものも極めて少なく、比較的鎌倉時代のものが多い。しかも、これらの本とても、何れも缺本にて、完本としては殆ど稀である。

その寫本中にて、卷第一より第三十まである完本といふべきは、吉田子爵家藏本(天文年間の寫)、内閣文庫(舊紅葉山文庫)藏本(この書は、三條西實隆公が、永正十年書寫校訂したりと傳へられたるものにつき、後に(慶長年間)書寫せるもの)、賀茂別雷神社藏本(徳川時代の寫)、宮内省圖書寮藏本(元祿四年徳川光圀卿が、昌平坂大成殿文庫に奉納せる書寫本)。次は京都鈴鹿義鯨氏藏本(享保十年に鈴鹿氏の祖左京亮中臣連重の自筆本)等である。かの京都の北野神社藏本は、二十八帖(卷二、十四を缺く)ありて、完本に近けれども、全部同一時代のものではない。熱田神宮藏本は、十四卷(卷一より卷十五までの内卷十一を缺く)ありて、これに次ぎ、その他にては、宮内省圖書寮藏本七帖(卷一、二、十、十二、十三、十四、十五、十六、十七、廿一、廿二、廿三、廿四)ありて、日本書紀通釋には、これを禁中本と稱してある。東京の無窮會藏本(元井上頼国翁所藏)十二冊(卷三より卷二十九までの内、卷九、十七、十九、廿を缺く)。東京帝室博物館藏本(玉屋本と稱するもの)三冊(卷一より十まで)である。

次に、書寫の時代に就いて云はゞ、京都の田中勘兵衛氏藏本卷十應神天皇紀一卷、これは現存せる

日本書紀の最古本と稱せらるゝものにて、年代を明記しては無いが、書風より觀て、平安朝初期貞觀を下らずと推定されてをる。その流布本と相異せる點は、「汲古留眞」に詳細表出してある。次は、岩崎文庫藏本卷二十二推古天皇紀、卷二十四皇極天皇紀の二卷、その年代は、前記の田中氏藏本と、次に示す前田侯爵家藏本との中間に位すべく、即ち寛平延喜頃の筆で、古點古訓を附せる現存日本書紀鈔本中の最古のものである。次は、前田侯爵家藏本卷十一仁徳天皇紀、卷十四雄略天皇紀、卷十七繼體天皇紀、卷二十敏達天皇紀の四卷、各卷の首又は尾に、その筆者の署名がある、それによると、卷十一と卷十七とは、贈太政大臣能信、卷十四は右大臣頼宗、卷二十は大ニ條關白教通の筆であつて、これらは何れも皆、御堂關白頼長の子である。これによつてまづ平安朝中期のものといふ説である。次は前にも記した宮内省圖書寮藏本で、もと卷子本なりしを、後に帖子本としたるものにて、全卷筆者同一人ならず、卷二には、興國七年十一月十三日一品儀同三司の奥書があり、卷二十三には、永治三年三月二十七日の奥書がある。次は前出の北野神社藏本二十八帖、これは毎卷に神祇大副卜部兼永の奥書があり、黑板、吉澤の兩文學博士の審定せる筆寫時代によれば、卷二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七の六帖は院政時代、卷二十八、二十九、三十の三帖は、源平時代、卷一、四、五、七、八、九、十、十二、十三、十五、十七、十八、十九、二十、二十一の十五帖は南北朝、又は足利時代、卷三、六、十一の三卷は、卜部兼永自筆補寫(今より四百年以前)卷十六の一卷は、徳川時代で



ある。次は、無窮會藏本卷二神代下の影寫本一冊、これはもと京都の鴨脚氏(賀茂御祖神社の禰宜)の藏本を、井上頼国博士が影寫せしめたるものにて、嘉禎二年十月十八日書寫終功畢といふ奥書あるによつて、これを嘉禎本と稱してをる。今その原本の所在が不明である。同會藏本卷二十四皇極天皇紀影寫本一冊は、もと藤波子爵家の藏本を、井上頼国博士が影寫せしめたるものにて、嘉曆元年七月十六日任本筆寫了との奥書がある。熱田神宮藏本十五卷(内に副文一卷ある)は、世に熱田本と稱して、永和三年熱田圓福寺の住僧嚴阿上人が、京都の金蓮寺の四世某の篤志に依つて、熱田の神庫に納めたもので、神代紀より仁賢天皇紀までは、等しく奉納前永和年間に書寫せられたものである。京都府下の向神社藏本の神代紀下一帖は、もと醍醐の理性院に傳はりたるものにて、延喜四年の奥書はあれど、その書寫時代、及び識語に就いても疑問あり、鎌倉時代以後ならむとの説である。東京帝室博物館藏本は三冊(卷一より卷十に至る)ある。本書は江戸時代、新吉原玉屋山三郎の舊藏で、世に玉屋本と稱し、學者の注意を惹けるものである。釋良海の書寫せるものにて、本書の奥書によれば、神代紀上は應永二十三年に書寫せられ、卷九、十は永享三年に、卷四、五、七、八は、同五年に書寫せられたものである。この最後の永享五年の奥書によりて、これを一般に、永享五年の書寫本と傳ふるのは誤である。(日本書紀通釋にもこれを永享本と書いてある)。官幣大社三島神社藏本は、卷一、二、三の三卷ある。これは正長元年に、良海、快尊、重尊並助筆眞尊等が、三島社に參籠し、精誠を盡して、神代卷上下、神武

紀併せて三卷を書寫奉納したのである。内閣文庫藏本は卷一より卷三十までにて十冊ある。これは三條西實隆公が、永正十年書寫校訂したと傳へられたものについて、後に書寫せるもので、その原本は、慶長刊本の所據となれるものであれば、頗る貴重すべきものなれども、今亡逸して見ることの出來ぬのは惜むべきである。この外順を逐うて徳川時代までの書寫本夥多あれど、餘り煩はしければ省略する。以上述べた如く、本書は古來多くの篤志者によりて書寫せられ、全部三十卷今日迄も傳來せられたといふことは、我が皇國の誇とすべきことである。たゞその傳來の久しきに亘れるにより、轉寫の際文字の異同を生じたるにより、古來學者は、これが校訂に心を勞したものである。そこで宮内省にては、その校訂の必要を感ぜられ、曩に六國史校訂の事業を企て、故文學博士井上頼国翁主任の下に、故村岡良弼翁、佐伯有義氏委員となり、予もその末班に列り、現在せる十數種の異本を以て校合を爲したりしも、遂にその完成を告ぐるに至らず、中止の状態に在るは、學界の爲一大恨事と云はねばならぬ。

版本 本書刊行の嚆矢といふべきものは、慶長四年後陽成天皇の聖旨により、活字を以て神代卷上下を刊行したるもの即ち是れである。これを世に慶長勅版本と稱してをる。その刊行の次第は、侍從清原國賢の跋文に左の如く記してある。「日本書紀歷代之古史也。元正天皇養老年中、一品舍人親王、太朝臣安麻呂奉勅撰之、吾朝撰書迄三奏覽、以是爲三權輿者耶、君臣共以莫不窮此書一矣、略蓋神道者爲萬法之根柢、儒教者爲三枝葉、佛法者爲二花實、彼二教者、皆是神道之末葉也、雅以三枝葉一顯



其本原、然則異曲同工者歟、頃學儒佛者、夥而知神書者鮮矣、物有本末、事有終始、何棄本取末焉、於神國一爭疏、神書一乎、萬機之政、尚以神事爲最第一、但神代事理既幽微、非二理不通、欽惟陛下寬惠叡智之餘、後世惜其流布之不廣、遂命鳩工、於是壽諸梓矣、舊本頗純駁不一、求數本一考正之、去其駁一而錄其純、用之國一而及之天下、則以成熙皞之治、以紹神尊之統、保瑞穂之地、千五百秋將必有賴於是焉と。これを觀れば、天皇の聖旨の在る所を拜察することが出来るのである。次には慶長活字本三十卷。これは慶長十五年に洛陽の三白といふ醫者が、古鈔本により木活字を以て刊行したもので、神代上下巻は、慶長勅版本により、神武天皇紀以下は、卜部家傳來の鈔本を以て、三條西實隆の校合せる寫本によつたのである。次には、この活字本を覆刻整版して刊行したものもあるが、極めて少い、(其の年月は寛永頃か)。現今坊間に流布せるは、上記の重刊本にて、寛文九年に武村市兵衛昌常等の書肆によりて刊行せられたる整版本で訓點を加へてある。次には、備中の入小寺清先が、塾生内田正彭等に、既刊本の誤謬を教示したのを本として、正彭及清先の子清之が、更に校正を加へて、寛政五年に刊行した。これを小寺本と稱する。次には、下野黒羽の領主大關増業の校訂本にして、別に日本紀文字錯亂備考三卷を附し、その異同を舉げて参考に備へてある。其の後、東都須原屋茂兵衛以下の書肆によりて、文政十三年に、寛文九年版を再刻したものもある。以上勅版本を除けば、皆三十卷本なるが、この外に神代紀のみを刊行したものもある。その

一、二を云はゞ、丹鶴叢書所收本(世に丹鶴本と稱する)これは嘉元四年、金剛佛子劔阿の書寫本を摸刻したるもの、近時徳富蘇峰氏によりて後刷のもの世に行はる。田中本、これは田中頼庸の校訂本にて、明治十三年の刊行、その他松下見林の校訂せる校正神代卷二冊もある。この外大本、小本、折本等種々の形式を以て刊行せられたるもの、その數實に二十有餘種に上る程である。

序に日本書紀の一體なる假名日本書紀に就いて一言する必要がある。植松安氏の「假名日本書紀に就いて」に據れば、私が今迄に假名日本書紀と稱せらるゝものを見たり聞たりしたのは、總體で二十餘部ある。而して、この二十餘部の内容について、似寄のものを分類して見れば、次の四種を得る。一、平假名本。二、漢字交り本。三、歌註本。四、釋日本紀及丹鶴本日本書紀引用本。平假名本と稱したのは本文に一の漢字を交へず、全然平假名のみを以て記したものと、同じ本文の左側に、一々漢字をあてたものとの二種を指すのである。次に漢字交り本といふは、漢文體日本書紀と同様、神代紀から持統天皇紀まで、全部漢字交り平假名の書き下し文である。歌註本と稱したのは、日本書紀にある和歌と、それに關係した文章とを、凡て漢字交り片假名に書き下したもので、題簽には假名日本紀とある。最後に、釋日本紀及丹鶴本日本書紀に引用せられた假名日本紀であるが、これは引用せられた事は事實であつて、その書物が現存して居るかどうかはわからぬ」と云うてある。而して同氏は、終に、「要するに、日本書紀以前に、假名日本紀が存在して居たといふ説は別として、平安朝頃から、



即ち假名書を盛に用ゐはじめた頃から、この假名日本紀なるものが存在した事は、確かに推定し得る所であつて、それが現存する二種のものと、訓の上に相違する所があるけれども、その間に全く關係の無いものであるといふ事も出来ないから、現存假名日本紀は、恐らく慶長以前に於て、改訂を加へたものと見るのがよきはなからうか」と結論してある。なほこの假名日本紀に就いては、日本書紀通釋卷一に、飯田武郷氏は、平田篤胤翁の説を擧げて、自己の意見をも述べられてある。それに據れば、

「さて釋紀に、假名日本紀と、今在る書紀との前後を問答したる處に、假名本元來可<sub>レ</sub>在、爲<sub>レ</sub>嫌<sub>二</sub>其假名<sub>一</sub>、養老年中更撰<sub>二</sub>此書<sub>一</sub>、云々といひ、また或書云、養老四年令<sub>三</sub>安麻呂等撰<sub>二</sub>錄日本紀<sub>一</sub>之時云々、假名之本尤<sub>二</sub>此前一耳<sub>一</sub>とあり。平田翁云、此を合せ考ふるに、和銅七年に上奏れる日本紀は、即所謂假名日本紀なる事疑なし、かくて此假名本は先に成り、今の日本書紀は後に成れる事は、上に引る弘仁私記序、釋紀共に更撰と云るは、和銅七年に上奏れる日本紀はあれど、また更に今存る日本書紀を撰べる由なると、私記に假名書を古本と云ひ、今の日本書紀を後本と云へるとを、思合せて曉るべし。又此に依て思へば、假名日本紀と云稱も、後に成れる日本書紀の漢文なるに對へて、號<sub>レ</sub>たる稱にて、元は唯に日本記と云ひし事、上下に引る扶桑略記の文にて知べし」と云れたるはさる事ながら、右に引る釋紀に、假名本爲<sub>レ</sub>嫌<sub>二</sub>其假名<sub>一</sub>、養老年中更撰<sub>二</sub>此書<sub>一</sub>とあるは謬なるべし。上にも云る如く、和銅上奏の日本紀と、此日本書紀とは、其撰らしめ玉ふ根元、各異なるものにて、此と彼とは相關からず、

されば其假名を嫌ふが爲になど云べきものにはあらかし。但日本紀は先に成り、日本書紀は後に成しかば、其日本紀の文に依て、修られし段もあるべきはもとよりにて、しか採撫ふにつけては、假名を漢字に改めらるゝこと、これまた論なし。さてまた平田翁が、日本書紀は、右の假名日本紀を、總ての元書として修はれたりと云れたれど、其説も信がたし。弘仁私記序、釋紀共に更撰と云るは、和銅七年に上奏れる日本書紀に對へて、今存る日本書紀を撰べる由なるべけれど、此又假名本を嫌ひて、日本書紀を修られたりと爲る徴とは云がたく、また私記に假名本を古本と云ひ、日本書紀を後本と云るは、當時さる名目もありしなるべけれど、これはた日本紀は日本書紀の元書たる證とすばかりの事にもあらかし。○中略されば右の假名本を元として、修られたりといへるは、推當の説と見てありぬべし」と云はれてある。

註釋本 本書を註釋したるものは、古く養老年間に始まり、その後數度に、博士達の進講に便せんが爲に記した私記と云ふものがある、これは大かた字訓の事を主として、事實に涉ること少く、元寫本にして殘缺のものなれば世に傳本少く、今現存せるは神代紀だけである。釋日本紀二十八卷(十五冊)。これは後深草天皇の頃、卜部懷賢の撰べるものにて、本書の全部を通じて所々を解釋してある。その解釋には往々信じ難き説もあるが、書中引用する書には、上宮記、私記、古風土記等の、亡佚して世に傳はらざるものゝあるのは、最も注意すべき點である。刊本もあるが、國史大系所收本は、前



田侯爵家藏本により校合してある。この外、刊本の註釋書の主なるを擧ぐれば、一條兼良著の日本紀纂疏二卷(二冊)。これは神代卷を漢文にて註釋したるものにて、卷首自序の次に、この書の綱領を擧げて、この書を修する事をいへる舊説を記し、舍人親王、安麿等の傳、及び和訓に本末あることなどを論じてある。日本書紀神代卷合解十二卷、寛文四年刊、これは神代卷に就き、忌部正通の神代卷口訣(五卷)、卜部兼俱の神代卷鈔、大外記環翠の神代卷講義の三部を合卷とせるものである。次は谷川士清の日本書紀通證三十五卷(二十四冊)寶曆十二年刊、卷一は彙言十九條附錄三編、この書の大意、傳來の事、神代文字の事、舍人親王傳等を記し、卷二より卷七迄は神代紀、卷八より卷三十五に至りて、神武紀より持統天皇紀までを註記してある。古今諸家の説を折衷し、且つ書中の熟語成語は、一々經史佛書を引きてその出典を證し、漢文にて註釋してある。次は河村秀根の書紀集解三十卷(二十冊)天明五年の自序、卷首に總論八條を擧げて、論國家之號、論繫國家之號、論著作之人、論書紀之名、論雜載一説、論訓、論諸本、論註例等を述べてある。これは通證と異り、紀の全文を擧げ、校訂を加へたれど、獨斷の傾向がある。次に字句を抄出して、その出典、字義の類を漢文にて註してある。近代の刊本にては、敷田年治の日本紀標註二十六冊、明治二十四年刊、前記の通證、集解の説に自説をも交へて、假字文にて記し、簡にして要を得てをる。次には飯田武郷の日本書紀通釋七十卷(五冊)明治三十五年刊、日本書紀の註釋書の白眉と云ふべきものにて、古今の諸説を網羅し、自己の研究を

加へて大成せられたるもので、予が講義も、専らこの二書に據るのである。なほこの他に、鈴木重胤の日本書紀傳、洋本二十九卷(六冊)、これは、書中を神世七代章、八洲起元章、四神出生章、瑞珠盟約章、寶鏡開始章、寶劍出現章、天孫降臨章等に分ち、四十一卷百四十七冊に作る、その註釋は博引旁證、詳細を極めたものである。久しく寫本として、僅の人の架藏するに止まりしが、明治四十三年より同四十五年に亘りて、秋野庸彦氏の校合の下に、洋裝本として出版を觀るに至つたのは學界の爲に喜ぶべきことである。

一書 この書の本文の後に、他の傳説を列擧して、一書曰と記されてあるが、この一書も一の古傳であつて、本文もまたその古傳中の一である。されば本文必ずしも正説としたのではない。そこに撰者の意を用ひられた所が見ゆる。この一書曰の文は、神武紀以後は、細註であるが、神代卷のみは一字を下げて、大字に書いてある。これに就いては、本居翁の日本紀警華山陰に、「原は皆細註なりしとおぼしくて、類聚國史には、一書は皆細註にてあるなり。但しそれも今の本どもは、多くは今の神代卷の本どもの如く、本文にして書たるを、まれには細書にしたる本もあるぞ、古本の儘なるべき。其故は同書第四の卷、伊勢大神宮部に、一書の文を擧られたるに、神代下注曰とあり。注曰とは細注の由と聞えたり。然るを今の神代卷諸本、一書を一字低て本書と均しく大字に書るは、後の人のしわざとこそおぼゆれ。類聚國史も今大字にせる本は、後の神代卷の本に倣ひて、又後の人のしわざなる



べし。大かた一書を大字にしたるは、口訣の本などや始ならん。○下とあるは尤の説にて、前記異本中に挙げたる田中本よりも時代古しとの審定ある故末松謙澄子の藏なる神代紀斷篇（今は佐々木信綱博士の藏）は、一書の文であるが、それは細註である。この外丹鶴本、北野本、玉屋本、三島本等も皆細註であるに據りて觀ても、古くは一書曰は、細註であつたことが證明せられる。然らば、現今の流布本の様に、一字を低下して大書にしたのは、何時頃からであるかと云ふに、それは、吉田兼俱卿抄に、「流通の本には、一書を如註の細字に書之ぞ。吾祖兼延曰、此一書は天上天下海中の神の語り、與正文不可優劣也。故家本には一字下て大字に書之ぞと云り。件の如くなれば、一書を大書にしたるは卜部家の本より起れるなり。」とあれば、吉田家の本が始であらう。

日本書紀卷 第一

神代上

神の代と云ふのは、人の代と云ふに對へて稱へたのである。神は、本居宣長翁の説に據れば、「さて凡て迦微とは、古の典に見えたる天地の諸の神等を始めて、其を祀れる社に坐す御靈をも申し、又人は更にも云はず、鳥獸木草の類、海山など、其餘何にまれ、尋常ならず、すぐれたる徳ありて、可畏きものをば迦微とは云なり。」と云はれたる通り、其の身も、或は顯れ、或は隠れ、出沒常なく、人よりは思慮も優れて、此の世の人は、如何に尊く畏きも、奇異なることはなし得ないから、神々の所知看せる御代、即ち鷓鴣草葺不合尊までを神代とし、橿原朝（神武天皇）より以來は、世間の様も新まつて來たから、これより以下を人代と云つたのである。また本居翁は、「さて神代とは、人代（人代と云へる即ち現世なり）」と別て云稱にて、神の所知看る御代と云意なるが、何時の頃より、しか云初しと云に、皇孫瓊々杵尊の此國土に天降給ふ時、現事、顯露事は、皇孫尊に治しめ、神事、幽事は、大己貴命の掌給ふ事と定まりて、是より顯世と幽世と二に分るゝ事と成ぬ。されば皇孫瓊々杵尊の御世となりて、天地初發の時より、大己貴命以前を幽世とは申し、此時より後をば、人世と爲るにぞ有ける。さてしか、瓊々杵尊より以來をば、當時人代とは定め給へる物から、幽世顯世の差別、



猶いまだ分明しからず。次々の御世治しめすさま、總て神なるは更にもいはず、なほ神代のありさまなりければ、既に記傳にも、何時までの人は神にて、何時より以來の人は神ならぬと云、際やかなる差はあらぬ故に、萬葉の歌どもなどにも、唯古を廣く神代といへり。然れども、猶事を分て云ときは鶉鷓草葺不合尊までを神代とし、白檮原朝より以來を人世とす。信に此朝の時より、世間のありさま新まりしかば、然も云つべきものなり」と云つてをる。されど大國主命が、現事露顯事を、皇孫瓊々杵尊に譲られ、自己は神事幽事をのみ掌られたので、それ自體を以て時代別の標準となし、天孫降臨以前を神代とし、以後を人代とするのは如何にと思はれる。寧ろ之を標準としないで、此の時天孫降臨と云ふ歴史上の一大時期を畫する國體上、政治上の大變動が起つたから、之を以て時代別の標準となし、天地初發より大國主命の國土讓與までを神代となし、天孫降臨以後日向朝三代を以て、人代とするのが至當のことであらうと思ふ。けれども日本紀は、これを標準とせず、神武天皇の東征を以て神代と人代との區別を立てゝをる。これは要するに、前述の通り日向朝三代は、皇威西陲にのみ及び未だ日本國土全體に及ばず、世態の變革も亦著くなかつたので、神代の部に編入したのである。

かくて古來より、神代紀を二卷に別ち、一を神世七代、二を八洲起元、三を四神出現、四を瑞珠盟約、五を寶鏡開始、六を寶劍出現、七を天孫降臨、八を海宮遊行、九を神皇承運とし、總てを九章に段落して、講讀に便にし、今もなほ此の名稱を踏襲してをる。

(神世七代章)  
 古天地未割、陰陽不分、渾沌如雞子、溟滓而含牙。及其清陽者薄靡而爲天、重濁者淹滯而爲地。精妙之合搏易、重濁之凝竭難。故天先成而地後定。然後神聖生其中焉。

〔譯讀〕 古天地未だ割れず、陰陽分れざるとき、渾沌たること雞子の如く、溟滓て牙を含めり。其の清陽かなる者は、薄靡きて天と爲り、重く濁れる者は、淹滯きて地と爲るに及びて、精く妙なるが合へるは搏ぎ易く、重く濁れるが凝れるは竭り難し。故天先づ成りて地後に定まる。然して後神聖其の中に生れます。

〔考異〕 未割の割を、丹鶴本、熱田本、北野本等に割に作る、今寛文版本に従ふ。○竭難の竭を、原本に場に作り、鎌倉本、慶長活字本、淮南子等に竭に作る。玉屋本、三島本、楓山本等竭に作るに従ふ。

〔語釋〕 古天地未割、天は大虚空の意、かく天地と正しく對へ云ふ時は、實物を指したもので、清陽者薄靡而爲天とあるを云つたのである。地は地球の義である。○陰陽不分、陰陽とは、天地萬物に牝牡の性を具ふるを稱し、我が國の語にて、之を賣衰と云ひ、男女も之に含まれるのである。凡て陰陽は、宇宙の元氣にして、天地を始め有らゆる萬物は、之によりて悉く結び成るものである。○渾沌、如雞子、渾沌とは、圓在にて、天地と成るべき物の、未だ割れずして、混成にあるを云ふ。如雞子、



とは、天地と成り、陰陽と分るべき物の聚在りて、譬へば雞の卵子の黄白を混へてあるやうであるとの意。○溟、溟而含、牙、溟溟は氣隱にて、辭書に、溟溟、自然、氣也とあつて、元氣の溟々と滓れる中に、自然牙せるもの、有るを云ふ。即ち口訣に、如、雲掩將、雨之謂とあるが如く、水蒸氣の凝結して雲となり、其の中に雨の牙せる如く、雞子の如きもの、聚まり、圓なる中に、天地の元因となれるものを牙せりといふ意。牙は次に狀如、葦牙とある牙と同じく、芽のことである。○清、陽者、薄靡而爲、天、清は清澄の義、陽は明麗の意、薄靡は足長引にて、その牙を含んだ中に、清陽なる物は、上の方へ霞の如くたなびき騰りて天と成つたといふ意。その爲、天とは、日の御國にて、天常、立尊が之を造成されたのである。○重濁者、淹滯而爲、地、重濁者とは清陽者に對へて云うたので、濁は土凝の義、即ち其の含める中に、重く濁りたる物は、下方につゞき沈みて地となりしとの意。淹滯は重濁れる物の聯り附きて、圓く國の形を成せる狀を云ふ。爲、地は大地となれる意にて、國常立尊これを成し給うたのである。○精妙之合、搏、易、搏は扇也とあるが如く、扇ぎ易さにて、昇り進むことの易さをいふ。即ち天地の割れ定まるとき、彼の清、陽にして、精しく妙なるもの、天となれるは、合搏ぐこと速かにして易かりしといふ意である。この搏の字は、淮南子には專に作り、阿都麻留と訓み、字書には搏專同義として、搏の音團、掬擊也とあつて、アフグといふ意義は無い。○重濁之凝、塌、難、その中に重く濁るもの、地となれるは、凝り塌ること難くして遅かつたといふ意。○故、天、先、成、而、地、後、定、故の言義は、古

事記傳に、迦禮は迦々禮婆の切りたる辭ならむか。迦々禮婆は、如此有者にて、上を承て、次の語を發す言なりとある。天、先、成、而、とは、天は地に先立て成りたりといふ意。○然後、神、聖、生、其、中、焉、天、先、づ、成、り、地、後、に、定、ま、り、て、然、し、て、後、に、神、聖、の、始、よ、り、其、の、中、に、在、し、ま、す、こ、と、を、知、り、し、の、意、。さて上件、天地未割にも、陰陽未分にも、渾沌如、雞子、にも、清陽者、薄靡而爲、天、にも、重濁者、淹滯而爲、地、にも、神、聖、此、に、在、し、て、此、を、造、成、玉、は、ず、ば、い、か、で、か、も、天、地、の、成、立、べ、き、理、由、が、あ、ら、う、。これ即ち、造化三神の御しわざである。けれども、その神體は、奇異にして靈妙なる大御靈にましますれば、如何にもその形狀を窺ひ知ること出来ぬ。日本書紀通證に、渾沌則未、可、謂、天、地、含、牙、則、未、可、謂、神、聖、。故、天、成、地、定、。然後、神、聖、之、實、可、以、見、矣、と云へるは、實に然ることである。在、其、中、云、々、に、就、い、て、は、書紀傳に、釋紀に、私記曰、師說生、其、中、已、上、者、序、文、と、有、れ、ど、も、此、は、天、地、陰、陽、割、分、の、古、傳、を、一、に、統括たる文なるを、漢籍にも然る古説のある上は、更に別に新意を加へて、書記させ給ふべきに非らざれば、其れに委任せ給へる故に、序文等別なる物の如く思ひ取れりしなり。此章は天地造化の起原を記させ給へる所なるに、正書に神名の出たるは、國常立尊に始まれば、此より以下は神名によりて、古傳に載せられ、其以前のことは、古説を以て記して、神名は漏されたれども、神此に在して、其始を成給へるが故に、神聖在、其、中、と云て、一書に譲りて、其主宰の神に在す由を曉らしめ給はん料なり。斯れば、右に説ける如く、古事記に傳はれる趣にも、其義を明らむれば、然のみ相背けることは



少かも無かるめる者なるをや、と説いてある。實に鈴木重胤氏の云はれたる如く、之を序文とする釋紀の説は、その當を缺いてをる。これは前述の如く本文で、天先づ成り地後に定まつたが、之は神が、最初から其の中に在<sub>ま</sub>しまして造成せられ、而して後に顯はれ給うたから、其の中に在りと書いたのである。

なほ造化三神に就いては、飯田武郷翁は、此神等始て世に成出ませる神にはあらざれども、造化三神は、紀記ともに成坐とはあれども、天地の未無し以前より在<sub>ま</sub>れば、其成坐し始を知るべき由のなきを、天地成立し後に、成坐る神達は、既に三柱大神坐<sub>ま</sub>して、其成始を知<sub>し</sub>ける事なれば、此神等を始とは語傳へしなりけり。こゝに神聖生<sub>ま</sub>其中とあるも即其意なりと知べし、と通釋に説かれてある。

さて以上の文は、二中歴乾象歷に、古天地未<sub>レ</sub>割、陰陽不<sub>レ</sub>分渾沌如<sub>二</sub>鷄子<sub>一</sub>而含<sub>レ</sub>牙、其清陽者薄靡爲<sub>レ</sub>天、其重濁者淹滯爲<sub>レ</sub>地、故天先成地後定、然後神聖坐<sub>二</sub>其中<sub>一</sub>矣、此事出<sub>二</sub>淮南子<sub>一</sub>并日本紀<sub>二</sub>矣と引いてあるが、書紀の本文とは、大に出入がある。按ずるに、この一章は、我が古傳説を證明せんがために、漢籍に云へる説を序文として引いたのであるから、その引き方も大らかなのである。然るを。後世日本紀を講讀する繼々の博士等が、三五略記、淮南子等にある文を、原文の通に引き加へて、今の本文の如くにしたものであらう。

故曰、開闢之初、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也。于時天地之中生<sub>二</sub>一物<sub>一</sub>、狀如葦牙、便化爲神、號國常之尊。至貴曰<sub>レ</sub>尊、自餘曰<sub>レ</sub>命、並訓<sub>二</sub>美舉<sub>一</sub>等也、下皆倣<sub>レ</sub>此、次國狹槌尊、次豐斟淳尊、凡三神矣。**乾道獨化所以成此純男**

〔譯讀〕 故曰く、開闢之初、洲壤の浮れ漂へること、譬へば游ぶ魚の水の上に浮けるがごとし、于時天地の中に一の物生り、狀葦牙の如し、便化爲る神を國常立尊と號す。至て貴を尊と曰ひ、自餘を命と曰ふ、並に美舉等を命と曰ふ、並に美舉等に倣へ、次に國狹槌尊、次に豐斟淳尊、凡て三神ます。

〔考異〕 注の並訓の二字を、類聚國史には此云とあるが、然すれば他の例どもには符合する。

〔解釋〕 故曰、これは下文の成<sub>二</sub>此純男<sub>一</sub>までにかゝつてをる。上の古天地未<sub>レ</sub>割より神聖在<sub>二</sub>其中<sub>一</sub>焉とあるまでは、古傳説の大綱を總括して簡約に云うたから、此よりその徵證となるべき古傳を擧ぐるのである。○開闢之初、これは上に天地未<sub>レ</sub>割とある物の初めて剖分るゝを云うて、彼清陽者云々爲<sub>レ</sub>天、重濁者云々爲<sub>レ</sub>地、とある時を指したのである。即ち天のことは、天先成と上に言終めたるからに、これは地後定と云ふ所由を語り初むる所である。一書に、天地初判、古事記の序に乾坤初分云々、陰陽斯開云々、古語拾遺に、天地剖判之初云々、とあるも同一の義である。○洲壤浮漂、洲壤は國土の意で大地である。さてこの國とは、極界め境目のある意にて、後に云ふ郡な



どに同じけれど、地は大にも小にも亘りて總名で、即ちこの大地の事である。古事記傳に、「都知とは、もと泥土の堅まりて、國土と成れるより云る名なる故に、小くも大きにも言ひ、小くはたゞ一撮の土をも云、又廣く海に對へて、陸地をも云を、天に對へて天地といふ時は、なほ大きにして海をも包たり」と云うてある如く、土をばその地盤を以て云ひ、國とはその居住に就いて云ふ事なるが、又これを合せて國土とも云ふ事は常である。此に洲壤云々とはあるが、これは元來今の如く人民の住居すべき、國土の成就して在りしと云ふのではない。いはゞたゞ潮に泥の混りたるものを云うたに過ぎない。浮漂は大虚空の中に浮び漂ふ意である。○譬 譬喩と熟する字にて、書言大全に、不正言一托物以諷之曰喩と見えてある。○猶 猶魚之浮水上 上に重濁之凝場難と有るもの、状を譬へたのである。游魚は、昔は魚のおよぐをアソブとも云うた。古事記の歌に、斯本勢能那袁理袁美禮婆、阿蘇毘久流、志毘賀波多傳爾云々といふのがある。さて一書、また古事記には、これを浮膏に譬へ、第五の一書には浮雲にも喩へてある。○于時 ソノトキと訓む。書紀傳に、紀の例、其所にて直に在るを是時と記され、少にても猶豫あるを于時と書され、其事に指次ながら、其間合あるを、是後と書き、其事を記りて事の改る時には、然後と記されたり」と見えてある。○天地之中、虚空中の意。虚空中のことは、次の第二の一書に、國雅地雅時、譬猶二浮膏一而漂蕩、于時國中生物、状如二葦牙之抽出也とあるに同じく、次に生出し一物は、この浮漂へるもの、

中より、萌騰つたのである。○如葦牙 葦牙は、古事記に、阿斯訶備とあるにて、その訓がわかる。葦は和名鈔に、蘆葦、兼名苑云、葦一名葦、爾雅注云、一名蘆、和名阿之、とあるから、葦も蘆も同じ物である。この葦牙とは、葦の牙の僅に生ひ初めたるをいふ。如しとは、状態の類似せるのみかその形もよく葦牙に似たとの意。通釋に、「此は其一物の形の葦牙に似たるなり、一書に、状如二葦牙之抽出」とあるに依て、たゞに抽出たる状の、似たるをのみ云ふと見るべからず。此に因て成坐る神の御名にしも、負せ奉りしを以て、其いとよく似たりけんほどをしるべし。さてこのもの抽出たるは、即神と成べき物實にて、此に因て成坐るは、葦牙彦舅尊をはじめ、國常立尊以下、次々伊弉諾尊、伊弉册尊まで、みなこの物に因て成坐るなり。記に國雅如二浮脂一而、久羅下那洲多隨用幣玩之時とあるは、こゝに洲壤浮漂譬猶二游魚之浮水上也、とあるに同じく、ひろく伊弉諾尊の御時までの世のありさまを云ひ、如葦牙一因二萌騰之物一而、成神名宇麻志阿斯訶備比古遲神次天之常立神云々、次成神名國之常立神云々、次伊邪那伎神、次妹伊邪那美神とあるまで、一聯に書續けたるを以て知られたり」と見えてある。○便化爲神 便は句を隔て、上の猶三游魚之浮水上也を受くる字。化爲は、この物の變りて、彼の物に化れる義。即ち天御中主尊、又高皇產靈尊、神皇產靈尊の、奇く靈き御所爲に依りて、この葦牙の如き物に託て、かく化爲出給うたのである。鈴木重胤の説に、「游魚は、浮雲、浮膏など譬へたるものと同じく、葦牙の如く一物の立昇り去り



し根にて、其の葦牙の如きものに因つて、成坐る神は天神、浮膏の如き物に因つて成坐せる神は國神なり。記傳に、此第六一書に、「天地初判有物若葦牙生於空中、因此化神、號天常立尊、次可美葦牙彥舅尊、又有物若浮膏生於空中、因此化神、號國常立尊」と有るを引き、此に葦牙の如くなる物に因て成坐る神は天常立尊、浮膏の如くなる物に因て成坐る神は國常立尊と申す。以て天地と分れたる事を知るべしと云はれたるは、實に動くまじき説にて、右の御紀の文を總括て讀解に、大に力ともなる名説なりかし云々」と云うてをる。○國常立尊 記傳に、國とは天に對へて此國をいふ。常立、一書に底立とあり。か、れば登許は曾許と通ひて同じ。凡て底とは、上にまれ、下にまれ、横にまれ、至り極まれる所を、何方にても云ふ。立は都知と通ひて同じ。其例は、國狹槌尊を、亦曰國狹立尊とあるこれなり。即ちこの御名は、國之底都知にて、國の底ひの限を所知看すより負ひ給うたのである。○至貴曰尊云々 記には美許登に、總て命字を通用せり。こゝにかく注されたるは、これ至尊と自餘との、稱の同じさを忌みて、それを別たむ爲に、日本紀撰者が、かく定めたのである。尊字は、説文に、高稱也、廣韻に、重也、貴也、君父之稱也とあり。命字は説文に、使也。玉篇に、教令とあり。共に言義は、御言の義である。萬葉新考に、「美許登の本義は御言告を負持より云へるにて、是多陀用幣流之國を修理固成可き。天神の命令を負持ち賜へるより伊邪那伎命、伊邪那美命と申し、高天原、青海原、夜食國を知し食せとの御祖の命を各受賜へれば、

天照日女命、月讀命、須佐之男命と申し、天照大御神の御言告を負持賜ひて天下知食すより、天皇を天皇之神御言能など御言と申し、臣の名に命とあるも、君命を奉負持てばなり、轉りては命令は受けざるをも、尊みて某命を稱へ、又父命、母命、孀命、妹命、汝命など云ふ事になれり云々（摘要）」と云うてをる。この至貴とは、天御中主尊より次々の遠皇祖神等、又は御世々々の天皇、及び皇后、皇太子等をも申すのである。そこでミコトに命の字を書けるは御言の借字である。○國狹槌尊 狹は眞の義にて美稱とすべく、槌は上の常立の立と通ふ豆知である。古事記には、國常立尊、豐樹淳尊の二柱のみありて、この神は見えぬから、飯田翁は、「按ふに神世七代のうちに、此一神入りては、記の趣にては八代に成れり。故この紀は、本書に角織尊、活織尊二一世なく、一書に、大戸之道尊、大苦邊尊、二世略かれて、七代の數は全けれど、右の神等なくては、いづれも記の傳と合はず。故熟考るに、此は記の趣正しくて、此紀の國狹槌尊は、神代系紀に、國常立尊、亦云國狹立尊、亦云國狹槌尊とありて、國常立尊の亦名なり。國常立、一書に國底立とある、底は狹と殊に近し、故かく見る時は、此神を略しまつり、右四柱の神等を、盡く數に入奉りて七代に數らるゝなり。かくてこそ、天常立尊、國常立尊と相對ひ、葦牙彥舅尊と、豐樹淳尊と相對ひ坐る事實にも、よく合ひて通ゆなれ」と云つてをる。○豐樹淳尊 豐は物の足ひ饒なる意の言にて美稱。斟淳は借字にて、久牟は物の集り凝る意と、初めて芽す意とを兼ねたる言、淳は御名による



に主の意。古事記には、此神の名を豊雲上野神と云ひ、雲字の下なる上字は、雲を上聲に誦めと注意してをる。さて樹淳は、古事記傳に、久牟は久美、久比、許理など、通ひて、物の集り凝る意と、初て芽す意とを兼ねたる言にて、この二意又自ら相通へり。物集り凝りて物の形は成るものなればなり、されば久牟とは、かの一物の沌凝生て、國土と成るべき初芽なる由を以て云ひ、淳は一書の御名に依るに主の意なり。なほ此神の御名、一書にあまた見えたる此彼引合せて、其義をささるべし」と云つてをる。○三神、すべて幾神と申すべきを幾柱と云へるは、古は神も人も、貴んで呼ぶに幾柱と云うた。按ふに、尊き神、また人は、家に柱のある如く、此の世中に數多立ち並びて、天地四方を齊へ保ち給へること、柱の如き有様なるより、かく云うたのである。記傳に、「凡て古は、神をも人も數へて幾柱と云り。神はもとよりの事にして、皇子等などをも然云る常の事なり。や、後には、三代實錄、清和天皇の詔に、太政大臣一柱と詔ひ、うつぼ物語に、大將なる人の女等の事を云に、今一柱はと云り、皆貴人の上の事なり。云々」と見えてある。○乾道獨化、獨化は下なる相參の對にて、乾陽の純化せる故に、男神のみ成坐し、次なるは乾陽坤陰相參りて化せる故に、男女耦て生坐せるを云ふ。撰者の強く漢めかさため、かく潤色を加へて書いたのである。賀茂真淵翁の説に、「乾坤之道相參而化云々、これらは潤色の漢文にして、さらに古傳説には非ず。總て乾坤など云ふことは、唐一國の私の妄説にこそあれ、實にさる理はあることなきを、如何なれば、か

ゝるうるさき外國言を書加へて、清らかなる古傳をもかく害はれけむ、當昔上も下も頓漢めきたる事を喜び給へる世なりしかば、かゝる文を太しき事には爲られたるなる可し云々」と云つてをる古事記には、此二柱神者獨神成坐也と見えてをる。獨神とは、次々の男女耦ひて成坐る神等と別ちて、唯一柱づゝに成坐て、配ひ坐す神なきを申す。けれども、この十字は、後人の加筆との説もある山本廣足の神代卷講述抄に、「乾道獨化云々の十字不審くて、後人の加筆せるにやなど思ひ疑ひ侍りし頃、大外記中原朝臣師光が長寛元年奏覽の勘文を見しに、此十字をのせ侍らざりし、其後或抄に國初文記を引いて、又此十字をのせ侍るにぞ、いよく加筆にやと覺え侍るになん」と云つてをる。

(第一)  
一書曰、天地初判、一物在於虛中。狀貌難言。其中自有化生之神、號國常立尊、亦曰國底立尊、次國狹槌尊、亦曰國狹立尊、次豐國主尊、亦曰豐組野尊、亦曰豐香節野尊、亦曰浮經野豐買尊、亦曰豐國野尊、亦曰豐齧野尊、亦曰葉木國野尊、亦曰國見野尊、葉木國此云播舉矩爾。

〔譯讀〕 一書に曰く、天地初めて判るとき、一の物虚中に在り。狀貌言ひ難し。其中に自ら化生る神あり、國常立尊と號す、亦國底立尊曰す、次に國狹槌尊、亦國狹立尊と曰す、次に豐國主尊、亦豐組野尊と曰す、亦豐香節野尊と曰す、亦浮經野豐買尊と曰す、亦豐國野尊と曰す、亦豐齧野尊



と曰す、亦葉木國野尊と曰す、亦國見野尊と曰す、葉木國此を播舉矩爾と云ふ。

〔考異〕 浮經野豐買尊 玉屋本に浮經野尊、亦曰豐買尊に作る。○國見野尊、吉田本及寛文版本には國の字無し、玉屋本に有り、今之に従ふ。○葉木國此云云々 葉木國以下の九字、版本には次の一書の可美の上に在り、今釋日本紀に據りて改め移す。

〔解釋〕 天地初判 欽明天皇紀に、天地剖判之代、古語拾遺に、天地剖判之初などある。○一物在、於虛中、この一物は、本書に、生一物、狀如葦牙と云へる物に同じく、この物に因りて、次々の神等は、皆化ませるのである。虛中は、大地の周圍を見晴して、大空といふ際、空しさあたりをひらく云ふ。ソラといふ言の義は、書紀傳に、外にて、内の反對也。其宇良は安米都知乃會許比能宇良爾(萬葉集十五)など云ひて、天地の限り極る方を云ふ。此は神も人も住着く處なるが故に、内と云、其限より外なる空虛の所を外とは云るなり。されば會羅は、天地と云物有し後の名なりと知るべし。さて外内の羅は、其狀を云る添辭なり。○狀貌難言 其の一物の大虛空に浮漂へる時の狀貌の、何とも譬へて言ひがたいとの意。○其中自有化生之神 其中とは、彼抽出たる一物の中といふこと、自は自然のこと。○亦曰 亦の名といふこと。亦名と云ふは、その本の御身から、御魂の分れまし、て、別に一柱の神となりまして、別の御行事をなしたまふに依りて、御名の亦別に有もあり、又一身にして二名坐すもあり、その神々によりて心得べくことである。○豐國主尊 主は主宰たる義、

それよりして尊稱ともなる。○豐組野尊 前の豐斟淳と同義。○豐香節野尊 節は普通布志と訓めれど、もと節は、布と云ふ一言が本なれば、こゝも香節は加布と訓み、買と同じくて、その加比は久比と通ひ、久比は久美と通ひて斟淳と同意である。○浮經野豐買尊 浮はかの一物の空中に浮漂へる意。記傳に浮は泥、經は含にて、かの物の中に、地と成べき物の含まりたる由なり。花の未開ぬを、ふまると云と同じ、次の葉木國と合せ考ふべしとある。野は斟淳の淳と同じこと。○豐齧野尊 齧は杙の借字にて、國の締となるべき神徳のましまし、ものか。○葉木國野尊 葉木は含むにて、上に云うた意である。○國見野尊 見は御にて、野は主のこと。

(第二) 一書曰、古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩。于時國中生物、狀如葦牙之抽出也。因此有化生之神、號可美葦牙彥舅尊。次國常立尊。次國狹槌尊。可美此云于麻時、彥舅此云比古尼。

〔譯讀〕 一書に曰く、古國稚く地稚かりし時、譬へば浮べる膏の如くにして漂蕩へり。其時國の中に物生れり。狀葦牙の抽出たるが如し。此に因りて化生る神あり。可美葦牙彥舅尊と號す。次に國常立尊。次に國狹槌尊、可美此を于麻時と云ひ、彥舅此を比古尼と云ふ。

〔考異〕 彥舅此云比古尼。この七字、原次の一書の下にあるは誤。釋紀に據りてこゝに移す。



〔解釋〕 國稚地稚、記には、國稚如ニ浮脂而、久羅下那須多陀用幣流之時とありて、記傳に、和訶志とは、凡ての物の未なりと、のはざるを云て、書紀などに幼字をも訓み、中昔の物語書などにも、人の幼稚さを云ること多し云々とあり。さてこゝは、本書に、洲壤浮漂といへる物の事である。○浮膏 次の浮雲とおなじ譬にて、大地球となるべき状態を、天上より見そなはして語り傳へたものである。○漂蕩 定まらぬ状にて、船又は波などにいふ。○國中 この國中といへるは、かの浮べる膏の如く漂へるもの、中をいふ。この物即て國土と成れば、これはその成れる後の名を假りて云うたのである。○葦牙之抽出 記には、如ニ葦牙一萌騰之物とあり。また一書には、如ニ葦牙之初ニ生泥中ニ也とあり。抽出をヌケイデタルと訓るは、その物の虚中に見るゝを云うたのである。○號ニ可美葦牙彦舅尊 此の御名の可美は字の如く美稱。葦牙は上に云うた。彦は男を稱美て云ふ稱。記傳に、凡て男に比古、女に比賣と云は美稱にて、比とは凡て物の靈異なるを云。天照大御神の御事を、書紀に靈異之兒とある意にて、比古比賣は、靈異之兒と云意なり。遅は男を尊みて云稱なり。老人と云も尊むより出たるなるべし。意富斗能地神、書紀の鹽土老翁などの遅も是なり。さて比古遅、袁遅など云ときは濁れども、本書は清音、云々、この神は、葦牙の如くなる物に因て成坐る故に、かく御名づけ奉れるなりと云うてある。

〔第三〕 一書曰、天地混成之時、始有<sub>ニ</sub>神人焉。號<sub>ニ</sub>可美葦牙彦舅尊。次國底立尊。

〔譯讀〕 一書に曰く、天地混成れなりし時、始めて神人います。可美葦牙彦舅尊と號す。次に國底立尊。

〔考異〕 神人の下の焉の字、玉屋本には無し。

〔解釋〕 混成之時 混成の字は、老子に見えて、上の渾沌と同じこと。記傳に云く、混とは未分れずして、滂りて一沌なる事にて、即此物の始て生出たるを、混成とは云るなりと。○始 平田翁は、この始といふ字について、天御中主尊、高皇產靈尊、神皇產靈尊も、紀、記ともに、成坐とはあれども、此神等は、天地をも造玉ひし神なれば、天地混成の時に當りて、始て生出玉ひし神には坐さず。然るに、葦牙彦舅尊をば、既に三柱の神御坐て、その成始を知し看けむ事灼然し。これ此神をば始と語り傳へしなるべし。」と云はれてある。○神人 山蔭に、神人の人字は漢文のかざりなり。此神等は人と云べきに非ずと云はれてある。

〔第四〕 一書曰、天地初判、始有<sub>ニ</sub>俱生之神。號<sub>ニ</sub>國常立尊。次國狹槌尊。又曰、高天原所生神名曰<sub>ニ</sub>天御中主尊。次高皇產靈尊。次神皇產靈尊。皇產靈此云<sub>ニ</sub>美武須昆。

〔譯讀〕 一書に曰く、天地初めて判るゝとき、始めて俱に生いづる神います。國常立尊と號す。次に國狹槌尊。又曰く、高天原に所生神の名を天御中主尊と曰す。次に高皇產靈尊。次に神皇



産靈尊。皇産靈、此を美武須毘と云ふ。

〔解釋〕 俱生之神、口訣に、與天地俱生神とあるが如し。○又曰、又かゝる傳説ありと曰ふことにて、此は右の天地初判、始有俱生之神とあるを受けて云へる傳である。○高天原、高天原は、其原始は、天の中央なる神の坐處を云るに始りて、なべて天神等の坐す御國をも云、また此照します天日をも云。又たゞに大虚空をも云ひて、古書に、高天原と云へる、さす所いと潤し、一區域に限りて云名にはあらず。まづこゝに大概を説べし、さるは、古語拾遺に、此の傳を天中所生神名曰天御中主神とある天中と云るは、天之中央と云る事なるが、其天之中央とは、天御國の中央にて、天神等の神域にて、古書に高天原と云る、大方こゝをさすなり。此大神始て、其天中央に現出まし、即其御名を、天御中主尊と申奉れるなり。されば其天之中央を高天原と云ぞ、この號の見えたる始なるか。其天御國は、大虚空の上方に在を以て、轉りては、總ての大虚空をも云、また天つ日は、かの大虚空の中央に位を定めて、是即天の眞區とも云べき所なる故に、其をも高天原と云けり。かく高天原は、汎き號にしあれば、古書に見えたるところ、一區域の稱にあらず。上古はたゞ大らかに總括て、云稱と爲りしものなり。されば、おのゝ古書に見えたる一箇をとりて、こゝぞかしこぞと、古來種々に云なれど、皆いづれも、其根元を究得られざりしなり。」と通釋に云はれてある。また記傳に、高とは是も天を云稱にて、たゞに高き意に云るとは聊異なり、日の枕詞に高光と云も、天照と同意。高御座も、天の御座と云ことにて、是等の高も同じ、又高行や、隼別などは、虚空を高と云へるなり。今世にも天つ虚空を然言ことあり。原とは、廣く平らなる處を云、海原、野原、河原、葦原などの如し。萬葉の歌には國原ともあり、かゝれば天とも天原とは云なり。さてそれに高てふ言を添て、高天原とは、此國土より云ことなり、と云はれてある。○所生、アラスのアレは、顯にて、人などの生るゝを然云も、その意同じ。○天御中主尊、御名義は、記傳に云、御中は眞中と云むが如し。凡て眞と御とは、本通ふ辭なるを、やゝ後には、分て御は尊む方、眞は美稱ると、甚しく云と、全きことゝに用ふ。されど、古の言の遺れるは尙通はして、眞野熊とも、三熊野とも云る類多し、又眞と云べきを、御と云るも、御空、御雪、御路など多かり、御中も此類なり。天のみならず、國之御中、里之御中なども、萬葉歌にあり。主は主宰たる義なり。其より轉りては尊稱ともなれるなり。さて此大神は、古語拾遺に、天地剖判之初、天中所生之神、とあるが如く、天の中央に其位を定め給ひ、終古不易に鎮り坐々て、其奇靈なる神徳は、宇宙に偏く充亘り、至らぬ限なく、はた神と云神の限り、此大神の分靈ならざるはなき天神に坐ませるが故に、古より殊更に、其所と定めて、齋き奉りし御社とてもあらざりしなりけり」とある。○高皇産靈尊、高は美稱、別の御名を高不神と申す。皇は御と書けるも同じく、これも美稱である。産は男子、女子、また苔のムスなど云ふムスにて、物の成出るを云ふ。靈字は比と云によく當れり、凡て物の靈異な



るを比といふ。されば産靈とは、凡て物を生成すことの靈異なる神靈を申す。○神皇産靈尊、神皇は高皇とならびたる稱辭なり。さてこの高皇産靈神は男神にまし、神皇産靈尊は、記に神産巢日御祖命とも出て、女神におはします。記傳に、世間にあることとは、此天地を始て、萬の物も事業も、悉に皆、此二柱の産靈大御神の産靈に資て成出るものなり。されば、世に神はしも多に坐ども、此神は殊に尊く坐々て、産靈の御徳申すも更なれば、有が中にも、仰ぎ奉るべく、崇き奉るべき神になむ坐々ける」と云れてある。

〔第五〕一書曰、天地未生之時、譬猶海上浮雲無所根係。其中生一物、如葦牙之初生泥中也。便化爲人號國常立尊。

〔譯讀〕一書に曰く、天地未だ生らざる時、譬へば猶海上に浮べる雲の根係る所無きが如し。其中に一の物生れり。葦牙の初て泥の中に生たるが如し。便化爲人は國常立尊と號す。

〔考異〕浮雲、寛文版本に浮雪に作るは誤にて、類聚國史に浮雲とあるに従ふ。

〔解釋〕天地未生之時、浮雲の如くなりし物出來りて、浮漂へりし程の事にて、其物未だ天とも地とも成ざりし時を云て、第三一書に、天地混成之時とあるも、同じ趣なる傳なり、と鈴木重胤は云はれた。○如葦牙云々、平田翁は、此なるは狀如葦牙と云と、泥中より生初たる如しと云と、

二つを兼たるなりと云はれてある。○溼、和名抄に、泥和名比知利古、一云古比千と見えて、土に水の滲りたるにて、俗に云ふドロと云物である。この傳にては、天地の未だ混沌として分れざる際に、其物の中に、葦牙の如くなるもの、初生たる狀に云るにて、聊か異なる傳である。

〔第六〕一書曰、天地初判、有物若葦牙生於空中。因此化神號天常立尊。次可美葦牙彦舅尊。又有物若浮膏生於空中。因此化神號國常立尊。

〔譯讀〕一書に曰く、天地初めて判る、時、物あり、葦牙の如く空の中に生れり。此に因りて化りませる神を天常立尊と號す。次に可美葦牙彦舅尊、又物あり、浮べる膏の如くにして、空の中に生れり。此に因りて化りませる神を國常立尊と號す。

〔考異〕又の下集解に曰の字あり、補ふべきか。

〔解釋〕有物如葦牙、此は第二の一書に、國稚地稚之時云々、國中生物、狀如葦牙之抽出、また第五の一書に、天地未生之時云々、其中生一物、如葦牙之初生葦中云々、と同じく、上にも云るが如く、是神と成るべき物實である。○又、又の一説のこと。

次有神溼土煮尊、溼土此云須毗尼、亦曰沙土煮尊、溼土根尊、沙土根尊。

〔譯讀〕次に神います泥土煮尊、(泥土此を于毗尼と云ふ)、沙土煮尊、(沙土此を須毗尼と云ふ、亦



泥土根尊、沙土根尊と曰ふ)

〔解釋〕 泥土煮尊沙土煮尊 この神の名義は、記傳に、宇は泥なり、後世の歌などに、泥を宇伎と云ることあり是なり。須は土の水と分れたるを云ふ。されば泥土とは、かの如三浮膏一物の、潮と土と混淆て、未分れざるを云ふ。沙土とは、其潮と土と漸分れたるを云ふ。土は土形、築牆などの比地にて、土の總名に取れるなり、と云うてある。煮は一の御名に根と申せり。煮根通音にて、同じく尊稱なり。さらば、泥土煮尊は、彼の漂へるもの、潮と土と混淆て、未だ分れざる程の御名、沙土煮尊は、其物の漸く分れて、沙土となれる程の御名なりけり」とある。記には、この神の次に、角織尊、活織尊を入れてある。

次有神、大戸之道尊、大苦邊尊、

一云大戸之邊、亦曰大戸摩彦之尊、大戸摩姫尊、亦曰大富道尊、大富邊尊、

〔譯讀〕 次に神います、大戸之道尊、大苦邊尊、(一に云く、大戸之邊、亦大戸摩彦尊、大戸摩姫尊と曰ふ、亦大富道尊、大富邊尊と曰ふ。)

〔考異〕 この段、版本には、大戸之道尊一云大戸之邊、大苦邊尊云々とあるが、今は釋日本紀亂脱校本に大戸之道尊、大苦邊尊と書きつゞけたる本によつた。一云大戸之邊の六字も同本に據つた。

〔解釋〕 大戸之道尊、大苦邊尊 この名義、大は稱辭、戸之は殿、苦は富の通音である。富は家の事に古く云るを通はして、苦とも云うた。道は上に云へる比古遲の遲に同じく、邊は男神の道に對へて、女を尊む稱である。されば、この御名は、大殿道、大殿邊と申す心ばへである。○一云大戸之邊、この御名は、大戸之道尊に、正しく對へる御名である。○大戸摩彦尊、大戸摩姫尊、戸摩は次なる斗美の通音。彦姫は男女の稱であれば、これにて道と邊とを、男女の稱なりといふ事が知らるゝ。○大富道尊、大富邊尊、富も殿と同じく、もと家作の事を云ふ。されば、戸之も富も、ともに家作に付ての御名なる事が明かである。

次有神、面足尊、惶根尊、

亦曰三吾屋惶根尊、亦曰三吾忌檀城尊、亦曰三青檀城根尊、亦曰三吾屋檀城尊、

〔譯讀〕 次に神います、面足尊、惶根尊、(亦吾屋惶根尊と曰ふ、亦吾忌檀城尊と曰ふ、亦青檀城根尊と曰ふ、亦吾屋檀城尊と曰ふ。)

〔考異〕 版本には、吾忌の吾字を脱してある。類聚國史に據りて補うた。

〔解釋〕 面足尊、記傳に、此字の意の御名なり、面の足と云は、不足處なく具りと、のへるを云ふ、さて泥土煮沙土煮尊より、女神男神の御形はありしかど、未だ片生なる御身にて坐々けんが、此神に至りて、始て御面を始め、手足其餘も盡く満足て、麗はしさ少男少女の御形姿を備へ玉ひしなり」とある。○惶根尊、惶とは、可畏み貴ばるゝ事である。女男の御形姿満足はせるにあはせて、



其女男の元處の具備させたまへる御名である。かくて、この二神の御名を、面足尊、惶根尊と申し奉るは、男神女神の御體の具足へるに付て、夫婦の交を既に爲玉はんとすべきさざしのあらはれたまふ時の御名である。○吾屋、惶根尊、吾忌、檀城根尊、青檀城根尊、吾屋檀城尊、この四つの御名と、以下沫蕩尊の御名をも、合せて考ふるに、アヤもアユもアワも、みな通音にて、その本はアヤである。記傳に云く、阿夜は驚て歎く聲なり、皇極紀に、咄嗟を夜阿とも阿夜とも訓り、又阿夜と云て歎くべき事を阿夜爾云々とも云り、又阿那も阿夜と通へり。阿那可畏と全同じとある。

次有神、伊弉諾尊、伊弉册尊。

一書曰、此二神、青檀城根尊之子也、一書曰、國常立尊生天鏡尊、天鏡尊生天萬尊、天萬尊生沫蕩尊、沫蕩尊生伊

弉諾尊、沫蕩此云阿和那岐。

凡八神矣。一乾坤之道相參而化所以成此男女

自國常立尊迄伊弉

諾尊伊弉册尊、是謂神世七代者矣。

〔譯讀〕

次に神有す、伊弉諾尊、伊弉册尊（一書に曰く、此の二神は、青檀城根尊の子なり。

一書に曰く、國常立尊は天鏡尊を生ませり、天鏡尊は天萬尊を生ませり。天萬尊は沫蕩尊を生ませり、沫蕩尊は伊弉諾尊を生ませり、沫蕩此を阿和那岐と云ふ）凡て八神矣、國常立尊より伊弉諾尊、伊弉册尊まで、是を神世七代と謂ふ。

〔考異〕

細書夾注の一書曰以下五十五字を、版本に大書別提としたれど、今類聚國史及び警華山

陰の説に従ひて改む。丹鶴本、北野本等皆夾注とする。○生伊弉諾尊、玉屋本、尊の下與伊弉册尊の五字が有る。○乾坤之道云々、この十四字は、易繫辭に、乾道成男、坤道成女など云へるより、思ひ附たるものにて、後人の攙入であらう。

〔解釋〕

伊弉諾尊、伊弉册尊、この名義は、平田翁は、口訣に、伊弉は誘語と云り、信に此二

柱神適合して、國土を生成さむと、互に誘ひ催し給へる意にて、伊弉之岐伊弉之美、と負せ奉りしなるべし、之を那と云る例あまたあり」と云はれた。さて岐と美とは、大戸之道尊、大苦邊尊の道と邊、又大戸摩彦尊、大戸摩姫尊の彦姫と同じ事にて、男神女神を別ち奉つてある。次に、この御名の文字の諾は、奴各反なれば、吳音那久なるを、久を岐に轉じて用ひ、册は冉と同字にて、奴甘反なれば、これも吳音奈牟なるを、奈美に轉じ用ひたのである。この册の字は、六朝の俗字であつて、從來種々の字を書いてあるが、故文學博士木村正辭氏の櫛齋雜攷に詳細に説明されてある。○國常立尊生天鏡尊云々、通釋に、これは甚く異なる傳にて、國常立尊、天鏡尊を生ますと、後の御世繼の様に記されたるは、その天鏡尊の生出給ひし起本は、國常立尊に基き給ひしよしを、かやうに語り傳へたるなり。さて天鏡尊と申すは、いかなる神ぞと申すに、涅土煮尊沙土煮尊にぞ坐べき。さるは、まことの推測言にはあれど、試にいばば、國常立尊幽に立て、この國土を修理固成さんとおもほす時運に當りて、涅土煮尊、沙土煮尊二神を、顯身に化成坐る、其の御名を、天鏡尊と



申奉りし由ありしならん。次に成坐る天萬尊は、大戸之道尊、大苦邊尊にぞ坐べき。其の次に成坐る沫蕩尊は、吾屋惶根尊にあたります、上の一書に、二神は青檀城根尊之子也、とあるにて一神なる事が知らるゝとある。○神世七代 記には、上件自二國之常立命以下、伊邪那美神以前、并稱二神世七代、上二柱獨神各云二一代、次雙十神、各合二神云二一代也。とある。神代とは、人代と別て云ふ稱にて、それは皇孫尊天降かみよたふまして、大已貴命と幽世顯世を分け所知看しかば、この御時より以前を神代とし、これより以後を人代としたのである。こゝに國常立尊より、伊弉册尊までを、神世七代と分けて云へるは、いかなる事ぞと云ふに、神代とは、廣く大已貴命までを云ふ名にはあれども、この伊弉册尊まで七代は、天地の初の時にして、神の状も世の状も、後々の神代とは、甚しく異なりしかば、世に七代の神世とは區別して云うたのである。また記傳にも云はれし如く、以上の十一柱神のうち、初の三柱は獨神成坐し、(記には獨神二柱なり)、次に八柱は、女男二柱づゝ、耦坐せれば、(記には十柱なり)、只十一柱の神世と云うては、その趣分りがたき故に、後の世嗣の例に准じて、假に七世とは申したのである。世字と代字とを書き別けたのは、只文字を易へた迄のことと、神代七世と書くも同じである。

一書曰、男女耦生之神、先有泥土煮尊、沙土煮尊、次有角穢尊、活穢尊、次有面足尊、惶根尊、次有伊弉諾尊、伊弉册尊、穢穢也。此云久比。

〔譯讀〕 一書に曰く、男女耦生の神は、先泥土煮尊、沙土煮尊有す、次に角穢尊、活穢尊有す、次に面足尊、惶根尊有す。次に伊弉諾尊、伊弉册尊有す、穢は穢なり。此を久比と云ふ。

〔考異〕 穢穢也、此云久比。版本に此云久比の四字無し。されど釋日本紀注音部に、穢穢也と出されれば脱たることは疑がない、この穢穢也の注、三島本、玉屋本には無し、書紀集解は、これを後人の加へたるものとして刪りたれど、邊に刪り去ることもいかゞと思はるゝ。

〔解釋〕 耦生 記に、この神等の所々に、某神次妹某神と見えたる、これ男女耦生坐るのである。○角穢尊活穢尊 角穢の角は本草などの芽立を角といふ。穢は記に杙に作る、共に借字にて芽久牟、角久牟の久牟である。組と云ふは、物と物と合せて、形質を成す事に云ふ。活は生活く義である。この二神は、生植と氣形の形を成させおはし坐ける由に縁て、負せ給へる御名である。

伊弉諾尊、伊弉册尊立於天浮橋之上、共計曰、底下豈無國歟、廼以天瓊矛指下而探之。瓊玉也、是獲滄溟。其矛鋒滴瀝之潮凝成一島、名之曰磯馭盧島。

〔譯讀〕 伊弉諾尊、伊弉册尊、天浮橋の上に立して、共に計らひて曰く、底下に豈國無からめやとのたまひて、廼以天瓊矛を以て、指下して探りまし、かば、(瓊は玉なり、此を努と云ふ)。是に滄溟を獲き、其の矛の鋒より滴瀝る潮凝りて一の島と成れり。名づけて磯馭盧島と曰ふ。



「考異」 注の瓊玉也云々を、天瓊の下にあるは誤である、今は釋紀亂脱に據りてこゝに入る。  
○天瓊矛 版本に天の下之の字あれど、これは無き例なれば、通釋の説に従ひて削除する。

「解釋」 この章は、前段に云へる、國土未だ固まらず、彼の渥土沙土未だ入り渇り、水母の如く浮漂ひて在りし時、別天神と坐す天御中主尊、高皇產靈尊、神皇產靈尊の御靈に依て、幽にはそれを修理給ふべき國常立尊、國狹槌尊、豐斟淳尊成坐し、顯には渥土煮尊、沙土煮尊以下八神成坐して幽と顯とに分て、漸々に國土の形をなせるが、伊弉諾伊弉册二神は、天神の勅命のまに、現に此の世界を立給はむと、天神より賜はれる天瓊矛を以て、彼の渥土沙土の入り渇りし一物を、畫探り畫凝して、一島と成し給ふ。これ即ち礮馭廬島なり。これ即ち大地球の顯れ出たる始なり。二神即ち其の處に大殿を立て、家居をはじめて其處に住給ふ。其の時運に當りて、顯身の女男の御形體も、漸々に麗しく成整ひ、夫婦の道を始め玉ふべくなれりしかば、互に相愛相諾ひて、遂に大禮を行ひ給ふ。是に於て、まづ其の住給へる礮馭廬島の傍なる、淡路洲より始めて、次々同じ水土なる大八洲國に、夫々の神を生班ち給ひて、其の國々を作らしめ給ふ。此の生坐る神等、國々の國魂の神と成坐て、遂に天神の御詔の如く、國土を修理固成せるに至れるまでを、語傳へたる章なりと通釋に云はれてある。

伊弉諾尊伊弉册尊云々 この段の始は、第一一書に、天神謂伊弉諾尊伊弉册尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穂之地、宜汝往修之、廼賜天瓊矛、於是二神立於天浮橋云々とあり。また記にも、於是天神詰命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神修理固成是多陀用幣流國、賜天瓊矛而言依賜也、故二柱神立天浮橋云々と見えて、二柱神は高天原に坐したが、この時天神等の詔命を受賜りて、國修理に天降り坐したのである。さればこゝも、一書また記の如く、必ずさる事あるべきに、記されざるは略かれたのである。○天浮橋 記傳に、天浮橋は、天と地との間を、神等の昇降り通ひ玉ふ路にかゝれる橋なり。空に懸れる故に浮橋とはいふならん云々とある。播磨國風土記に、賀古郡益氣里有三石橋、傳云、上古之時此橋至天、八十八衆、上下往來、故曰八十橋、とあるも、天に往來し一の橋と見ゆる。また平田翁は、天浮橋は、神の天より降り給ふ時に、大虛空に浮べて乗給ふものなる故に浮橋といひ、また如此乘て往來することは、水を乗る舟と等しき物なる故に天磐船とも云ふなり、と云うてある。○立 記に、訓立云、多々志とありて、延たる言である。○曰、ノリタマハクと訓む。記傳に云ふ、能流とは、人に物を云聞することなり。己が名を人に云聞すを名告と云にて知べし。告また謂などの字をも、能流と訓ること、記中又萬葉などに數多かり。賜は尊みて申す附辭なりとある。○底下、これは天浮橋之上とあるに對したる言である。○無國歟、この時は未だ國と云ふべき状態にはあらざれども、修理固成せる後の名を以て、その初をも如レ此國とは語り傳へたのである。○天瓊矛、天と冠らせたるは、天上にて物し給ひしものをば、



惣て天と云へるを、後には尊みて、天某と云ふが多くある。瓊、矛は玉矛と云ふが如く、玉を以て  
 筋りたる矛を云ふ。古代は、かゝる物にも、玉を以て筋りたる普通のことである。玉を努といへる  
 は、記傳に、瓊響瑤々、此云三奴儼等母由羅爾とある奴儼等は、即瓊の響なり、かくて瓊を、書  
 紀に常に邇と訓めば、それを通音に奴とも云しなるべしと云うてある。矛は、古書に多く見えて  
 上代には、殊に常に用ひし兵器である。その名義は秀木で、秀とは、矛の鋒の尖れるを云ふ。後に  
 も槍の身を穂と云ふ。○指下、かの漂蕩へる一屯の物の中に指下し給うたのである。○探之、探り  
 求むる意、俗語にカキマハスと云ふに同じこと。○滄溟、滄溟は、和名抄に、阿乎宇奈波良と注  
 し、青海原の義である。平田篤胤翁は、記に天神の是漂在國と指し詔へる一物を、廣く見悠かした  
 る状もて稱へる名なり、青とは見遙かしたる状の、蒼々と廣く見ゆる故に云と云はれた。また鈴木  
 重胤氏は、獲滄溟と有は一島の成れるのみに係れるならず、大八洲國を生給へるも、其滄溟の中にて  
 の事也と云うた。○滴瀝之潮凝成一島、記傳に、和名抄、潮和名字之保とあり。又これを斯富とのみ  
 云るもつねのことなりとある。さてこゝに、かく潮とあるにて、其一物は、潮に泥の和りて在し質  
 なることが知られる。凝は、記に潮許々袁々呂々邇とありて、記傳に、彼矛もてかき給ふに隨ひて、  
 潮の漸々に凝ゆく状なり。即許袁呂と凝と言も通へり。とある。○礮馭廬島、私記に、自凝之島也、  
 猶如言言自凝一也とある。かのコヲロコヲロにかき成し給へる潮の滴の、自然に積りて成れる故の  
 名である。この島の所在に就いては、古來諸説ありて一定せず。私記には、今見在淡路島西南角  
 小島是也、云俗猶存其名と云ひ、口訣には、在淡路西北隅一小島、と云へり。また淡路常磐草に  
 は、今淡路の東方の海中なる沼島也と云ひ、礮馭廬島日記には、其島の西北隅なる繪島也と云ひ、  
 礮馭廬島三所辨（淡路の人山口俊樹の著）には、三原郡下八太村なる自凝島古丘は、丘の高さ四間  
 許、周廻百五十間、方五反三畝、南北へ長く東西短し、古松多く生たり、丘の頂上に二神の社あり、  
 南向にて、其ほとり鶴鶴石と云ふありとて、これをまことの島なりと云うてある。されど新撰龜相  
 記に（この書は、淳和天皇の天長七年即ち今より千九十六年前、卜部遠繼の撰述する書にて四卷あ  
 る）據れば、淤能基侶島、在紀伊國海部郡、此以西加太浦建加太驛、通淡路國津名郡由良驛、其  
 加太驛乾有伴島、此島西南有淤能基侶島、島體圓六十町、無有人居、高二十丈許不見草石、  
 唯有聚木茂高、相去伴島二三〇、亦非人居、兩島同根屬也、潮生通海、凡此三島從良連  
 坤としてある。さてこの伴島の西南にある島は、今何れに當るぞといふに、菅政友氏は、伴島の西  
 南は即て今云ふ苦島の沖島にて、方位今のすがたに少しも違はず。地誌提要に、沖島、地島の四十  
 二町にあり、東西十六町二十二間、南北四町三十間と見ゆ。さて釋紀に、礮馭廬島を、或説今在  
 淡路國東由良驛下とあるも、この沖島によく當れり。よりにて思ふに、延喜、承平の頃までも、な  
 ほ此島を以て、礮馭廬島と云し説のありしことは明らかしと云はれた。



二神於是降居彼島、因欲共爲夫婦產生洲國、便以礮馭盧島爲國中之柱、

美籛旨、而陽神左旋、陰神右旋、分巡國柱同會一面、時陰神先唱曰、憲哉遇可

美少男焉、少男此云鳥等孤、陽神不悅曰、吾是男子理當先唱、如何婦人反先言乎、事

既不祥、宜以改旋。

〔譯讀〕 二神是に彼の島に降居りまして、共爲夫婦して、洲國を産生むと欲す。便ち礮馭盧島

を以て、國中の柱として、(柱此を美籛旨遷と云ふ)、陽神は左より旋り、陰神は右より旋り、  
國柱を分巡りて同じく一つ面に會ひき。時に陰神先づ唱へて曰く、「憲哉、遇可美少男、(少男此  
を鳥等孤と云ふ)、陽神悦びずして曰く、吾は是れ男子なり、理當に先づ唱ふべし、如何にぞ婦人の  
反りて言先つや、事既に不祥、宜く改め旋るべしと。」

〔考異〕 美籛旨遷の旨 版本背に作るは誤なれば、こゝには正した。○憲哉 昌平坂學問所本、  
活字本には憲を喜に作る。

〔解釋〕 降居 天より降り居坐るのである。○爲夫婦 上には遷合と書き、記には美斗能麻  
具波比とある。記傳に、美斗は御所なり、所を斗と云、其が中にも、夫婦隠り寝る所をも分て所と

云けむ、麻具波比は、婚はひなり。麻具とは、女に適合ことなり。波比は、其形容を云辭なり。味  
波比、福波比、觸波比などの波比に同じ。されば、御所之婚の義なり」とある。○國中之柱 第一  
書に天柱、記に天之御柱、舊事紀に國中之天柱などあれば、これは即ち天柱なることが曉ら  
る。○陽神陰神 伊弉諾伊弉册の二神にて、唯女神男神と稱すべきを、例の漢文の潤飾にて、か  
やうに書いたのである。○分巡國柱 記傳に、凡夫婦適合の初に、先柱を行廻ること、上代の大  
禮と見えたり。此は其男女適合の始にして、先此禮を行ひ給ふことは甚々深きことわり有ことなるべ  
し」とある。さてこの國柱は、礮馭盧島の中に指立玉ひし戈を國柱と見立てたのである。○憲哉  
記には阿那邇夜志とある。記傳に阿那は、古語拾遺に、事之甚切皆稱阿那一とあり、何事にま  
れ、さし當りて切に思ゆるを阿那云々と云り、さて其邇は、一書に美哉、また妍哉と書て、此云二  
阿那而惠夜と見え、又神武紀に、妍哉は阿那珥夜とあり、字書に、憲悦也とも注し、妍麗也とも、  
美好也とも注せり、此等の字を以て、邇といふ言の意を解るべし」とある。されば惠夜は、記の夜  
志の如くにして、みな歎の辭である。○遇可美少男焉 記には愛袁登古袁とある。記傳に、愛は、  
一書に可愛又善とあり、是等の字にて其意顯なり、袁登古は袁登賣と對ふ稱にて、若く壯なる男を  
云り、終の袁は、餘と云に通ひて、袁登古餘と云はむが如しとある。○男子 ヲノコと訓るは、男  
の子の義にて、老幼にかゝはらず、男子の通稱である。○理 通證云、言割也と云り、言を立るを



言立といひ、言を止むるを言止と云ふ如く、言の條理を分て云ふを言割とは云なり、とある。○婦人、御巫清直氏の永正本にメノコと訓るよろし、女之子の義にて、男子に對へたる女子の稱である。○不祥、サガナシは、自然然あるべきさまに背き違へるを云ふ。

於是二神却更相遇、是行也、陽神先唱曰、熹哉遇可美少女焉、少女此云、鳥等咩、因問陰神曰、汝身有何成耶、對曰、吾身有雌元之處、陽神曰、吾身亦有雄元之處、思欲以吾身元處合汝身元處、於是陰陽始違合爲夫婦。

〔譯讀〕 是に二神却りて更にめぐり遇ひたまひぬ。是行は陽神先唱へて曰く、熹哉、遇可美少女焉、(少女此を鳥等咩と云ふ)、と、因りて陰神に問ひて曰く、汝が身、何の成れるところか有る、對へて曰く、吾が身に雌の元といふ處あり、陽神曰く、吾が身に亦雄の元といふところ有り、吾が身の元の處を以て、汝が身の元の處に合はせむと思欲ふ。是に陰陽始めて違合爲夫婦したまひき。

〔考異〕 因問、顯昭古今集注に引るには、この因問の上に、陰神後和之曰、喜哉遇可美男の十三字がある。かゝる古本もあつたであらう。○雌元、版本に雌元の上の一の字がある、今は釋紀に據りて削れる通釋の説に據る。○汝身元處、版本に身の下之字がある、丹鶴本、三島本、玉屋本等に

無ければ取らぬ。

〔解釋〕 少女、鳥等咩と云ふは、ヲトコに對へて、若く盛なる女を云ふ稱である。○何成耶、これは御體の上になれることを、問ひかけさせ玉うたのである。○雌元之處、雄元之處、記には、吾身者成々而不二成合一處一處在、また成々而成餘一處在とありて、即ち女男の陰處である。○陰陽陰神陽神と云ふべきを略したのである。○違合、説文に違遇也と注してある。

及至產時、先以淡路洲爲胞、意所不決故名廼生大日本豊秋津洲、日本此云耶麻騰、下皆效之次生伊豫二名洲、次生筑紫洲、次雙生億岐洲與佐渡洲、**象此也**次生越洲、次生大洲、次生吉備子洲、由是始起大八洲國之號焉、**即對馬島、壹岐島、及處々小島、皆是潮沫凝成者矣、亦曰水沫凝而成也、**

〔譯讀〕 産む時に及至りて、先づ淡路洲を以て胞として、(意に快ざる所なり、故名づけて淡路洲と曰ふ) 即ち大日本豊秋津洲を生む、(日本此を耶麻騰と云ふ、下皆之に效ふ)、次に伊豫の二名洲を生む、次に筑紫洲を生む、次に億岐洲と佐渡洲とを雙に生む、次に越洲を生む、次に大洲を生む、次に吉備子洲を生む、是に由りて、始めて大八洲國の號起れり。即ち對馬島、壹岐島、及處



々の小島は、皆是潮の沫の凝りて成れる者なり。亦是水の沫の凝りて成れるとも曰ふ。

〔考異〕 意所不快云々、この十一字を版本に大字に作るは誤である。山陰に云ふ、或本に細書にしたる宜しとあり、日本紀竟宴歌集本にはこの十一字無し、後人の加筆の注の如くなつたものであらう。○日本此云々、この注を、版本に大日本と豊秋津洲との間に入れてあるは誤である。釋紀亂脱に據りて改め、こゝに置く。○億岐洲、版本に億を隱に作る。北野本、應永本及び類聚國史等に據りて改む。○世人或有三雙生云々、この十字は後人の攙入であらう。長寛勘文及び平氏傳雜勘文に引けるに無きは、古き本のまゝであらう。

〔解釋〕 淡路洲、記には生子淡道之穂之狹別島とある、この洲は、記傳に、南海道の淡路國なり、和名抄に、阿波知とあり、名義は、阿波國へ渡る海道にある島なる由なりと云うてある。○爲胞、胞は、其の假名古書に未だ見當らず、名義も詳ならず、鈴木重胤氏は、爲胞は、最初に出來れる子長なるよしを以て、淡路島爲兄と云傳へたるを、言の同じさまに、兄を胞と誤れるならん」と云うてある。また飯田武郷氏は、按に胞は、今云胞衣の事にはあらじ、こゝにてはたゞ大凡に腹と見てあるべきか、淡路洲より次々大八洲みな、一腹に生給へるよしを、かく云るなるべし」と云うてある。○大日本豊秋津洲、大は尊稱、日本は皇國の總名にてはあれど、この件の趣によれば、四國九州等を除き、長門より陸奥出羽までを總べたる名である。豊は美稱、秋津洲と云ふ名義は、神

武紀に、腋上曠間丘に登り、國形を廻望ませる所に、雖内木綿之眞達國、猶如蜻蛉之聳帖焉、由是始有秋津洲之號也」とある詔より起れる名にて、もと畿内の大和の國內の地名なるが、遂に天下の大名に成つたのである。○伊豫二名洲、記には生子伊豫之二名島、此島者身一而有四面、每面有各名、故伊豫國謂二愛比賣、讚岐國謂二飯依比古、粟國謂二大宜津比賣、土左國謂二建依別とある、記傳に、此は阿波、讚岐、伊餘、土左の四國を總たる名なり、さて此は伊豫郡より出たる名なるべし、二名は本より大名なるべし、此名義は、名は借字にて二並なり、さてこの島は、飯依比古と愛比賣と女男並び、建依別と大宜津比賣と、又並べるを二並と云り」と云うてある。○筑紫洲、この島も、もと一國の名より出て、遂に總名となつたのである。記傳に、此島後に西海道と云九國となる(俗に九州といふ)。さてまた其一國の筑紫も、後に二國に分れたり。其は和名抄に、筑前筑紫乃三知、筑後筑紫乃三知とある是なり、都久志と云名義は、筑後風土記に、三説ある中に、昔この前と後との堺なる山に荒ぶる神ありて、往來人多に取殺されき、故其神を人命盡神となむ云ける、後に祝祭て筑紫神と申すとあり、此説もありぬべく聞ゆ」とある。○億岐洲、一書に億岐三子洲とあり、名義は、記傳に、海原の奥中にある島を云なりとある。○佐渡洲、記傳には、名義狭門か、此島へ舟いる、水門のせばきにや、と云うてある。萩野由之博士は、この名義を解して、神代卷口訣に、世戸也といへる適當なるべし、世戸は瀬門なり、兩山の間海潮往來して、舟の通ずべ



き處、即海峡を云ふなり、大佐渡に小佐渡相對して門をなし、潮汐往來すべき國なれば、此名ありしならん」と云はれてある。○雙生 同じく萩野博士の説に、此雙生億岐洲與佐度洲の一句は、億岐洲を雙生し、佐度洲をも雙生したりといふ意なるべし、與は增韻曰、及也、とあれば、雙生を兩方へかけて意味を有たせたるものなり。さて億岐洲も雙子、佐度洲も雙子と云は、二國孰も二島づゝ海中に對峙するを以てなり」と云はれたるは適説である。○越洲 この洲は、第一及第六の一書に在りて、其の他の一書、また古事記にも見えぬ。谷川氏の日本紀通證には、北陸道三越加賀能登是也と云ひ、又は佐渡國なりとも云ふ説あれど、いづれも推量の説である。我が井上頼國翁は、越洲考に、古事記の國生の下には、越洲の名はなく、次 生 兩兒嶋、亦名謂三天兩屋、自吉備兒島并六とあり、この兩兒嶋即越洲にて、蝦夷樺太をいふなり、抑越てふ言の義は、籠障にて、彼國の曇りがちなりしより名づけしなるべし、兩兒嶋とは、樺太の土俗の傳に、カモイカラフトといひて、カモイは神の義、カラは體の義、フトは二の義にて、神の體を二に生成し給へるより如此は云ふなりとあるにて、名義も所在も明著なり」と記されてある。○大洲 記傳に、周防國大島郡是か、此郡は離れたる島にして、今八代島と云へり、上ノ關の東、安藝の嚴島の西南にあり、又筑前國宗像郡神湊より、今道三里北の海中にも大島あり、是か、胸形中津宮と申すはこの島なり。又肥前國松浦郡平戸の東北の方にも大島あり、是か、此外猶國々に大島と云は多くあれども、此なるは右の三

つの内なるべしとある。○吉備小嶋 吉備は後に三國に分る。和名抄に備前吉備乃美、知乃久知、備中吉備乃美、知乃奈加、備後吉備乃美、知乃之利とある是である。記傳に、名は黍より出たるなるべし、兒嶋は、吉備國に兒の如く附る故の名なるべし、後に備前國の郡になれり」とある。○由是 その數八に具へるを以て云ふのである。○對馬島 記傳に、名義は、萬葉十五に、毛布禰乃、波都流對馬とよめる如く、韓國の往還の舟の泊る津なる島なり、とある。○壹岐島 日本紀標注に、和名抄に壹岐島由岐と注し、萬葉十五に、由吉能之麻とよみ、懷風藻に、伊支連を、目錄には雪連に作れり、土人は今もユキと云り、同國石田郡海邊に、白砂の地ありて、肥前國呼子邊より見れば、雪の積れるなせり、故雪嶋なりしを、壹岐には轉じたるにや、とある。さて記には、此二洲大八洲の内にて、筑紫國の次に生坐り、伊岐島、亦名天比登都柱、津島、亦名天之狹手依比賣とある。○潮沫凝成者 これは上の矛鋒滴瀝之潮凝成二島、名之曰磯馭盧嶋、と云へる文より承たる辭にて、大八洲の本處なる磯馭盧嶋のみならず、大八洲及對馬壹岐はさらなり、其外名も知れぬ處々小嶋と雖、悉みな二神矛鋒の滴瀝より凝成れるものぞと云文にて、猶いはば、四海萬國の始といへども二神の固めなしたまへる事を、いと丁寧に語傳へたる文なり」と通釋に云はれてある通りである。

(第一) 一書曰、天神謂伊諾辨尊伊弉册尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜汝往



而脩之、廼賜天瓊矛、於是二神立於天上浮橋、投戈求地、因畫滄海而引舉之、即戈鋒垂落之潮結而爲島、名曰礮馭盧嶋、二神降居彼島、化作八尋之殿、又化豎天柱、

〔譯讀〕 一書に曰く、天神、伊弉諾尊、伊弉册尊に謂曰く、豊葦原の千五百秋瑞穂之地あり、宜しく汝往きて脩すべしと、廼ち天瓊矛を賜ふ、是に二神、天上浮橋に立して、戈を投して地を求む、因りて滄海を畫きなして引き擧ぐるとき、即ち戈の鋒より垂り落つる潮、結りて島と爲る、名を礮馭盧嶋と曰ふ。二神彼の島にあま降居して、八尋之殿を化作て、又天柱を化豎てたまひき。

〔考異〕 脩之、版本に脩を循に作るは誤である。今は多くの古寫本に従つて改めた。○天上浮橋、北野神社所藏の一峰本に、天浮橋上とあるがよいと思ふ。

〔解釋〕 天神、この天神は、上の一書に見えたる、天御中主尊、高皇産靈尊、神皇産靈尊を申すは無論なれど、こゝにては高皇産靈尊を指して申したのである。○豊葦原千五百秋瑞穂國、豊は稱辭、葦原は、續日本後紀卷十九の長歌に、日本乃、野馬臺能國袁、賀美侶伎能、宿那毘古那加、葦菅乎、殖生志津々、國固米、造介牟與利、云々ともある如く、當昔この浮漂へる土を造り固めむが爲に、葦を多く殖えられたるが、生ひ繁りたれば、その葦の中なる國となれるにより、葦原國とも、

葦原中國とも謂うたのである。千五百秋は、萬代不朽を祝たる辭、瑞穂は、記に水穂とあり、水は借字にて、みづみづしさを云ふ。穂は稻穂である。即ちみづくしき稻穂の生立てる國といふ義である。○脩之、鈴木重胤の説に、其は可三以治高天原也とある治字、可三以御高天原也とある御字などをシラスと訓る其義なる語ながら、此に唯に領知する事と思ふはあらず、國を生神を生、又悉に萬物を生成し玉ひて、形の如く此國土の成るまでの、萬事に係りたる御言なり」とあるは然る言である。○畫滄海、記傳に、畫は借字なり、式祈年祭祝詞にも、泥畫寄丘と書り、これら古より書來し字を、其まゝ用たる物なり、此迦久は、攪字などの意にして、俗語に迦伎麻波須と云が如し、さて其を迦久と云るは、凡て手末して爲るわざを迦伎云々と云、また必しも手して爲ねども、其状の同じさは、物もて爲る事をも然云なり、此は彼空中に漂へる、潮に泥の和れる一混の物を固めむ爲に、戈以て攪探り給ふなり」と云うてある。○化二作八尋之殿、記傳に、八尋は殿の廣さのほどを云、尋は兩手を伸たる長さを云、今人も然して一尋と定むるなり、其は手を廣げて度る故に、一廣げ一廣げの意なるべし」とあつて、幾尋となさ廣き大殿といふことである。化作、化豎は、記に見立とあると同じく、ミタツは、其の事を定め行ふをいひ、ミはみしあきらめのミに同じである。なほこれに就いて、鈴木重胤は見立は訓を主と爲るを、此化作化豎、共に義を以て記されたる、其は彼物を變て、此物と化す由なるが、此化豎天柱は、天瓊矛を突立て、天柱と化豎玉へるに依て



其義當れるを、此八尋殿は、何物を變てか、殿作とは化玉ひけん、其物實は知られぬを以、熟思ふに、神の靈異に依て、木石を用ゐずして、木石を以造れる如き、八尋殿は化作玉へるに因て、此にも化作字は被用たるものなり」と云はれたのは、尤の説である。

陽神問陰神曰、汝身有何成耶。對曰、吾身具成而有稱陰元者一處、陽神曰、吾身亦具成而有稱陽元者一處、思欲以吾身陽元合汝身陰元、云爾、即將巡天柱、約束曰、妹自右巡、吾當左巡、即而分巡相遇、陰神乃先唱曰、妍哉可愛少男歟、陽神後和之曰、妍哉可愛少女歟、

〔譯讀〕 陽神、陰神に問ひて曰く、汝が身に何の成れるところか有る、對へて曰く、吾が身に具成て陰元と稱ふ者一處あり、陽神の曰く、吾が身に亦具成て陽元と稱ふ者一處あり、吾が身の陽元のところを以て、汝が身の陰元のところと合せんと思欲ふと、爾か云ひて、即ち將に天の柱を巡らむとして、約束て曰く、妹は右より巡れ、吾は當に左より巡らむと、既にして分れ巡りて相遇たまひぬ、陰神乃ち先づ唱へて曰く、妍哉、可愛少男歟、陽神後に和へて曰く、妍哉、可愛少女歟、

〔考異〕 汝身陰元 版本に、身の下之の字がある、今は丹鶴本の無きに從ふ。○妹自右巡吾當左巡 版本左右の字を互に地を易へてある、今丹鶴本に因りて正す。

〔解釋〕 具成(なり)ては、戀々而、行々而などの格の言である。初め生み初より、漸々に成りて成り畢れると云うたのである。○約束 記傳に、知岐流は、行さきを懸て、云せむと、互に云固むるなり」とある。敷田年治氏は、チギルは、手握の轉略にて、上代物を約するには、必手を握りしなり」と云うてある。○妹 本イロトと訓めれど、イモと訓むが正しい。記傳に、伊毛とは、古夫婦にまれ、兄弟にまれ、他人どちにまれ、男と女と雙ぶ時に、其女を指て云稱なり」とある。さればこゝも、伊弉諾尊の、伊弉册尊に詔たまふ御言なれば、女神を指して妹といはれたのである。○妍哉云々 山陰に、此御詞、本書の憲哉も、下の一書の美哉も、こゝの妍哉も、皆古言は一つなるを、字をいろ／＼に換て書れたるなり、さればいづれをも同じく、こゝの訓注の如く訓べきなり、又本書焉字、此の歟字、これ又同じ事なり、下の一書には、此助字なきも又同じ、すべて同古言をかくいろ／＼に、文を替られたるは、此の紀の常なり」と云はれてある。妍は字書に、麗也とも、美好也ともある。アナは歎息の辭、ニは助辭、エヤは笑哉にて、咲ひたまへる狀を顯したのである。○可愛少男歟 善男ヲにて、このヲは歎息の辭である。

遂爲夫婦、先生蛭兒、便載葦船而流之、次生淡洲、此亦不以充兒數、故還復上詣於天、具奏其狀、時天神以太占而卜合之、乃教曰、婦人之辭其已先揚



乎、宜更還去、乃卜定時日而降之、故二神改復巡柱、陽神自左、陰神自右、既遇之時、陽神先唱曰、妍哉可愛少女歟、陰神後和之曰、妍哉可愛少男歟、

〔譯讀〕 遂に夫婦して先づ蛭兒を生む、便ち葦船に載せて流ちやりき、次に淡洲を生む、此れまた兒の數に充ず、故還りて復天に上り詣で、具に其の狀を奏したまふ。時に天神、太占以て占合て、乃ち教へて曰く、婦人の辭、それ已に先づ揚げたれば乎も、宜しく更に還り去るべしと、乃ち時日を卜へて降ります。故二神改めて復柱を巡りたまふ。陽神は左よりし、陰神は右よりして、既に遇ひたまふ時に、陽神先づ唱へて曰く、妍哉可愛少女歟、陰神後に和へて曰く、妍哉可愛少男歟、

〔解釋〕 蛭兒、記傳に、上代に蛭に似たる兒を云し稱也、此御子の名と心得るは非なり」とある。さてかやうに名けたる義は、いかにといふに、初め生れたまひしより、蛭の如く骨なく弱くて、萎々としてありしより、かくは云へるなるべく、一書に、雖已三歳脚猶不立とあるも、このわけである。○葦船、記傳に、葦を多く集めて、からみ作りたるにもあるべし、彼無間堅間之小船など思ひ合すべし」とある。○淡洲、同名のもの諸國にもあれど、新撰龜相記に、生淡島の下に、今在阿波國以東海中、無有人居、不入子列、とあれば、これ今の友島の離島にて、神島と云ふ島

で、紀伊國に屬してある。○不充兒數、記傳に、かの水蛭子は、流去給ひつれば、本より御子の數に入らざること知られたり、故淡島を是亦と云り、是等を御子の數に入ぬは、不良とて淡め惡み給へる故なり」とある。○還復上詣於天、この始に天降の御發途の事を、慥に云はれざれども、降居彼島」とある、それ即ち天より降り坐し、證である。上詣は、記に參上とある。○具奏其狀、記には、請天神之命とありて、記傳に、上件の狀を云々と、天神に白給ひて、是如何なる故ぞ、なほ如何し侍らむと伺ひて、其詔給ふ命を請玉ふなり」とある。具とは、平田翁も云はれたる如く、御柱を廻り給ひしより、水蛭子淡島を生給ひし狀までを、一々に奏し給へるをさして云うたのである。○太占、卜事のことである。太は稱辭、占は、伴信友の説に、任の義にて、麻々と云に同じければ、萬葉の歌どもは、麻邇麻とある麻邇と同言なり。さて麻邇といふ言の本は、麻の一言に任、字の義あり、そは任く、任せ、任かすなど、活用し云にて曉るべし」と云うてある。また敷田年治は、標注に、マニは眞似にて、兆に著れたるが、目指處に似たるを以云ふなり」と記してある。さてこの時の太占は、如何様なる御卜なりしか、傳なくて知るべきやうもない、これを鹿の肩骨を灼きて占ひしなど云ふは、押はかりごとにて取るに足らぬ説である。○卜合、ウラといふ言義は、ウラは裏にて、表に見はれぬ心を云ふのである。されば心裡に問ふ事なる故に、それを即て其の事の名に轉しウラといひ、又其の事を擬ふことに活かして云ふのである。○卜定時日、通證に、今按



昏禮擇二吉日良辰之縁也」とあれど、昏禮に限らず、すべてに吉日良辰を擇びしことは、太古よりの風俗である。

然後同宮共住而生兒、號大日本豊秋津洲、次淡路洲、次伊豫二名洲、次筑紫洲、次億岐三子洲、次佐渡洲、次越洲、次吉備子洲、由此謂之大八洲國矣、瑞此云彌圖、妍哉此云阿那而惠夜、可愛此云哀、太占此云布刀磨爾。

〔譯讀〕 然して後に宮を同くして、共に住ひて兒を生む、大日本豊秋津洲と號く、次に淡路洲、次に伊豫二名洲、次に筑紫洲、次に億岐三子洲、次に佐渡洲、次に越洲、次に吉備子洲、此に由りて之を大八洲國と謂ふ。瑞此を彌圖と云ふ、妍哉此を阿那而惠夜と云ふ。可愛此を哀と云ふ。太占此を布刀磨爾と云ふ。

〔考異〕 億岐 版本に隱岐とあれど、古寫本には、皆億岐に作る。

〔解釋〕 同宮、宮は御屋の義にて、上に云へる八尋之殿のことである。○億岐三子洲 億岐の國の形は、南北に流れ、南に在る島を嶋前と云ひ、北に在るを嶋後と云ひ、中に東西の二島ありて、實は四島なれど、東より見ても西より見ても、三島に見ゆる故に、三子洲とは云うたのである。さてこの嶋々の次第は、聊の異りはあれど、大方は古事記の傳と同じである。

(第二)

一書曰、伊弉諾尊、伊弉册尊二神、立于天霧之中曰、吾欲得國、乃以天瓊矛指垂而探之、得礮馭盧嶋、則拔矛而喜之曰、善乎國之在矣。

〔譯讀〕 一書に曰く、伊弉諾尊、伊弉册尊二神、天の霧の中に立して曰く、吾國を得んと欲す、乃ち天瓊矛を以て、指垂して探りしかば、礮馭盧嶋を得たまひき、則ち矛を抜きて喜びて曰く、善きかも、國の在りけること。

〔解釋〕 天霧 霧をサギリと訓めるは、下に氣噴之狹霧とある例にて、このサは發語である。これは次の段の一書に、我所生之國、唯有朝霧而薰潮之哉、と伊弉諾尊の詔給ひし如く、古國土も何も未だ無かりし間は、何處も霧にて塞がりて在つたのである。

(第三)

一書曰、伊弉諾尊、伊弉册尊二神、坐于高天原曰、當有國耶、乃以天瓊矛畫成礮馭盧嶋。

〔譯讀〕 一書に曰く、伊弉諾尊、伊弉册尊二神、高天原に坐して曰く、當に國有らむかとのたまひて、乃ち天瓊矛を以て、礮馭盧嶋を畫ささぐりなす。

〔考異〕 版本に、伊弉諾尊、伊弉册尊の二の尊字を脱す、今は丹鶴本に據りて補うた。○高天原 高の字、丹鶴本、北野本、熱田本等には無し、今は楓山本及び版本に従うた。



〔解釋〕 當有國 天神の仰せ給へる國は、必ず當に、この浮漂へるもの、中にあるべしと宣うたのである。○畫成 記に鹽許袁呂許袁呂邇畫鳴とあるも同じく、この畫成は、攪き寄せあつむることである。

〔第四〕 一書曰、伊弉諾尊、伊弉册尊二神、相謂曰、有物若浮膏、其中蓋有國乎、乃以天瓊矛探成一島、名曰礮馭盧島、

〔譯讀〕 一書に曰く、伊弉諾尊、伊弉册尊二神、相謂ひて曰く、物有り、浮べる膏の如し、其の中に蓋し國有らむかと、乃ち天瓊矛を以て、一の島を探り成す、名けて礮馭盧島と曰ふ。

〔考異〕 伊弉諾尊、伊弉册尊の二の尊字、版本には無い、玉屋本に據りて補つた。  
〔解釋〕 有物如浮膏、これは記に、多陀用弊流國とあると同じことである。○蓋 物を大抵に推量りて、然ならむと判る辭で、こゝは若國はなきかといふ意である。

〔第五〕 一書曰、陰神先唱曰、美哉善少男、時以陰神先言故爲不祥、更復改巡、則陽神先唱曰、美哉善少女、遂將合交、而不知其術、時有鶴鶴、飛來搖其首尾、一二神見而學之、即得交道、

〔譯讀〕 一書に曰く、陰神先づ唱へて曰く、美哉善少男、時に陰神の言先だてるを以ての故に不祥として、更に復改め巡る。則ち陽神先づ唱へて曰く、美哉善少女、遂に合交せんとして其の術を知らず、時に鶴鶴有り、飛ひ來て其の首尾を搖く、二神 見はして之を學びて、即ち交道を得つ。

〔解釋〕 合交 ミアハシは用語の體言となつたのである。○鶴鶴 和名抄に爾波久奈布里、と訓み、釋紀の秘訓には、爾波久奈布里とも、止豆木乎之閉止里とも、止豆木止里とも、都々那波世杼里とも、都々麻那婆志良とも訓べき五説がある。ニハクナフリの名義は、庭婚振にて、古く婚をクナキと云ひ、この鳥の尾を以て庭たぐが、婚ぐ振なるにより負ひたる名である。俗にセキレイというて、雀より大きく、羽色は薄黒く、腹は薄白く、止まれば尾を上下する小鳥である。○得交道 トツグは處に就くといふ義、婚、嫁などを然訓む。平田翁は、鶴鶴の尾を以て、地を叩く狀を見行し所思し附して、其狀を學びて、交合の狀を知り給へる由なり」と云はれた。

〔第六〕 一書曰、一二神合爲夫婦、先以淡路洲爲胞、生大日本豊秋津洲、次伊豫洲、次筑紫洲、次雙生億岐洲與佐度洲、次越洲、次大洲、次子洲、

〔譯讀〕 一書に曰く、一二神 合爲夫婦して、先づ淡路洲を以て胞と爲して、大日本豊秋津洲を生



む。次に伊豫洲、次に筑紫洲、次に億岐洲と佐度洲とを雙に生む、次に越洲、次に大洲、次に子洲、  
〔考異〕 淡路洲爲胞、版本に爲胞の上に淡洲の二字あるは誤にて、多くの古寫本にはこの二字は  
無し。

〔解釋〕 この一書は、本書と全く同じ傳で、たゞ伊豫二名洲を伊豫洲と云ひ、吉備子洲を子洲と  
云うたのが、聊か異なるばかりである。○子洲は吉備の子洲である。

(第七) 一書曰、先生淡路洲、次大日本豊秋津洲、次伊豫二名洲、次億岐洲、次佐度  
洲、次筑紫洲、次壹岐洲、次對馬洲、

〔譯讀〕 一書に曰く、先づ淡路洲を生む、次に大日本豊秋津洲、次に伊豫二名洲、次に億岐洲、  
次に佐度洲、次に筑紫洲、次に壹岐洲、次に對馬洲、

〔解釋〕 この一書について、通證に、此書每一洲、界、以海、大八洲稱、恐此爲二正說と  
見え、又山陰には、八の洲、本文一書ともみな異あり、いづれも古傳なるべけれど、其勝劣を云  
むには、第七ノ一書、(この一書のこと)記と同じき、これを中に正しかるべき」と云はれてある

(第八) 一書曰、以礮馭盧嶋爲胞、生淡路洲、次大日本豊秋津洲、次伊豫二名洲  
次筑紫洲、次吉備子洲、次雙生億岐洲與佐度洲、次越洲、

〔譯讀〕 一書に曰く、礮馭盧嶋を以て胞と爲して、淡路洲を生む、次に大日本豊秋津洲、次に伊  
豫二名洲、次に筑紫洲、次に吉備子洲、次に億岐洲と佐度洲とを雙生に生む、次に越洲。

〔解釋〕 こゝに礮馭盧嶋を胞と爲してとあるは、甚く異なる傳である。

(第九) 一書曰、以淡路洲爲胞、生大日本豊秋津洲、次淡洲、次伊豫二名洲、次億  
岐三子洲、次佐度洲、次筑紫洲、次吉備子洲、次大洲、

〔譯讀〕 一書に曰く、淡路洲を以て胞と爲して、大日本豊秋津洲を生む、次に淡洲、次に伊豫二  
名洲、次に億岐三子洲、次に佐度洲、次に筑紫洲、次に吉備子洲、次に大洲。

〔考異〕 次淡洲、一峰本、玉屋本に、この三字無し、恐らくは衍字であらう。かくすれば八洲の  
數も合ふのである。

(第十) 一書曰、陰神先唱曰、妍哉可愛少男乎、便握陽神之手、遂爲夫婦、生淡洲、  
次生蛭兒、

〔譯讀〕 陰神先づ唱へて曰く、妍哉可愛少男乎、便ち陽神の手を握りて、遂に爲夫婦して、  
淡洲を生む、次に蛭兒を生む。



〔考異〕 淡洲 版本に淡路洲とあるは誤である。楓山本に引きたる江家本に路字は無い、今これに従ふ。○生 版本に無し、北野本、丹鶴本に據つて補うた。

〔解釋〕 握陽神之子 書紀傳に、誘ひ合ふ状なり、便とある其言出し玉ふ即、御手を握なり、とある。

〔四神出生章〕

次生海、次生川、次生山、次生木祖句句廼馳、次生草祖草野姫、亦名野槌、

〔譯讀〕 次に海を生む、次に川を生む、次に山を生む、次に木祖句句廼馳を生む、次に草祖草野

姫を生む、(亦の名は野槌)

〔考異〕 亦名野槌 版本にこの四字を大書にしたれど、類聚國史に細注とし、舊事紀にも小字とすればそれに従ふ。

〔解釋〕 生海 記に、生海神名大綿津見神とあり、又一書に、生海神等一號三少童命とあ

る、こゝに生海、生川、生山とあるは、その神名を略したのである。海をワタと云ふは、渡ると云ふことである。○生川 川神を生み給うたのである。川神は、一書にも記にも見えぬが、一書に水門神等號三速秋津日命とあり、記に生水門神名速秋津日子神次速秋津比賣神とありて、水門は海に出入る戸口にて、即ち川なれば、こゝに川神とあるは水門神のことである。○生山 山神大山

祇神を生み給うたのである。記に、生山神名大山津見神とあり、一書には山神等號三山祇とある。

○木祖草祖 唯木神草神と云ふことである。○句々廼馳 名義は、句々は莖にて、その莖はククキの約つたのである。草木の立伸る貌を以て負せたる名である。廼は助辭、馳は男の尊稱である。

○草野姫 草は茅にて、屋根を葺くものである。記には野神とある。野は主として草の生る所にて草の用は屋根を葺くを主とするものなれば、草祖とも申し、また御名に草野とも負ひ給うたのである。○野槌 名義は野乃知にて、知は尊稱である。

既而伊弉諾尊、伊弉册尊、共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不生天下之主者歟、於是共生日神、號大日靈貴、大日靈貴、此云於保比屢咩能武智、靈音力丁反、一書云、天照大神、一書云、天照大日靈尊此子光華明彩、照徹於六合之内、故一神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天、而授以天上之事、是時天地相去未遠、故以天柱舉於天上也、

〔譯讀〕 既にして伊弉諾尊、伊弉册尊、共に議りて曰く、吾已に大八洲國及び山川草木を生めり何にぞ天下の主たるべき者を生まざらめやと、是に共に日神を生みまつります、大日靈貴と號す(大日靈貴此を於保比屢咩能武智と云ふ、靈音力丁反、一書に云く、天照大神、一書に云く、天照



大日靈尊（此の子光華明彩しく、六合の内に照り徹らせり、故二神喜びて曰く、吾息多なりと雖も、未だ若此靈に異き兒はあらず、久しく此の國に留めまつるべからず、自當に早く天に送りまつるべしとのりたまひて、天上の事を授けまつりき。是の時、天地相去ること未だ遠からず、故天柱をもて、天上におくり舉げたまひき。）

〔考異〕 靈音カ丁反、これを山蔭には、此類の注は、「何れも後人のしわざなるべし」とあり、又集解には私記攙入としてある。○大日靈貴、靈を丹鶴本、北野本には靈に作る。○自當早送、賀茂真淵翁は自字は固の誤かと云はれてある。○是時天地相去未遠、通釋に、是時以下八字甚疑はし、依て按るに、小篠敏校本に、小注二行とせり、また荷田東麻呂翁の本、清岡本も同じと云り、かくあまたの本どもに、みな細注なるは、後人の攙入の本文となれるものなるべし」とある。

〔解釋〕 山川草木、この下に神と云ふ言を附添へて見るべきである。○日神、今も現に照したまふ天つ日を所知看す義を以て稱奉れる一の御名である。○大日靈貴、御名義、大は尊稱、日をヒルと云ふは、夜をヨルと云ふに同じ。靈は、説文に、貴女也とある意を借れるにて、女の義、貴は大己貴、道主貴のムチと同じく、親み尊ぶよしの美稱である。さてこの御名は、月神と相並びて、この大地の晝夜を分けて所知看す義である。○天照大神、御名義は、天に坐まして照り輝き給ふ大御神といふ義、照すはテルを延ていふ古言の格である。○天照大日靈神、天照と冠らせ奉つたのは、天

つ日神にましく、世の中を照し申します全體の大御名なるを、大日靈と申し奉る御名に重複して稱へ奉つたのである。○光華明彩、大御光の、明彩くましますのを云うたのである。○六合、天地四方を云へる漢字である。○照徹、大御光の到らぬ隈なく行き渡るを云うたのである。○吾息雖多、大八洲國を始として、山川草木の神等みな、二神の生坐る神である。○靈異、人の思ひ議り及ばぬをいふ。○不宜久留此國、此國といふは、降誕の地にて、即ち大地を云うたのである。○授以天上之事、天上の事は、即ち高天原の政である。○天柱、これはかの磯馭盧島に化立給ひし、八尋殿の心の御柱で、天上に昇り給へる登橋、即ち足繼と爲たまへるのである。又一説には、天柱は風神を申すので、それは風神祭詞に、我御名者天之御柱乃命、國之御柱乃命止御名者悟奉氏、とあるを以て知らるゝといふのである。

次生月神、一書云、月弓尊、月夜見尊、月讀尊、其光彩亞日、可以配日而治、故亦送之于天。次生蛭兒、雖已三歲、脚猶不立、故載之於天磐櫛樟船、而順風放棄。

〔譯讀〕 次に月神を生みまつります、（一書に云く、月弓尊、月夜見尊、月讀尊）其の光彩しきこと日に亞がり、以て日に配びて治す可しと、故亦天に送りまつる。次に蛭兒を生む、已に三歳になるまで、脚猶立たず、故天磐櫛樟船に載せて、風の順放ち棄つ。



〔解釋〕 月神、これも月の世界を所知看すこの神の一名である。名義は、日本紀標注に、光彩亞日とあるより出たる訓也、亞は濁音なれど、上代は清音に云ひしなるべし」とある。○月弓尊、弓は借字にて、夜見の轉つたのである。月とは、この神は月界を所知看せば、然云うたのである。○月夜見尊、月讀尊、夜見の夜も月のことにて、夜の義ではない、それは萬葉集に、月讀之光、また天爾坐月讀壯士などあるにて知らる。見は日に通ひて例の尊稱である。この月夜は都久用と讀むべきが古言の例である。○光彩亞日、日神の大御光の、天地を照徹りたまふに亞て、御身より放ちたまふ御光の彩しくませりと云ふのである。○可下以配日神而治、かく定め玉ひしによりて、月讀尊も天照大神と共に、高天原に坐々て、天照大神に配びて、今も現に大空に見放る月界を掌りたまふといふのである。○亦送于天、亦とは、上の日神を天上に送舉給ひしと云ふを受けて云うたのである。○次生蛭兒、蛭兒のこゝに生れ玉ふこと、これが正説である。○雖已三歲脚猶不立、この三歳は、唯大略に三歳ばかりを経たるに、萎々として脚さへに立ざりしと云るなり」と平田翁は云うてある。年をば常にはトシといへど、その數を云ふ時には、シをセと轉して、トシをトセといふ例格である。○天磐櫂樟船、天は尊稱にて、磐の如く堅き櫂樟を以て作れる船といふこと、さてこの蛭兒を載せて放たる船は、葦船なるを、天磐櫂樟船とも、鳥磐櫂樟船とも云ふのは、櫂樟を以て船を造る事始まりて後に言ひ出したる誤の傳である。櫂樟は、素戔嗚尊の船を造るべき木として、始めて殖生し給へるにて、其、神より以前には無かりし木なり、と平田翁は云はれた。

次生素戔嗚尊、一書云、神素戔嗚尊、速素戔嗚尊、此神有勇悍以安忍、且常以哭泣爲行、故令國内人民多以夭折、復使青山變枯、故其父母二神勅素戔嗚尊、汝甚無道、不可以君臨宇宙、固當遠適之於根國矣、遂逐之。

〔譯讀〕 次に素戔嗚尊を生みまつります、(一書に云く、神素戔嗚尊、速素戔嗚尊)、此の神勇み悍くして安忍なることあり、且常に哭泣を以て行としたまふ、故國の内の人を多に夭折しめ、復青山を變枯になす、故其の父母二神、素戔嗚尊に勅したまはく、汝甚だ無道、宇宙に君たるべからず、固に當に遠く根國に適とのたまひて、遂に逐ひたまひき。

〔考異〕 變枯の下、丹鶴本、北野本、三島本等に、山字がある。今は流布本に従ふ。

〔解釋〕 素戔嗚尊、御名義は、素戔は進む、荒ぶなどの、ス、スサに通ひて、この神の御心行ともに、何事にも勇み進みたまふよしの御名である。嗚は、事解之男、速玉之男などの男と同じく稱辭である、即ち素戔嗚は進之男の義である。亦の御名の神素戔嗚の神は尊稱、速素戔嗚の速は、記に建速須佐之男命とあると同じく、烈しく猛く迅速き意の稱辭である。○勇悍以安忍、勇は氣進悍は猛にて、この尊の神性である。安忍は口訣に憤也とあつて、氣吹と云ふと同じく、正しく言



に出して云はずして、氣吹が如き状を爲して、憤ると云ふのである。○哭泣爲行、哭泣は、記に泣伊佐知伎とあつて、小兒の足摩して忿り泣く状を云ふのである。爲行とは、哭泣ることが平常の所作と成つたといふこと。○人民多以天折、人民をヒトクサと訓めるは、人民の繁殖するを、草の彌益々に生茂り蔓るに譬へて云へば、青人草の義である。また標注にはヒトクサは、人種にて、種とは一種ならざるを云ふともある。天折、天は博雅に、不盡天年謂之天とあつて、天壽を保たずして死する意である。これをアカラサマニシナシムと訓たるは、釋紀の秘訓に、阿加良佐麻爾須止可讀之、志那志牟之點不可説とあつて、御讀に憚る故に訓をかへたのである。御巫氏所藏の明應本にシナシムと訓るが宜しい。○青山變枯、記に青山如枯山一泣枯とある。青山は木草の茂りて、青々と見ゆる山を云ひ、枯山は木草の葉の枯凋みて、冬枯の頃の山の如くに成つたのを云ふ。されば青山變枯とは、今まで青々と茂りたる山を、冬枯の如く成すことである。これにて尊の哭泣の状の甚しいのがわかる。○無道、味氣なしの意にて、尤めて云うた語である。○不可以君臨宇宙、宇宙は、淮南子の注に、四方上下曰宇、古往來今日宙ともあつて、天下のことである。この文に據りて見れば、豫て天下を統御せとの御依があつたのであらう。○根國、底津根之國とも、また祝詞に、根國底之國ともあつて、根とは下つ底に有る故にいふのである。日本紀私記に、根國謂之黃泉とある。○適、イネは行ぬの義。○逐のヤラとは、逐の延語にて、追放の意である。

(第一) 一書曰、伊弉諾尊曰、吾欲生御禹之珍子、乃以左手持銅鏡、則有化出之神、是謂大日靈尊、右手持白銅鏡、則有化出之神、是謂月弓尊、又廻首顧眄之間、則有化出之神、是謂素戔嗚尊、即大日靈尊及月弓尊、並是質性明麗、故使照臨天地、素戔嗚尊是性好殘害、故令下治根國、珍此云于圖、顧眄之間此云美屢摩沙可利爾、

〔譯讀〕 一書に曰く、伊弉諾尊曰く、吾御禹すべき珍の子を生まむとのたまひて、乃ち左の手を以て白銅鏡を持たまふとき、則ち化出る神有す、是を大日靈尊と謂す、右の手に白銅鏡を持たまふとき、則ち化出る神有す、是を月弓尊と謂す、又首を廻らして顧眄之間に、則ち化出る神有す、是を素戔嗚尊と謂す、即ち大日靈尊及び月弓尊、並に是れ質性明麗し、故天地を照し臨ましむ、素戔嗚尊は、是れ性殘、害ることを好みたまふ、故下して根國を治しむ。珍此を于圖と云ふ、顧眄之間、此を美屢摩沙可利爾と云ふ。

〔考異〕 御寓 版本に御宙に作る、今は吉田本、丹鶴本及び類聚國史に據つて改む。○化出之神 版本に出之の二字無し、上文及び舊事紀に據つて補ふ。○摩沙可利爾の摩を丹鶴本には磨に作る。〔解釋〕 御寓 御宇と同じこと、天下を知食すを云ふ。○珍子 記に三貴子とあつて、尊く



すぐれたる御子といふことばである。○白銅鏡 名義は眞澄鏡である。鏡は影見の義、通證には炫見の義と説いてある。○廻首 日神月神の化出玉ふ時には、左右の方に正しく向はせたまへど、今度は後方を顧させ玉ふ故に首を廻し玉うたのである。○顧眄之間 見間疎、また見眼疎の義とも云ふ、顧る僅の時にといふこと。○質性明麗 質性は御生附である。○性好殘害 通釋に、此神は勇悍く坐ますより、自ら荒き方にも通ひて見えたまへれども、殊更に殘害らせたまふ神には坐ますを、性好殘害、また次一書に、神性惡など書るは甚いかゞなり。」と云うてある。

(第二) 一書曰、日月既生、次生蛭兒、此兒年滿三歲脚尙不立、初伊弉諾伊弉册尊、巡柱之時、陰神先發喜言、既違陰陽之理、所以今生蛭兒、次生素戔鳴尊、此神性惡常好哭恚、國民多死、青山爲枯、故其父母勅曰、假使汝治此國、必多所殘傷、故汝可以馭極遠之根國、次生鳥磐櫟樟船、輒以此船載蛭兒、順流放棄、

〔譯讀〕 一書に曰く、日月既に生れたまひぬ、次に蛭兒を生む、此の兒、年三歲に滿りぬれども脚尙立たず、初め伊弉諾、伊弉册尊、柱を巡り給ひし時、陰神先づ喜言を發ぐ、既に陰陽の理に違へり、この所以に、今蛭兒を生む、次に素戔鳴尊を生む、此の神、性惡くして常に哭恚く

ことを好み、國の民多に死に、青山を枯になす、故其の父母、勅して曰く、假使、汝此の國を治ば、必ず殘傷る所多からむ、故汝は極めて遠き根國を馭す可しと、次に鳥磐櫟樟船を生む、輒ち此の船を以て蛭兒を載せて、流の順に放ち棄つ、

〔考異〕 發喜言 通釋は玉屋本に従つて喜字を削つたが、他の諸本には總て有れば、遽に削ることは出来ぬ、

〔解釋〕 日月既生 此に日月とのみあるは、日神月神のことにて、本書に、海神川神山神とあるべきを、海川山と書れたると同じことである。○陰陽之理 女の男に後れ従ふべき理を云うたのである。○性惡 サガナクは、鎮火祭の祝詞に、心惡子乎生置氏ともあつて、俗言に善からず、又わろしと云ふことである。○哭恚 フツクムは、心の裏に恚を含みて、頬をふくらすなり、含頰嚙の約れるにやあらん」と橘守部は云うた。○馭 字書に同御と注して、領にて知の延言である。○鳥磐櫟樟船 記傳に、鳥とは行事の疾きを象りて云と、口訣には云ひ、師は水鳥の浮べるさまによそへて云と云れき。」とある。○順流 俗に流れ次第にと云ふこと。

次生火神軻遇突智、時伊弉册尊爲軻遇突智所焦而終矣、其且終之間、臥生土神埴山姫、及水神罔象女、即軻遇突智娶埴山姫、生稚産靈、此神頭上生蠶



與、桑、臍中生五穀、罔象此云美都波、

〔譯讀〕次に火神軻遇突智を生む、時に伊弉册尊、軻遇突智の爲に焦れて終りましぬ、其の終りまさむとする間に、臥ながら土神埴山姫及び水神罔象女を生む、即ち軻遇突智、埴山姫に娶ひて、稚産靈を生む、此の神の頭の上に蠶と桑と生り、臍の中に五穀生れり、罔象此を美都波と云ふ。

〔考異〕この次生以下美都波までの七十四字を、玉屋本、三島本には、本文としてあれど、普通版本には上文に連続けて、一書の文としてあるに従つた。日本書紀通釋には、次生以下、諸本みな上の一書に書つてけたるを、應永本、永享本（勝哉云、玉屋本のこと）には、本文となし大字になせり、此は必かくあるべきなり、さるは此四神出生章は、二神の現世界を立玉ふ方より、其大君主とますべき神等を、生坐るを主と立る傳なるが故に、第一第二一書もまた、此四神の御上の異傳を出せり、然るに本文にはあらぬ、火神以下の事より延て伊弉册尊の崩御坐る事を、此本書の下に擧るはよしなし、且伊弉册尊の崩御の御事は、いと重き事なるを、傍の如く一書の下に附て云べきにあらず、必別に本文を立べき事とこそおもはるれ、右等の事どもを、思亘して考ふれば、右の二本は、其正を得たるものなるべけれど、今みだりに改めず、姑本のまゝに從てはあるなり、猶あまたの本どもを見集めて、定むべきものなりかし」と云うてある。

〔解釋〕火神、火を主掌す神である。○軻遇突智、軻遇は赫と云ふ意、ツは助辭、チは尊稱、記には、火之夜藝速男神、亦名謂二火之炫毘古神、亦名火之迦具土神と見えてある。○終矣、これをカムサリマスと訓むは、一書に神退矣、また神退去とあり、記に神避坐也と作る字の義にて、崩御のことである。神といふ言は、すべて神の御上の事に附て云ふ言である。○土神、土を主掌す神である。○埴山姫、一書に埴安神とあり、記には波邇夜須毘古神、波邇夜須毘賣神の二神とある。埴は名義抄に、波邇とも邇波とも訓み、生土といふ意で、物の生る土を云へるが、後には器物を造る黏土の名となつた。さて古昔は、物の生ふる地は、多くは山であるから、埴山と名けたものであるらう。○水神、水を掌す神である。○罔象女、記には、於尿成、神名彌都波能賣神とある。名義、美都波は水なり、水は山川海陸共に含有る物なるが、水神は其用を成す水に就て、其端を生出玉ふ神なり、名義は水走にて、水を涌出走らしむる義也」と通釋に見えてある。罔象の字を充てたるについては、日本紀標注に、和名抄鬼魅部に、魍魎、日本紀云水神也、和名美豆波と注せれど、魍魎の字、紀中に見えず、これは罔象を魍魎と誤りたるならむ云々と云うてあるが、史記に、水之怪龍罔象、白澤圖に、水之精名罔象などあるに採つたのであらう。○稚産靈、稚は美稱、産靈は高皇産靈神の産靈に同じく、穀物の生り出づべき産靈の神である。記には、於尿成神名彌都波能賣神、次和久産巢日神、此神之子謂二豊宇氣毘賣神とある。○生蠶與、桑、蠶は人に養るゝものゆゑ



に名づく、故古歌に養蠶ともよめり」とと標注に見えてある。桑は、同書に食葉の略なり」とあるが又蠶葉といふ説もある。○五穀 下の二書に見えたる、稻粟豆粟稗を云ふ。穀は種津物である。

(第三)

一書曰、伊弉册尊生火産靈時、爲子所焦而神退矣、亦云神避矣、其且神退

之時、則生水神罔象女及土神埴山姫、又生天吉葛、天吉葛此云阿摩能與佐羅、一云與曾豆羅、

〔譯讀〕 一書に曰く、伊弉册尊、火産靈を生む時、子の爲に焦れて神退ましぬ。其の神退ましむとする時、即ち水神罔象女、及び土神埴山姫を生む。又天吉葛を生む。天吉葛、此を阿摩能與佐羅と云ふ、一は與曾豆羅と云ふ。

〔考異〕 亦云神避矣、舊事紀に、この五字無し、山陰には、これは一本にかく有しを、後人の注せるなるべし」と云うてあつて、衍字と思はれる。○一云與曾豆羅 類聚國史にこの六字は無い

〔解釋〕 火産靈 火を産靈成し給ふ御名の意である。○神退 神魂の體を去るにて、崩じ給ふこと。○天吉葛 釋私記に、此當神名と云へるは、さる言にて、必ず神とあるべきを、例の省略したのである。天は美稱、吉葛は菟葛にて、菟の一名をヨサとも云ふ。今云ふ瓢箪のこと。鎮火祭の祝詞に、更生子、水神、菟、川菜云々とある菟即ち吉葛である。

(第四)

一書曰、伊弉册尊、且生火神軻遇突智之時、悶熱懊惱、因爲吐、此化爲神名曰金山彦。次小便化爲神名曰罔象女、次大便化爲神名曰埴山姫、

〔譯讀〕 一書に曰く、伊弉册尊、火神軻遇突智を生まむとしたまふ時に、悶熱ひ懊惱む、因りて吐す。此に化爲る神の名を金山彦といふ、次に小便したまふときに化爲る神の名を罔象女といふ。次に大便たまふ時に化爲る神の名を埴山姫といふ。

〔考異〕 姫、版本には媛に作る。丹鶴本、玉屋本、尾張本等に従つて改む。

〔解釋〕 悶熱 三代實錄卷十七に、思保之熱可比 憂歎云々と見え、字鏡集に、喝、瘍同、焗同、アツシレ、アツカフ、又焗、アフル、アツシ、アツカフなど見えてある。熱さを苦む意である。

○懊惱 字書に懊惱也と注して、共にナヤムといふ意である。○吐は嘔吐のこと。○金山彦 金屬を掌り給ふ神である。記には 金山毘古神、金山毘賣神の二神である。○小便大便 標注に、小便は湯の如きを便と云、下に屍此云ニ愈磨理とあるを、和名抄に、尿 小便也、由波利とあり、屍も尿もおなじきを、バリとは便の轉にて、西國の方言に小便と云ひ、牛馬にも然云へり、溺又洩字をイバリとよめるは、ユバリの轉なり、扱マルとは、大小便に通はして云へり、如此て、大小便すなはち神となるにあらず、便給ふ時に化爲坐るなり」とある。



(第五) 一書曰、伊弉册尊生火神時、被灼而神退去矣。故葬於紀伊國熊野之有馬村焉。土俗祭此神之魂者、花時以花祭、又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣。

〔譯讀〕 一書に曰く、伊弉册尊、火神を生みたまふ時に、灼れて神退ましぬ、故紀伊國の熊野の有馬村に葬しまつる。土俗この神の魂を祭るには、花の時には花を以て祭る、又鼓、吹、幡旗を用て歌ひ舞ひて祭る。

〔考異〕 花時以花祭 版本其の他の諸本には、花時亦以花祭と亦字あれど、舊事紀には亦字無く、通釋もこの字ありては通えぬ文となれり、とて削り去りたれば、これに従ふ。

〔解釋〕 紀伊國 記に木國とあり、其の字の意味である。木種を殖生したまひし五十猛神の坐せるゆゑ、國名となつたのを、和銅六年に、國郡名を二字に定め給ひし時、木を紀に改め、引出たる伊字を加へたのである。○熊野之有馬村 今は紀伊國南牟婁郡有井村大字有馬と云ふ、往古は、單に有馬村と稱し、中世池邊村と改め、近世又舊名に復し、今は大字名となつた。熊野は舊くこの邊の大名である。さてこの有馬に花窟と云ふがあつて、又隱窟とも産立窟とも云ふ。これ伊弉册尊を葬まつた處であると云うてある。又或説には、伊弉册尊を葬り奉つた所は、産田神社にて花窟は火神なりとも云うてある。記には、葬、出雲國與伯伎國一界比婆之山とある。これは異なる一の傳である。○葬 此に葬とはあれども、まことに御體を埋め奉つたのではなくて、假に姑く御屍を收置いた處にて、即ち第九の一書に、殞斂之處とある意なるを、如此後世の御陵墓のさまに語り傳へたものである。○土俗祭此神之魂者 國人が、伊弉册尊の石隱坐し、花窟に就いて、其の神靈を祭る事である。○花時以花祭 常に祭る中にも、殊更に花時には花を以て祭ると云ふ事である。○歌舞而祭矣 日神の天磐窟に隱坐し時に、諸神の神樂を奏した時の如くに、伊弉册尊の石隱坐し時も、その御子神達、然爲たまへるが傳はりて、土俗の神事とは成つたものであらう。

(第六) 一書曰、伊弉諾尊與伊弉册尊、共生大八洲國、然後伊弉諾尊曰、我所生之國、唯有朝霧而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神號曰級長戸邊命、亦曰級長津彦命、是風神也。又飢時生兒號倉稻魂命、又生海神等號少童命、山神等號山祇、水門神等號速秋津日命、木神等號句句廼馳、土神號埴安神、然後悉生萬物焉。

〔譯讀〕 一書に曰く、伊弉諾尊と伊弉册尊と、共に大八洲國を生み給ふ。然して後伊弉諾尊曰く、我が生める國、唯朝霧のみ有りて薰り滿るかもとのりたまひて、乃ち吹き撥ふ氣に化爲る神の號を級長戸邊命と曰す。亦級長津彦命と曰す、是れ風神なり。又飢しかりし時に生める兒を倉稻魂命と號す。又海神等を生む、少童命と號す。山神等を山祇と號す。水門神等を速秋津日命と號す。



木神等を句句廼馳神と號す。土神を埴安神と號す、然して後に、悉く萬の物を生みたまふ。

〔考異〕 山神、丹鶴本、北野本に山字の上に生字がある。○句句廼馳、通釋には句句廼馳神に作る。○土神、玉屋本には、神の下に等の字がある。

〔解釋〕 こゝは二神大八洲國を生みまして、共に住み給へる程に、霧の深く薫り満ちて在つたから、吹き撥はではならぬによつて成れるにて、これ風神の成りませる所以である。○朝霧、眞霧にて、霧のことである。○薫滿之哉、霧の立こめ棚引たるを云ふ、薫といふは、鼻に嗅ばかりでなく、目に見るをも薫ると云うた。萬葉集二に、鹽氣能味香乎禮留國とあるは、鹽氣の打けぶる状を云うたのである。古は雲、霞、烟、霧などの曇ると、カヲルと云うたものである。哉は歎辭。さてこの時は、國土は產生し給ひて、未だいく程もなき世なれば、晴ることなく、唯狹霧のみ立くもりてあつたのである。○吹撥之氣、薫滿る朝霧を、御氣息にて吹き拂はせたまふのである。○級長、戸邊命、級長津彦命、風を掌り給ふ神である。級長は、息長の意で、伊弉諾尊の吹き撥はせる息氣によりて、生まれませる神なれば、如此稱へ奉つたのである。標注には、級長は風長にて、風をシと云へるは、荒風、下風、木枯風など云ふにて知るべし」とも云うてある。戸邊は斗賣とも通ひて老女を云ふ稱である。記には志那都比古神一柱とすれど、式の祝詞にも比古神比賣神二柱としてある。○倉稻魂命、ウカはウケと同言にて、私記に宇氣者食之義也とある、即ち食物のことである。

魂は、恩頼の意にて、食物の元始に功德あるを稱へたのである。又この神名の文字に就いて、本居宣長翁は、倉字は心得ず、誤字か、食字を誤れるにや、又衍字にてもあらんか云々と云はれてある、倉稻の字を用ひたるは、稻は倉に收め置きて食料とするからであらう。記に、須佐之男命娶大津見神之女神大市比賣、生子大年神、次宇迦之御魂神とあるは、同名にして異神である。○少童命、ワタは海、都は助辭、美は尊稱、本書に、次生海とあるに當りて、海を掌り給ふと云ふ義である。○山祇、祇のツは助辭、ミは尊稱なること前に同じ。山を掌り給ふ神と云ふ義。○水門神、水門は水之門の意にて、海に出入る戸口である。○速秋津日命、速は早き意、アキはアカと通ひて、清明き意である。この神は、水門に坐々て祓を掌り給ふ神である。大祓詞には比賣神一柱とし、記には比古比賣二神としてある。○埴安神、名義は、上の一書の所にも云うた如く、埴安は埴黏にて、ネヤスは泥物を作るを云ふ、上の埴山姫のことである。○悉生萬物、人草は申すまでもなく、凡て活とし活る物の始祖を生み給へるを云ふ、即ち鎮火祭詞にある八百萬神は、こゝなる萬物に當つてある。

至於火神軻遇突智之生也、其母伊弉册尊、見焦而化去、于時伊弉諾尊恨之、日唯以一兒替我愛之妹者乎、則匍匐頭邊、匍匐脚邊而哭泣流涕焉、其淚墮



而爲神、是即畝丘樹下所居之神也、號啼澤女命矣、遂拔所帶十握劍、斬軻遇突智爲二段、此各化成神也、復劍又垂血、是爲天安河邊所在五百箇盤石也、即此經津主神之祖矣、復劍鐔垂血激越爲神、號曰甕速日神、次熯速日神、其甕速日神是武甕槌神之祖也、亦曰甕速日神、次熯速日命、次武甕槌神、復劍鋒垂血激越爲神、號曰磐裂神、次根裂神、次盤筒男命、一云磐筒男命及磐筒女命、復劍頭垂血激越爲神、號曰闇靄、次闇山祇、次闇罔象。

〔譯讀〕 火神軻遇突智の生るゝに至りて、其の母伊弉册尊、焦れて化去ましぬ。時に伊弉諾尊恨みて曰く、唯一兒を以て、我が愛しき妹に替へつるかもとのりたまひて、則ち頭邊に匍匐ひ、脚邊に匍匐ひて、哭き泣ち流涕たまふ。其の涙墮ちて神と爲る、是れ即ち畝丘の樹下に居す神なり。啼澤女命と號す。遂に帶せる十握の劍を抜きて、軻遇突智を斬りて三段に爲す。此れ各々神と化成る。復劍の刃より垂る血、是れ天安河邊に在る五百箇盤石と爲る。即ち此れ經津主神之祖なり。復劍の鐔より垂る血、激越て神と爲る、號を甕速日神、次に熯速日神と曰す、其の甕速日神は是れ武甕槌神之祖なり。亦甕速日神、次に熯速日神、次に武甕槌神と曰す。復劍の鋒より垂る血、激越て神となる、號を磐裂神、次に根裂神、次に磐筒男命と曰す、一に磐筒男命、及び磐筒女命と曰す。

す。復劍の頭より垂る血、激越て神となる、號を闇靄、次に闇山祇、次に闇罔象と曰す、

〔考異〕 所居之神也、也字は丹鶴本、一峰本に據つて補つた。○經津主神之祖矣、丹鶴本には矣字の上に也字がある。仁和寺本、尾張本には矣字を也字に作る。○一云、版本に云字を曰字に作る。丹鶴本、吉田本、北野本、圖書寮本、熱田本等に從つて改めた。さて山陰に、此は異説なれば、一云とこそ有べけれ亦曰はいかゞなり」と云うてある。

〔解釋〕 唯以二一兒一替我愛之妹一者乎、一兒は記に子之一木とある。木を介と訓たる例は、古書に多くあつて、書紀景行卷に、御木、木此云開とあり、又萬葉集に麻氣波之良とあるは眞木柱である、私記に、必以木爲喩者、古以二貴人一喩於木、故謂神及貴人一爲二一柱一木一矣、今此云三子之一木、猶如云三子之一柱一矣、以三賤人一喩於草、故謂天下人民爲三青人草一也とも見えてある。乎は後世に哉といふに同じく、感ずるにつきて發する聲の辭である。さてこゝは、一人の子の爲に、最愛なる我が妻を失ひたることかなと歎き給うたのである。○匍匐、腹這の意、腹を地につけ這ふことに、泣き悲み給ふ狀である。○畝丘樹下、記に坐香山之畝尾木本とある。香山は大和國十市郡に在る。延喜式神名帳に、大和國十市郡畝尾都多本神社、又大和志に同郡木本村もある。○啼澤女命標注に、啼澤女は泣きさめの延語なるべし、物語書に、さめくゝと泣てふ語、數見えたり」とある。萬葉集卷二に、哭澤之、神社爾三輪須惠云々など見えて、大和志に、都多本神社則在三木本村、啼澤



社是也とある。○十握劔 記に十拳劔とある。記傳に、拳は搏にて四指を並たる長を云ふ、下に掬字をも書き、書紀には握字を書り、上代に手して搏て、幾搏と物の長さを量れるなり、然爲ること今も遺れり、さて十拳は、劔身の長を云なり」とあるにて明かである。○三段 三刻の義である。○天安河 古語拾遺に天八湍河原とあれば、安は八湍の轉である。名義は天上に在る彌瀨の河であらう。○五百箇磐石 五百は數多きを云ひ、磐は大石を云ひ、牟良は群の意、即ち多くの群がれる磐と云ふのである。標注には、磐石は石群にて、通證に謂三星辰也、と注せる如く、星は火石にて其質は石なる事、此の古傳にていちじるし、播磨風土記に、昔天星落於地爲石云々、續紀三十二に、有星隕南北、石一大如瓮云々、是軻遇突智神の、血より火となれるにて、素戔鳴尊大蛇を斬給ひし血の、流れて火の川となれるにおなじ」と説いてあるも、一の解釋である。○經津主神 經津は誦靈のフツに同じく、主は主宰の義、名義はその誦靈の御劔に依つたので、彼の劔の利くして、物を清く斷ち離つ意を以て稱へた御名である。この神は、武甕槌神と同じく、天孫降臨の時に大功のあつた神にて、今下總國香取郡香取神宮に齋奉る大神である。○鐔 和名抄に、劔鼻也、都美波とありて、今ツバと云ふものである。和訓栞に鐔は留刃の義としてある。○甕速日神 記傳に、甕は借字にて、美迦は伊迦に通ふ言なり、其伊迦は嚴矛、重日、伊賀志御世、などの伊迦なり」とあつて、嚴しきを云ふ、速は烈く猛き意、日は産靈の靈に同じである。○煖速日神 煖は玉篇に

火盛乾也とあつて、火のことである。速も日も上に同じこと。○武甕槌神 武は健き由の稱へ名、甕は上に同じ、槌は野槌の槌に同じ。この神も、天孫降臨の時、大功のあつた神にて、今常陸國鹿島郡鹿島神宮に齋き奉る大神である。記には建御雷之男神、亦名建布都神豐布都神とある。經津主神、武甕槌神は、世に名高き神に坐すが故に、此にその祖の成り坐せる因に、まづその出自を知らしめたものである。○劔鋒 記に御刀前とありて、鋒は切先のことである。○磐裂神根裂神 記傳に、此神名は、石根柢と云言を、二つに分て、二柱に名けたるものなれば、根も磐根の根也」とある。サクは岩の凸凹あると云ふ。○磐筒男命 筒は借字にて、武甕槌の槌に同じである。○劔頭 記に手上とあり、今云ふ柄である。○閻靈 記に閻澁加美神とある。閻は借字で谷の事である。靈は字書に、龍也と注せれば、寔に龍神のことで、豊後風土記に、蛇靈 謂三於 蛇靈 簡美 とあり、萬葉集二に吾岡之於可美爾言而令落雪之摧之云々ともある。延喜式神名帳に、意加美神社處々に見えてあるが、それはこの閻靈を祭つた社である。○閻山祇 谷なる山神である。○閻岡象 岡象は岡象女神の岡象に同じく、此の谷の水を掌り給ふ神である。

然後伊弉諾尊、追伊弉册尊、入於黃泉而及之共語時、伊弉册尊曰、吾夫君尊何來之晚也、吾已滄泉之竈矣、雖然吾當寢息、請勿視之、伊弉諾尊不聽、陰



取湯津爪櫛、牽折其雄柱、以爲秉炬而見之者、則膿沸虫流、今世人夜忌、一片之火、又夜忌擲櫛、此其緣也、時伊弉諾尊大驚之曰、吾不意到於不須也、凶目汚穢之國矣、乃急走廻歸。

〔譯讀〕 然して後、伊弉諾尊、伊弉冉尊を追ひて、黄泉に入りまして、及て共に語る時に、伊弉冉尊の曰く、吾が夫君尊、何ぞ晚く來しつる。吾己に黄泉之竈せり。然れども吾當に寢息まじ、請ふ勿視そと。伊弉諾尊聽きたまはず、陰に湯津爪櫛を取りて、其の雄柱を牽折きて、以て秉炬と爲して見しかば、則ち膿沸さ虫流りき。今世人、夜一片火ともすことを忌み、又夜擲櫛を忌むは、此れ其の緣なり。時に伊弉諾尊大に驚きて曰く、吾思はず、不須也凶目汚穢之國に到にけりとのたまひて、乃ち急に走廻歸る。

〔考異〕 爪櫛 吉田本、丹鶴本、三島本、楓山本等、爪を爪に作る。○今世人夜忌云々 今世人より縁也までの十八字は、後人の加へたものであらう。通釋に、下一書に、一片之火とある下にあるが、混れて此に入りしものなるべし」とも云うてある。

〔解釋〕 黄泉國 ヨモツクニと訓めど、たゞ黄泉とのみあるは豫美と訓む。名義は、種々の説がある。ヨミは闇にて暗處、また夜見にて、夜見ゆる意、即ち月の國、また伊弉美にて忌諱する意と

も云うてある。標注には、これを出雲國島根郡に在る、夜見てふ地名に充て、ある。○共語時 相共に語合うたのである。その言は、記に、伊邪那岐命語詔之、愛我那邇妹命、吾與汝所作之國未作竟故、可還とあつて、このこと此に在るべき語である。○吾夫君尊 那勢は汝兄にて、男を尊み親みて呼ぶ稱である。こゝはわが親み思ふ夫の君といふほどの義である。○黄泉之竈 記に黄泉戸喫とある。これは黄泉國の竈にて煮炊したる物を食ひたりといふこと。さて黄泉國の竈にて煮炊したる物を食すれば、汚穢に觸るゝからに、再びこの國に歸り來ることが、出來がたい理があつたのであらう。(雖然 黄泉之竈して、今はこの國に歸り來ることの出來ぬ身上とはなつた、然はあれどと云ふ意。○吾當寢息 諸の穢は、月日を経れば、薄らぎ清まる物であれば、寢息まして、一夜を過ぐさば、黄泉戸喫も、やゝ薄らぎ行くであらう、そして治らば還りまさんと思ほして、御寢なされたのであらう。○請勿視之 この見給ふこと勿れといふのは、女神の火焦の御貌の見苦しさを、男神に見せまいとてのことである。されば始に迎ひませる時は、つくろひて元の御貌にて相見えませしたのである。○湯津爪櫛 湯津は五百津にて、櫛齒の多きを云ふ、爪は借字にて、ツマリの略つたのである。これは櫛の齒と齒との間のつまり居て、目のこまかき櫛のこと。○雄柱 記に男柱とあり、左右の端の巨齒をいふ。○秉炬 口訣に手火也とある。手して秉る火のこと、中古には續松と云ふ。續松は手火松と云ふ事にて、松の肥たる所を拆て火を燭すをいふのである。



○膿沸虫流 膿は熟汁である。虫は蛆虫である。膿の流れ出で、蛆虫の集居るをいふ。タカルは物の多く集るのを云ふ。○不須也、凶目汚穢之國 イナは今云ふ否に同じこと、イナシコメは、嫌に穢き有様を見たといふ意。凶目のシコは醜きこと、メは憂きこと、辛きことに逢ふを、憂き目を見、辛き目を見るなど云ふ目である。汚穢之國とは、穢らしき國といふことにて、即ち黄泉國のことである。○急走廻歸 慮の外なる御有様に、大に驚きまして、其の國の汚穢きことをも、始めて知ろしめして、直に上つ國さして逃歸り給うたのである。

于時伊弉册尊恨曰、何不用要言、令吾耻辱、乃遣泉津醜女八人、一云泉津日狭女、追留之、故伊弉諾尊拔劍背揮以逃矣、因投黑鬘、此即化成蒲陶、醜女見而採噉之、噉了則更追、伊弉諾尊又投湯津爪櫛、此即化成筍、醜女亦以拔噉之、噉了則更追、後則伊弉册尊亦自來追、

〔譯讀〕 時に伊弉册尊、恨みて曰く、何を要りし言を用ひたまはずして、吾に恥辱みせますとのたまひて、乃ち泉津醜女八人を遣して、一は泉津日狭女と云ふ、追ひて留めまつりき。故伊弉諾尊、劍を抜きて背に揮きつゝ、逃ぐ、因りて黒鬘を投げたまふ。此れ即ち蒲陶と化成る、醜女見て採り噉じ、噉み了りて則ち更追ふ。伊弉諾尊、又湯津爪櫛を投げたまふ、此れ即ち筍と化成る、醜女亦拔

き噉む、噉み了りて則ち更追ふ、後則ち伊弉册尊亦自ら追ひ來ます。

〔考異〕 令吾耻辱 版本に令を今字に誤る、諸本に據りて正す。○一云泉津日狭女 版本に細書とせれど、吉田子爵本、熱田本、楓山本等に據りて大書とする。丹鶴本にはこの七字は無い。

〔解釋〕 令吾耻辱 かの汚穢き御有様を、男神の見たまはむことを恥ぢたまひて、見たまふなど禁めたのをも用ひたまはず、御覽ありて、吾が身に耻辱を與へたまひたりといふ意である。恥を與ふるを、恥見すと云ふは古語である。○泉津醜女 私記に、或説黄泉之鬼也ともあつて、黄泉國に居る形のおそろしく見悪き女性の鬼である。○八人 この八人の醜女は、記に、八色之雷神とあるそれである。○一云泉津日狭女 日狭女は標註に「醜女なるべし」とある。また或説に、幽冥の惡鬼なるが故に、潜女と云義か、隠れて仇する由なり」ともある。○追留之 此は八色の雷公等の呻吟して侍居たりけるなど、氣疎さ消息を、見奉られ給へるに依りて、返し奉りがたしと、其國に引留め奉る御心になりしなり」と鈴木重胤は云うてある。○背揮以逃矣 記に、於後手布伎都々とある。手の後の方へ回らして、劍を振りながら逃げ來たまうたのである。振を古言に布岐と云ふ。萬葉集に山吹を山振と書いたのも、その例である。○黒鬘 黒き色の鬘である。鬘は男女共に、頭の飾にかくる物の名である。○蒲筍 今云ふ蒲筍の實である。これは細き蔓があつて、蝦の鬚に似たるによつて、かく名附けたのである。○採噉之 實の落ちたるを撫採り、口に入るゝのである。○筍 竹子



にて、竹芽菜の義である。○投湯津爪櫛 湯津は五百津の約にて、櫛の齒の多いのを云ふ。爪は借字にて、ツマリノ省つたのである。櫛の齒と齒との間のつまり居て、目のこまかな櫛を云ふたのである。

是時伊弉諾尊、已到泉津平坂、一云、伊弉諾尊乃向大樹放屍、此即化成巨川、泉津日狹女將渡其水之間、伊弉諾尊已至泉津平坂、故便以千人所引磐石、塞其坂路、與伊弉冊尊、相向而立、遂建絶要之誓時、伊弉冊尊曰、愛也吾夫君、言如此者、吾則當縊殺汝所治國民日將千頭、伊弉諾尊乃報之曰、愛也吾妹、言如此者、吾則當產生日將千五百頭、因曰、自此莫過、即投其杖、是謂岐神也、又投其帶、是謂長道磐神、又投其衣、是謂煩神、又投其禪、是謂開嚙神、又投其履、是謂道敷神、其於泉津平坂所塞磐石、是謂泉門塞之大神、亦名道返大神矣、

〔譯讀〕 是の時に伊弉諾尊、已に泉津平坂に到ります。一は云く、伊弉諾尊、乃ち大樹に向ひて放屍る。此れ即ち巨川と化せる。泉津日狹女、其の川を渡らむとする間に、伊弉冊尊、已に泉津平

坂に至ります。故便ち千人所引磐石を以て、其の坂路を塞ぎて、伊弉冊尊と相向ひて立して、遂に絶要の誓を建つる時、伊弉冊尊曰く、愛しき吾が夫君、此く言はば、吾は則ち當に汝が治する國の民を、日に千頭縊り殺さむと。伊弉諾尊、乃ち報へて曰く、愛しき吾が妹、此く言はば、吾は則ち當に日に千五百頭を生まむと。因りて曰く、此れより莫過ぎそとのたまひて、即ち其の杖を投げたまふ。是れを岐神と謂ふ。又其の帶を投げたまふ。是を長道磐神と謂ふ。又其の衣を投げたまふ。是を煩神と謂ふ。又其の禪を投げたまふ。是を開嚙神と謂ふ。又其の履を投げたまふ。是を道敷神と謂ふ。其の泉津平坂に塞れる磐石は、是を泉門塞之大神と謂ふ。亦の名は道返大神

〔考異〕 放屍 吉田本、丹鶴本、屍を尿に作る。○絶要之誓 版本に絶要を絶妻に作る、今丹鶴本に據りて改めた。その由は次條に云ふ。○吾則 版本に則字無し、三島本、玉屋本に據りて補ふ。かくすれば、次の文と同じくなるからである。○當産 舊事紀には産字の下に生の字がある。通釋はこれに據りて補うた。○道敷神 版本に道を干に作るは誤である。諸の古寫本に據りて改む。○泉津平坂 版本に、この泉津平坂の下に、或所謂泉津平坂者、不復別有處所、但臨死氣絶之際是之謂歟の二十五字あるが、これは全く後人の注文の攙入であらう。玉屋本には、此の文を其黄泉津平坂、言死出山、或所謂泉津平坂者、不復別有處所、祖師云、臨死氣絶之際是謂歟、としてある。その文を引直して、今の如く書改めたのであらう。祖師云と云ひ、言死出山と云は、これ僧



徒の書入なる證である。○泉門塞之大神 版本に之字無し、丹鶴本、熱田本等に據りて補ふ。

〔解釋〕 泉津平坂 記に所謂黃泉比良坂者、今謂出雲國之伊賦夜坂也とありて、この坂は出雲

國意宇郡に在る。○放屍 屍は尿と同字にて、字書に人小便也と註してある。○巨川 大川にて

意宇郡を流る、川である。○千人所磐石 千人もかゝりて引き動かすほどの石といふ義にて、いと

大きな石を云うたのである。○塞其坂路 坂路は平坂である。記には其石置中各對立云々とあ

つて、かやうにして追坐る女神を御留めまつり給うたのである。フタギといふは、今云ふフサグの

古言である。○建絶要之誓 記には度事戸とある。このコトの義は詳でないが、文字に就いて

その大意を思ふに、夫婦の交を絶つ證の御言と通ゆる。建と云ふは、今の世にも建誓言など云ふ

意を以て置けるものか、絶妻を絶要と改めたのは、要字は、上にも不用要言令吾恥辱とも見

え、孝徳紀にも、要他女などあつて、こゝにはいとよく叶ふからである。○言如此者 記に

爲如此とありて、それは石にて坂路を塞ぎ、事戸を渡し給ふを云ふのである。○汝所治國 記に

は汝國とある。即ちこの顯國を指したのである。○縊殺 頸を引きしめて殺すのである。○千五百

頭 千五百人と云ふに同じけれど、そはたゞ大方を云うたのである。さて世の間に、死ぬる人より

生るゝ人の多いのは、この二大神の御言に基いたものであらう。また古語に天之益人と云へるもこ

の詔によつたものであらう。○岐神 記には、於三投棄御杖一所成神名衝立船戸神とある。この岐神

も、杖を御體として、御靈を幸へ給ふ神である。岐は經莫門である。その經莫は經て來るなと云ふ

意。この神は、黃泉と此の國との境に立ち塞りまして、邪神の此の國へ入るを止め給ふからに、か

く御名を負ひたまふたのである。通證には、祭之岐路故爲岐神とある。○長道磐神 記には道

之長乳齒神とある。名義は、萬葉集に、遠き道の事を道の長手と多く詠める、その長手は即ち長道

にて同じ言である。帶の解けたる狀、道の長きに似たれば、かゝる御名を負うたものであらう。○

衣 ミンは或説に御襲の中略也とある。○煩神 記には、和豆良比能宇斯神とある。和豆良布は物

に障り滞る意であつて、御衣の煩はしく厭はしきによつて、負うた御名であらう。○禪 佩裳の轉

か、腰より下にはく物である。○開嚙神 記には、御禪に道俣神成坐し、御冠に飽咋之宇斯能神成

坐りとありて、此と異なる、名義は詳でない。これを標註には、飽ばかり物食て、病に至る人を、

治め給ふ神なるべし」と云うてある。○道敷神 記傳に、道字常には美知とのみ訓めども、本言

はたゞ知にて、美知は御を添たる言なり。敷は借字にて、及の意也、道を追及ぶを斯久と古言に云

り、此は伊邪那美命の、黃泉比良坂にして、男神に追及坐るを云なり」とある。されば道敷神は道

及神である。○所塞磐石 坂路に障り塞がる磐石である。○泉門塞之大神 泉門は黃泉國に入る門

である。黃泉の入口に塞がつてまします大神をいふ義の名である。○道返大神 磐石を以て、道を

塞ぎて、伊弉册尊を返し給ふゆゑ、その磐にかやうな御名を負はせたのである。



伊弉諾尊既還、乃追悔之曰、吾前到於不須也凶目汚穢之處、故當滌去吾身之濁穢、則往至筑紫日向小戸橋之櫛原而被除焉、遂將盪滌身之所汚、乃興言曰、上瀨是太疾、下瀨是太弱、便濯之於中瀨也、因以生神號曰八十柱津日神、次將矯其枉而生神號曰神直日神、次大直日神、

〔譯讀〕 伊弉諾尊既に還りて、乃ち追ひて悔いて曰く、吾れ前に不須也凶目汚穢之處に到る。故に當に吾が身の濁穢を滌ひ去てむとのたまひて、則ち往きて筑紫の日向の小戸の橋之櫛原に至りて被除へたまふ。遂に身の所汚を盪滌ぎたまはむとして、乃ち興言して曰く、上つ瀨は是れ太だ疾し、下つ瀨は是れ太だ弱しとのたまひて、便ち中つ瀨に濯ぎたまふ。因りて生める神の號を八十柱津日神と曰す。次に其の枉を矯さむとして、生める神の號を神直日神と曰す。次に大直日神。

〔考異〕 之中瀨 丹鶴本、玉屋本、之字無く、於字が有る、吉田一本及北野本は、版本と同じく於字は無い。今楓山本、三島本に據りて補ふ。

〔解釋〕 既還 顯國に還りましたのである。其所は磯馭盧島の八尋殿であらう。○追悔 女神を深く慕ひたまふあまりに、穢き國なることをも思はずして、黄泉國まで追ひ行きましたことを、追ひて悔いたまうたのである。○筑紫日向小戸橋之櫛原 筑紫の内の日向國の小門なる橋といふ處の

阿波岐の生えたる原をいふ。筑紫は今の九州の總名、日向は朝日夕日の直にさす所、小門は小さき水門、その小門に在る橋といふ處、櫛は萩の一種にて、俗にミツハギといふものである。この地を筑前とも、又日向國なりともいふ説があるが詳でない。○被除焉 被は身濯にて、除は穢を拂ひ棄つること。守部の説に、御身につける物を、投棄たまふは被除なり。御身の汚穢を滌ぎたまふは禊なり、禊と被とは別なり、被は總名にて、禊は其中の一種なれば、禊は被と云べく、被は禊とはいはず、禊は水邊にて行ふに限れる名なり」とある。○興言 揚言とも云うて、心に感じたる所あるを、取立て、言に云ひ揚ぐるを云ふのである。○上瀨中瀨下瀨 橋小戸は川の落口であるから、其處の上の方、中の方、下の方の瀨々を云ふのである。○太疾太弱 記には瀨速、瀨弱とある。太疾とは流の甚だ急なるを云ひ、太弱はこの反對にて、流の甚だ緩なるを云ふのである。○濯之於中瀨 この中間の瀨は、疾からず、弱からず、よき程合の流であつたから、此處に降立て身濯し給うたのである。○八十柱津日神 記には八十禍津日神、次大禍津日神二柱としてある。八十も大も稱辭、枉は禍の意にて、萬の凶惡ことを云ふ。津は助辭、日は産靈の靈に同じ、禍に奇靈なる由の義である。○將矯其枉 禍津日神の禍事を直さむと所念しての意である。○神直日神大直日神 神も大も共に稱辭である。直日とは、禍を直し給ふ奇しき御靈の義である。



又沈濯於海底、因以生神號曰底津少童命、次底筒男神、又潜濯於潮中、因以生神號曰中津少童命、次中筒男命、又浮濯於潮上、因以生神號曰表津少童命、次表筒男命、凡有九神矣、其底筒男命、中筒男命、表筒男命、是即住吉大神矣。底津少童命、中津少童命、表津少童命、是阿曇連等所祭神矣、

〔譯讀〕 又海の底に沈み濯ぐ、因りて生める神の號を底津少童命と曰す。次に底筒男命。又潮の中に潜き濯ぐ、因りて生める神の號を中津少童命と曰す。次に中筒男命。又潮の上に浮き濯ぐ、因りて生める神の號を表津少童命と曰す。次に表筒男命。凡て九神有す。其の底筒男命、中筒男命、表筒男命は、是れ即ち住吉大神なり。底津少童命、中津少童命、表津少童命は、是れ阿曇連等が所祭る神なり。

〔考異〕 中津少童命 版本、中字の上に表字あるが、諸本には無い、今削る。

〔解釋〕 又沈濯於海底 又といふは、上なることを一段として、更にまた物したまふ由をいふのである。沈濯は深く水底に入りて濯ぐことである。○潜濯 これは水を頭に被き、其の中に入りて濯ぐことである。○潮中 海底と潮上との中間をさしていうたのである。○底津海童命、中津海童命、表津海童命 この海童は海つ持つにて、海を掌り給ふ神といふ義である。底といひ、中といひ、

表といふは、身滌の場所によつて名づけたのである。○底筒男命、中筒男命、表筒男命 筒男の筒は借字にて都知之男である。都は能に通ふ助辭、知も男も共に尊稱である。底も中も表も、前と同じことである。○住吉大神 記には、其底筒之男命、中筒之男命、上筒之男命、三柱神者、墨江之三前大神也とある。この神は、延喜式神名帳に、攝津國住吉郡住吉坐神社四座 並名神大、月とあつて、一座は神功皇后、他の三座は、この三神である。今の官幣大社住吉神社即ちこれである。この外住吉神社は、諸國に多くある。○是阿曇等所祭神矣 記には、此三柱綿津見神者、阿曇連等之祖神以伊都久神也とあつて、阿曇連の御祖神である。さて阿曇連の阿曇は氏、連は尸である。連は群主にて、群の中の主といふ意である。氏とは、源平藤原橘などの類、尸は朝臣、宿禰などの類である。所祭神とは、齋き祭る神といふことである。

然後洗左眼、因以生神號曰天照大神、復洗右眼、因以生神號曰月讀尊、復洗鼻、因以生神號曰素戔嗚尊、凡三神矣。

〔譯讀〕 然して後、左の眼を洗ひたまふ。因りて生める神の號を天照大神と曰す。復右の眼を洗ひたまふ。因りて生める神の號を月讀尊と曰す。復鼻を洗ひたまふ。因りて生める神の號を素戔嗚尊と曰す。凡て三神ます。



〔解釋〕 然後 上の九神 成り坐て後の事である。さてこの御眼の穢の、なごりなく清まり果て、清々しき御身より、日月神等生坐しとの傳、一應は然る事の如くなれども、日月神は更なり、素戔嗚尊も、本書に出たる如く、伊弉諾尊、伊弉冉尊の、天下之主たる御兒を生まむと議り給ひて生み坐すとあるぞ、正しき傳である。

已而伊弉諾尊、勅任三子曰、天照大神者、可以治高天原也、月讀尊者、可以治滄海原潮之八百重也、素戔嗚尊者、可以治天下也、是時素戔嗚尊年已長矣、復生八握鬚髯、雖然不治天下、常以啼泣恚恨、故伊弉諾尊問之曰、汝何故恒啼如此耶、對曰、吾欲從母於根國只爲泣耳、伊弉諾尊惡之曰、可以任情行矣、乃逐之、倉稻魂此云宇介能美施磨、少童此云和多都美、頭邊此云摩苦羅陞、脚邊此云阿度陞、熯火也、音而善反、靈此云於箇美、音力丁反、吾夫君此云阿我儼勢、滄泉之竈此云譽母都俳遇比、秉炬此云多妣、不須也凶自汚穢此云伊儼之居梅枳多儼枳、醜女此云志許賣、背揮此云志理幣提爾布俱、泉津平板此云余母都比羅佐可、放屣此云愈磨理、音乃吊反、絕要之誓此云許等度、岐神此云布那斗能加微、櫛此云阿波岐、

〔譯讀〕 已にして伊弉諾尊、三子に勅任して曰く、天照大神は高天原を治す可し、月讀尊は滄海の潮の八百重を治すべし、素戔嗚尊は天下を治す可しと、是の時、素戔嗚尊年已に長し、復八握鬚髯生ひたり、然れども天下を治すして、常に啼き泣ち恚恨みます、故伊弉諾尊問ひて曰く、汝何の故に恒に如此く啼くや、對へて曰く、吾母の根國に從はむと思ひて只泣くのみと、伊弉諾尊惡みて曰く、情の任に行ねとのたまひて、乃ち逐ひやりき、倉稻魂、此を宇介能美施磨と云ふ、少童此を和多都美と云ふ、頭邊、此を摩苦羅陞と云ふ、脚邊、此を阿度陞と云ふ、熯は火なり、音は而善の反、靈此を於箇美と云ふ、音は力丁の反、吾夫君、此を阿我儼勢と云ふ、滄泉之竈、此を譽母都俳遇比と云ふ、秉炬、此を多妣と云ふ、不須也凶目汚穢、此を伊儼之居梅枳多儼枳と云ふ、醜女、此を志許賣と云ふ、背揮、此を志理幣提爾布俱と云ふ、泉津平板、此を余母都比羅佐可と云ふ、放屣此を愈磨理と云ふ、音は乃吊の反、絶要之誓、此を許等度と云ふ、岐神、此を布那斗能加微と云ふ、櫛、此を阿波岐と云ふ。

〔考異〕 倉稻魂至、此云阿波岐、この百六十二字、版本には次の一書の下に在る、今釋紀亂脫、熱田本等に據りて、改めて此に移す。○音而善反、音力丁反、丹鶴本いづれも小書とする。○伊儼



之居梅枳多儺枳 版本に梅字の下、枳字の上に一の枳字がある。一峰本には無い、今それによりて削る。○音乃吊反、これも丹鶴本小書とする。○絶要 版本に要を妻に作る、このことは上にいうた。

〔解釋〕 勅任 事依しの義にて、大御言を以て、其の事を授け依さすのである。○高天原 此にては日の御國を云うたのである。○滄海原潮之八百重 滄海原は青海原の義、潮之八百重は海面の鹽路の八百に重なり隔れる極といふ意にて、總ての海面をいうたものである。さて月讀尊は、本書に可<sub>レ</sub>以配<sub>レ</sub>日而治<sub>レ</sub>也とあるごとく、天照大神と共に、高天原に坐々て、夜食國即ち月を所知看された。月讀尊と申し奉るも、この故である。かく月の御國を所知看ながら、海原の御政をも攝掌たまへるのである。月の出沒に隨ひ、潮の満干を成すも、この謂によるものと思はれる。○八握鬚 八握は八は彌にて、彌握に長さといふこと、鬚は和名抄に、髭口上鬚也、和名加美豆比介、鬚鬚頤下毛也、之毛豆比介と見えてある。記には八拳須至<sub>三</sub>于心前<sub>一</sub>とある。○啼泣恚恨 御母伊弉冉尊の根國に退坐せるを、甚く哀みおぼして、年長たまひても、なほ小兒の如くに、啼泣恚恨たまうたのである。○惡之 伊弉諾尊は、黄泉國を凶目汚穢之處と詔ひて、甚くさらひ坐るを、かく素戔嗚尊の御母を慕ひて、その汚き國に往かむと申し玉ふが故に、甚く惡みたまうたのである。

(第七) 一書曰、伊弉諾尊拔<sub>レ</sub>劍斬<sub>レ</sub>軻遇突智爲<sub>三</sub>二段、其一段是爲<sub>二</sub>雷神、一段是爲<sub>二</sub>山神、一段是爲<sub>二</sub>高靈、又曰、斬<sub>レ</sub>軻遇突智時、其血激越染<sub>二</sub>於天八十河中所在五百箇磐石、而因化成神號曰<sub>二</sub>磐裂神、次根裂神、兒磐筒男神、次磐筒女神、兒經津主神、

〔譯讀〕 一書に曰く、伊弉諾尊、劍を抜きて軻遇突智を斬りて三段に爲す、其の一段は是れ雷神と爲る、一段は是れ山神と爲る、一段は是れ高靈と爲る、又曰く、軻遇突智を斬る時、其の血激越て、天八十河中にある五百箇磐石に染る、因りて化成る神の號を磐裂神、次根裂神と曰ふ。兒磐筒男神、次を磐筒女神、兒經津主神、

〔考異〕 山神 版本に大山祇神とあるが、類聚國史には山神とのみある。これ正しき傳と思はるゝから、これに従うた。○磐石 磐字を版本に磐に作る、諸本に據りて改む。丹鶴本には石字が無

〔解釋〕 爲<sub>三</sub>三段、その三つに斬り給うたのが、三柱神となつたのである。さてこの傳は、上の第六の一書に、遂拔<sub>三</sub>所帶十握劍、斬<sub>レ</sub>軻遇突智爲<sub>三</sub>三段、此各化爲神也とあるばかりにて、その神名は略かれたが、こゝにはそれを記されてある。○雷神 鳴雷神に坐す。また大雷神とも、天鳴雷神とも申す。○山神 これを大山祇神とせるの非なることは、標註に、然は雷神、高靈二字並



に作るに、是のみ四字なりしとは察さればなり」とあれど、單にこれのみではなく、通釋には、さるは此神は一柱の御名にはあらず、次の第八一書に、「軻遇突智命を五段に斬玉ふ、それ五山祇と成坐るよし見えたる、其傳の聊異れるにて、其五柱を一つに惣括りて、たゞ山神と云傳へたるものなるべし」と説いてある。○高靈 靈のことは上に釋いた。名義は猛靈であらう。雲を起し風雪を降せなどして、稜威の猛きより云うたものである。○天八十河中 八十は八瀬に同じ、上に出でたる天安河と一つ河である。

(第八) 一書曰、伊弉諾尊斬軻遇突智命爲五段、此各化成五山祇、一則首化爲大山祇、二則身中化爲中山祇、三則手化爲麓山祇、四則腰化爲正勝山祇、五則足化爲雉山祇、是時斬血激灑染於石礫樹草、此草木沙石自含火之緣也、麓山此云簸耶磨、正勝此云麻沙柯、雉此云之伎、音鳥含反、

〔譯讀〕 一書に曰く、伊弉諾尊、軻遇突智命を斬りて五段に爲す、此れ各五の山祇と化成る、一は則ち首に大山祇なり、二は則ち身中に中山祇なり、三は則ち手に麓山祇なり、四は則ち腰に正勝山祇なり、五は則ち足に雉山祇なる。是の時に斬る血、激灑て石礫樹草に染る、此れ草木沙石の自ら火を含む緣なり、麓山、此れを簸耶磨と云ふ、正勝、此れを麻沙柯と云ふ、雉此れを之

伎と云ふ、音は鳥含反、

〔考異〕 麓山の下、版本に足曰麓の三字がある。三島本には無い、後人の書入であらうから削る。○麻佐柯 版本に柯の下に菟字がある。熱田本、活字本等の無きに從うた。また版本にはこの菟字の下に一云麻左柯豆の六字が有る、丹鶴本、楓山本等には無い、後人の書入と思はるゝから刪去つた。○音鳥含反 この四字を丹鶴本には小書とする。

〔解釋〕 爲五段 記に八柱の山津見神成坐せるよし見えてある。これまた同じ傳の少しく異なつたものである。○首化爲大山祇 記には於頭所成神名、正勝山津見神とある。○身中 仁徳紀に體、崇峻紀に頭身をムクロと訓む、謂ゆる胴體を云ふ稱である。○中山 山の中腹を云ふ。○麓山 端山のこと。○正勝山祇 正勝は借字にて、口訣に眞坂也、謂峻處と注してある。○雉山祇 雉は借字、賀茂眞淵翁は、繁木山と云意なりと云はれた。即ち樹木の繁茂したのを云ふ。

(第九) 一書曰、伊弉諾尊欲見其妹、乃到殞斂之處、是時伊弉册尊猶如生平、出迎共語、已而謂伊弉諾尊曰、吾夫君尊、請勿視吾矣、言訖忽然不見、于時闇也、伊弉諾尊乃舉一片之火而視之、時伊弉册尊脹滿太高、上有八色雷公、伊弉諾尊驚而走還、是時雷等皆起追來、時道邊有大桃樹、故伊弉諾尊隱其樹下、



因採其實以擲雷者、雷等皆退走矣、此用桃避鬼之縁也、時伊弉諾尊乃投其杖曰、自此以還雷不敢來、是謂岐神、此本號曰來名戸之祖神焉、所謂八雷者、在首曰大雷、在胸曰火雷、在腹曰土雷、在背曰稚雷、在尻曰黑雷、在手曰山雷、在足上曰野雷、在陰上曰裂雷、

〔譯讀〕 一書に曰く、伊弉諾尊、其の妹を見まさむと欲して、乃ち殯斂の處に到ります。是の時伊弉冉尊、猶生平の如くにして、出で迎へて共に語る。已にして伊弉諾尊に謂りて曰く、吾が夫君尊、請ふ吾を勿視ましそ。言ひ訖りて忽然に見えず。于時闇し、伊弉諾尊、乃ち一片之火舉して視はす。時に伊弉冉尊、脹滿太高り、上に八色の雷公あり、伊弉諾尊、驚きて逃げ還りたまふ。是の時に雷等、皆起ちて追ひ來る。時に道の邊に大きな桃樹あり、故伊弉諾尊、其の樹の下に隠れて、因りて其の實を採りて、雷に擲げたまひしかば、雷等皆退走ぬ。これ桃を用て鬼を避く縁なり。時に伊弉諾尊、乃ち其の杖を投ちて曰く、此より以還、雷不敢來、是れを岐神と謂ふ。此の本の號をば來名戸之祖神と曰ふ。所謂八の雷とは、首に在るをば大雷と曰ひ、胸に在るをば火雷と曰ひ、腹に在るをば土雷と曰ひ、背に在るをば稚雷と曰ひ、尻に在るをば黑雷と曰ひ、手に在るをば山雷と曰ひ、足の上に在るをば野雷と曰ひ、陰の上に在るをば裂雷と曰ふ。

〔考異〕 殯斂、斂の字を北野一峯本、水戸本及集解に斂に作り、纂疏に殯に作る。通證に斂當作斂、斂疏作殯、韻會音斂、殯斂也、一本作斂、與斂別とあれど、紀には多く斂に作り、類聚名義抄に斂俗斂ともありて、蓋し六朝の俗字なれば、輕々しく改むることは出來ぬ。○在腹、丹鶴本には腹を腋に作る。○陰上、類聚國史には上の字が無い。

〔解釋〕 殯斂の訓を版本にソノヲとあれど、私記に毛加里と訓み、鎌倉本、熱田本にも、然訓んである。モガリは喪上の略である、口訣に、假斂死體之處也とあつて、死にたるまゝにて、未だ葬らざる前に、姑く假に屍を收め置くをいふので、こゝは伊弉冉尊崩御坐して、未だ葬りまつらざりし間、假に御屍を收め置きしところである。○猶如生平、これは殯斂之處にての事であつて、これを黄泉國に到り坐ての事と思ふは誤である。伊弉諾尊の戀ひ慕ふ切なる御心や通じ給ひしものか、やがて蘇生りて、生平の御身ながら、その殯斂之處にて見え給うたのである。○已而云々、この上に伊弉冉尊の黄泉國に到り坐る事あるべきを、こゝには漏れたのである。○忽然不見、出で語らひ給うた御姿の見え給はぬのである。○闇也、見え給うた間は、闇しとも思へなかつたが、既に消失せ給うては、その跡が聞くなつたのである。○舉一片之火、記には燭一火とある。○脹滿太高、御腹の鞞るゝにて、これ水氣の湛へ溜つたのである。○上、このウへは邊の義である。○皆起追來、一時に起立て追ひ來たのである。○道邊、記に據れば、黄泉平坂の坂本の道邊である。



○用桃避鬼、この鬼といふは、上に有三八色雷公と云ひ、又雷等起追來、又雷等皆退去矣と云へる、それを承けて鬼とは云うたのである。こゝに用桃避鬼の實例の大なることは、十二月晦日に行はせらるゝ、追難の御式である。これは道饗祭より出でたる御式であれば、その祭と共に、上古より行はれ來つたもので、この大桃樹の故事に起つたのである。○投其杖、岐神のことは、この傳がよく合うたのである。○此本號曰來名戸之祖神、來名戸之祖神は、來莫門之塞神と云ふ義にて、かの御杖を投て、自レ此勿來と障へ留め給へる門と成坐れば、如此御名に負坐なり、塞に祖字をしも書ることは、漢國にて行神を祖神と云に就て、其の意を得て書きたるのみなりと、平田翁は説いてある。○八雷、八は常には數の多きを云ふけれど、此はまことの八である。○在首、伊弉諾尊の御首を云ふ。○大雷、大は稱へ辭である。○陰、ホドの名義は秀處にて、男女の陰處を云ふ。以上の八雷は、上に上有三八雷公と見えたる如く、伊弉冉尊の御體に成りあらはれて副ひ居れるのである。それについて平田翁は、八色雷の名ども、いとく信がたく、此は決して神代よりの傳ならで、やゝ後に古傳を心得誤れる世となりて、押當に雷神の名をくさく拾ひ集めて、語れる傳なるべし。其は古事記に、宇士多加禮、許呂呂岐豆、於頭者云々、并八雷神成居とあれど、神代紀には所謂八雷者云々とある、所謂の字をよく思ふべし、後のことなること疑なきものぞ、偕古事記にはその所謂と語り傳へけむ説を、即て本文に結びたるものところおもほゆれ」と説いてある。

(第十) 一書曰、伊弉諾尊追至伊弉册尊所在處、便語之曰、悲汝故來、答曰、族也勿看吾矣、伊弉諾尊不從、猶看之、故伊弉册尊耻恨之曰、汝已見我情、我復見汝情、時伊弉諾尊亦慙矣、因將出返、于時不直默歸而盟之曰、族離、又曰、不負於族、乃所唾之神號曰速玉之男、次掃之神號曰泉津事解之男、凡二神矣、及其與妹相鬪於泉平坂也、伊弉諾尊曰、始爲族悲及思哀者、是吾之怯矣、時泉守道者白云有言矣、曰吾與汝已生國矣、奈何更求生乎、吾則當留此國、不可共去、是時菊理媛神亦有白事、伊弉諾尊聞而善之、乃散去矣、但親見泉國、此既不祥、故欲濯除其穢惡、乃往見粟門及速吸名門、然此二門潮既太急、故還向於橘之小門而被濯也、于時入水吹生磐土命、出水吹生大直日神、又入吹生底土命、出吹生大綾津日神、又入吹生赤土命、出吹生大海原之諸神矣、不負於族此云宇我邏磨概茸、

〔譯讀〕 一書に曰く、伊弉諾尊、伊弉冉尊の所在處に追ひ至りまして、便ち語りて曰く、汝を悲しと思ふが故に來つと、答へて曰く、族や吾を勿看そと、伊弉諾尊從ひたまはず、猶看はず、故伊弉



再尊耻ぢ恨みて曰く、汝已に我が情を見つ、我復汝が情を見つと、時に伊弉諾尊亦慙ぢたまふ、因りて將に出で返りなむ、時に直に黙し歸りたまはず盟ひて曰く、族離れなむ、又曰く、族負けじ、乃ち唾はく神の號を速玉之男と曰す、次に掃ふ神の號を泉津事解之男と曰す、凡て二神ましませす。其の妹と泉津平坂に相闘ふに及びて、伊弉諾尊曰く、始め族の爲に悲み思哀けることは、是れ吾が怯きなり、時に泉守道といふ者白して云く、言ふこと有り、曰く吾れと汝と已に國を生みにき、奈何にして更に生むことを求めむ、吾れは則ち當に此の國に留るべし、共に去るべからず、是の時菊理媛神亦白す事有り、伊弉諾尊聞しめして、善しとのたまひて、乃ち散去けましぬ、但し親らに泉國を見たり、此れ既に不祥、故其の穢惡を濯ぎ除へてむと欲して、乃ち往きて粟門及び速吸名門を見はす、然るに此の二の門は、潮既に太急し、故橋の小門に還向ひて、祓へ濯ぎたまふ、時に水に入りて磐土命を吹生し、水を出て大直日神を吹生し、又入りて底土神を吹生し、出て大綾津日神を吹生し、又入りて赤土命を吹生し、出て大地海原の諸の神を吹生す、不負於族、此れを字我邏磨概茸と云ふ、

〔考異〕 盟之、盟字を類聚國史に唱字に作る。○所唾之神、所唾之また次の掃之の下に、玉屋本時化出の三字がある、通釋はこれに従うて補うてあるが、諸本には一も無い。○速玉之男、舊事紀には男字の下に神字がある。○號曰、版本には日字無し、三島本に據りて補うた。○泉平坂、北野本、

應永本等、泉の下に津の字がある。○及思哀、山陰に、此文いかゞ、及字は寫し誤れるものかと云うてある。○菊理媛、纂疏本には泉聞理媛神とある。かゝる本もありしものか。○祓濯、版本には祓を拂に作る、今集解及び元元集に據りて改めた。○字我邏磨概茸、概字を版本に概字に作る、類聚國史に従うて改めた。

〔解釋〕 所在處、こは黄泉國に坐す伊弉冉尊の御處を申すのである。○族、記傳に、族は、紀中親屬また親族、同族などありと見えて、即ちウカラは内屬の略である。睦み親む言である。○猶、俗にヤツバリと云ふ意。○耻恨、黄泉國にての、内々の御有状を見奉られ給へるが故に、且は耻ぢ且は恨み給うたのである。○見我情、通釋に云ふ、この文いと解がたし、山陰云、下文の見我情はさこえたれど、上文に見我情は心得ず、形を見とこそ云べけれ、と云れたり。故熟考るに、我が白す事を問給はず、かく押立給ふ事は、汝已に我情を見果つるにこそ、さる情なき態爲玉ふは、我復汝が情をば見果つ、さらばもはや互に心を遺す事はなしと云義か」と説いてある。又日本紀標註には、見我情は、舊讀の儘に見ては、いかなる事とも義理徹らず、故類聚名義抄に據りて、情をアハレとよみつ、其の上に膿沸虫流たる御有状を、あはれと恥給るなり。汝情は、何ぞ見苦しき事あらば見顯はしてむと詔へる也」と説いてある。○因將出返、女神の御状のいとも可畏を見驚き給ふが上に、御恨言の切なるに恥ぢ給ひて、泉平坂をば放れて、顯國の方へ出返らせ給ふ時の



御事である。○不直、歸直には歸り給はずして、夫婦の親睦を絶ち給はむことを詔うたのである。○盟之、盟は典籍便覽に、載書相約曰盟、とあつて、こゝは御心の御盟である。○族、離夫婦の御睦を断たまはむといふことにて、即ち離別と同じである。○又曰、不負於族、又曰とは離族と詔ひしを、またかやうにも云ひ傳へたのである。さて不負とは、上の一書に、所謂吾當産日將千五百頭とあると云うたのである。○所唾之神、ツバキは津吐の義であらう。この唾し給へるのは、彼の穢き有状を御覽して、其の穢さに堪へ給はずしての御所爲である。○速玉之男、速は字の如く、唾し給へる状の速かりしより申したのであらう。玉は津吐の状の玉にも似たれば、かく申したのであらう、男は例の稱へ名である。延喜式に、出雲國意宇郡速玉神社、紀伊國牟婁郡熊野速玉神社とある。○掃之、平田翁は云ふ、此は何を以て、いかに爲て掃給へりと云事、今知べきにあらねど、若は御衣の袖にて掃ひ給へるならむか、其は今も、心よからぬ物を掃とは、然爲る事有を思べし」と。○泉津事解之男、事解とは要放の義にて、夫婦の契を放り離るゝ意である。即ちこの神は、族離れたまふ時に化出ませれば、それを御名に負はせられたのである。○相鬪、互に御心背きて、疎々しくならせ給ふを云うて、いはゆる絶要之誓のことである。○及思哀者、思哀は記傳に、まづ志奴夫と云言に、戀志奴夫と、堪志奴夫と、隱志奴夫と三の意あり、とある。さてこゝの思哀は、戀志奴夫の意である。○是吾之怯矣、これは御身を悔たまふので、今思へば、吾が心の拙愚か

つたのである、今は速に返らむと詔ふ御言である。○泉守道者、守道は字の如く、泉の道路を守る神である。○有言、伊弉冉尊の詔を、守道者の取傳へ奏すのである。○吾與汝已生國、此は記に、伊弉諾尊の黄泉國に追往して、女神に詔へる御言に、愛我那邇妹命、吾與汝所作之國、未二作竟一故、可還とある御言に、答へ奉りたるさまの御言である。○菊理媛神、菊理は漏入にて、千人所引磐石を以て、泉門に塞ぎ給ひて、通路を絶給へるを出入給へば、御名に負はせ奉つたのである。古史傳に、夜見國にありて、伊邪那美命に副侍ふ神とある。○亦有白事、そは何をか申し給ひけむ、その事傳はらざれば、今知べからざれど、伊弉諾尊の聞入れ給ふべき御言なりし事は、次の文にて明かである。○聞而善之、此は唯菊理媛神の白す言ばかりでなく、上なる泉守道者白云と云ふより、合せて聞食し諾はせ給うたのである。○散去、其の御言を可しと思ほして、今はと返去たまうたのである。○粟門、阿波國板野郡と淡路國三原郡との間合にある門にして、古より世に名高き、阿波の鳴門と云へる地である。○速吸名門、神武紀には速吸之門とある。名は之の轉である。速吸は、其の湍の速く地底に潮を吸入るゝ義である。式に豊後國海部郡早吸比女神社がある。今佐賀關と云うて、伊豫に渡る處の名である。○吹生、彼の汚穢を氣吹き拂ひ給ふとて、御氣を凝して吹出で給ふ、その御氣に生ませるを云ふのである。○磐土命、云々、磐土命は、上の一書なる表筒男命に、底土命は底筒男命に、大綾津日命は大柱津日命に、赤土命は中筒男命に同じく、皆言通ひ



て同じき神等である。○大綾津日命 大枉津日命と同じ、綾は禍の意である。○大地海原之諸神 大地の神とは、海原は大地に属ける物なる故に云ひ、海原の神とは、海神三柱を申したのである。

(第十一) 一書曰、伊弉諾尊勅任三子曰、天照大神者、可以御高天之原也、月夜見尊者、可以配日而知天上之事也、素戔嗚尊者、可以御滄海之原也、既而天照大神、在於天上詔曰、聞葦原中國有保食神、宜爾月夜見尊就候之、月夜見尊受勅而降、已到于保食神許、保食神乃廻首嚮國則自口出飯、又嚮海則鰭廣鰭狹亦自口出、又嚮山毛麁毛柔亦自口出、夫品物悉備、貯之百机而饗之、是時月夜見尊忿然作色曰、穢矣鄙矣、寧可以口吐之物敢養我乎、廼拔劍擊殺、然後復命具言其事、時天照大神怒甚之曰、汝是惡神、不相須見、乃與月夜見尊、一日一夜隔離而住、

〔譯讀〕 一書に曰く、伊弉諾尊、三子に勅任して曰く、天照大神は高天之原を御すべし、月夜見尊は日に配びて天上の事を知す可し、素戔嗚尊は滄海之原を御す可し、既にして天照大神、天上に在して詔して曰く、葦原の中國に保食神ありと聞く。宜く爾月夜見尊就きて候ませ、月夜

見尊勅を受けて降ります、已にして保食神の許に到りたまふ、保食神乃ち首を廻らして國に嚮ひしかば、則ち口より飯出づ、又海に嚮ひしかば、則ち鰭廣鰭狹、また口より出づ、又山に嚮ひしかば、毛の麁、毛の柔、また口より出づ、夫の品物悉く備へて、百机に貯へて饗まつる。是の時月夜見尊、忿然作色して曰く、穢はしきかも、鄙さかも、寧ろ口より吐れる物を以て敢て我に養ふ可けむやと、廼ち劍を抜きて保食神を擊殺したまひき、然して後、復命して具に其の事を言したまふ、時に天照大神怒りますこと甚しくして曰く、汝は是れ惡き神なり、相見じとのたまひて、乃ち月夜見尊と、一日一夜隔て離れて住みたまふ。

〔考異〕 天照大神 この大字を版本に太に作る、丹鶴本、熱田本及び下文に、大に作るに據りて改めた。○天上之事 吉田本、丹鶴本等に上之の二字無く、玉屋本には之字が無い。○詔曰 版本には詔字が無い、舊事紀にあるが宜しければ、それによつて補うた。○穢矣 吉田本、熱田本、類聚國史等には、矣を哉に作る。

〔解釋〕 御上の第五の一書に、可<sub>三</sub>以治<sub>三</sub>高天原<sub>一</sub>とある治字と義同じである。○滄海之原 平田翁の説に、まづ滄海原といふは、此國土を押なべて云古言にて、天照大神は高天原、素戔嗚尊は滄海原と相對へて、天と地とを依別たまへるなり」とある。○葦原中國 天上にも、天原にも、高天原にも對へ云ふ稱にて、大八洲豊葦原瑞穂之國とはまた異にして、この大地萬國を統て云ふ名で



ある。さてこの號の意は、上代には四方の海濱は悉く葦原にて、其の中に國土があつて、天上より見下せば、葦原の巡れる中に見えける故に、高天原より如此は號けたものである。○保食神、和名抄に、日本紀云保食神、和名宇个毛、知乃加美、保猶<sup>保持</sup>也、宇氣者食之義也、言是保持食物之神也、也とあつて、即ち食物を保ちたまふ神である。○爾月夜見尊、かく爾某と云ふは、其御命を受持たしめ、また此事は其の人と、指著て云ふ時に云ふ言である。○已到保食神許、攝津風土記、また山城風土記に見えたる如く、月夜見尊の、天上より到り給ひし處は、山城國葛野郡桂里にて、保食神の坐し、處は、攝津國稻倉山なるべし、さて此より以下の事ありしは、稻倉山にての事か、または丹波國比遲乃麻奈草にての事か知り難い。○嚮國、國とは田津物の生出る處である。○出飯、飯とは五穀の食用となれる總名である。○嚮海、海は鱗介の在る所である。○鰭廣鰭狹、これは魚の大きなる小きを云うた古の雅言である。さて鰭とは背の左右に在る比禮であつて、背上鬣はヒレとのみ云うて、ハタとは云はぬ。○嚮山、纂疏に山者禽獸之所<sup>在</sup>、故向山出毛、毛、鹿、毛、柔とあつて、鹿、毛、柔とは獸類、柔とは鳥類を云ふ。○百机、記には百取机代立物とある。百は其の數の甚だ多きを云ふ、取は持の意よりいふたので、數といふ程の意である。机は坏居にて、飲食の器を居る由の名である。○貯、貯は雜へと云ふに同じく、海山の種々の物を雜へ備ふることである。○饗之、俗に云ふ振舞ひすることである。アへは令<sup>レ</sup>遇の意にて、酒食を我より持ち行きて、人を饗應し、また

人をも我が許に招きて、その向ふの人に食物を以て待遇を云ふのである。○忿然、作色、作色は面火照の意にて、怒れる顔色を云ふのである。○穢矣鄙矣、食ふべき物を、口より出し、穢汚くして奉進れると、所思せる御言である。○養我、玉篇に、養供養也、下奉<sup>レ</sup>上也とある義である。○擊殺この擊はかく添へたる辭にて、實は斬殺し給ふのである。○復命、具言<sup>二</sup>其事<sup>一</sup>、カヘリゴトは、記傳に、使人の還て申言と云意にて、加幣理は其使に係る言なり」とある。さてここは、保食神の御状態をも、殺し給ひしことをも、具に申し給うたのである。○怒甚之、大御神の、此時かく甚く怒り坐る大御心のほど窺ひ奉るに、初勅、はじめのことして宇氣母知神を候せ給へるは、彼神の宇氣の神徳の大きに坐す事を、かねて聞看坐ましける故に、ゆかしく所思坐て、其功德のことはいかならむ、候て來玉への御心にて、物し給へるなりけんを、果して大御神の所聞看おき給へる如く、神徳の坐々けるに、擊殺し玉へるよし白玉ふに依てぞ、彼懇<sup>ねんこう</sup>に惜み所思看す御心より、かくは怒り坐るなるべし」と平田翁は説いてある。○一日一夜隔離、三大考には、此一日一夜といふこと、いかに見ても心得がたし、故思ふに、此は古傳には、日夜とありけんを、漢文に潤色て、一日一夜とは書きたるにやあらむ、日夜隔離とは、大御神は高天原に坐、月讀命は夜之食國に坐を云なり」と説いてあるが、通釋には、之を採らずして、「大御神と月夜見尊と、高天原に坐ながら、一日一夜の間、暫時隔離<sup>へだたりはな</sup>れて、宮殿を異に住玉ふを云なり、永く放り玉ひしにはあらず」と云うてある。



是後天照大神復遣天熊大人往看之、是時保食神實已死矣、唯有其神之頂化爲牛馬、鷓上生粟、眉上生蠶、眼中生稗、腹中生稻、陰生麥及大豆小豆、天熊大人悉取持去而奉進之、于時天照大神喜之曰、是物者則顯見蒼生可食而活之也、乃以粟稗麥豆爲陸田種子、以稻爲水田種子、又因定天邑君、卽以其稻種、始殖于天狹田及長田、其秋垂穎八握莫莫然甚快也、又口裏含蠶便得抽糸、自此始有養蠶之道焉、保食神此云宇氣母知能加微、顯見蒼生此云宇都志枳阿烏比等久佐、

〔譯讀〕 是の後に天照大神、復天熊大人を遣して、往きて看せたまふ。是の時に保食神、實に死れり。唯し其の神の頂に牛馬化り、顛の上に粟生り、眉の上に蠶生り、眼の中に稗生り、腹の中に稻生り、陰に麥及び大豆小豆生れり。天熊大人悉く取り持ち去て奉進る。時に天照大神喜びて曰く、是の物は則ち顯見き蒼生の、食ひて活く可きものなりとのたまひて、乃ち粟稗麥豆を以て陸田種子と爲し、稻を以て、水田水子と爲し、又因りて天邑君を定む。卽ち其の稻種を以て、始めて天狹田及び長田に殖う。其の秋の垂穎、八握に莫莫然て甚だ快し。又口の裏に蠶を含みて、便

ち糸抽くことを得たり。此れより始めて養蠶の道あり。保食神此を宇氣母知能加微と云ふ。顯見蒼生、此を宇都志枳阿烏比等久佐と云ふ。

〔考異〕 天熊大人 版本に大字無し、舊事紀にも次なるは大字がある。本居翁の山陰に、人の上に大字ある本宜し」と云うてあれば、それらに従うて、こゝには補うことゝした。下に見ゆる大人も同じである。御巫清白氏藏の明應本には、大字は無いが、訓にはウシとあり、私記は同じであれば、もと大字があつたことと思はるゝ。○顛 玉屋本、三島本、北野一峰本等には、顛を額に作る。○蠶 仁和寺本、中臣本には、蠶を蠶に作る。○陰 丹鶴本には陰中とある。○大豆小豆 吉田一本、熱田本、尾張本、活字本等には、大小豆に作る、纂疏にはこの四字を豆の一字に作る。

〔解釋〕 天熊大人 熊は借字にて、神に奉る稻に云へる古言であらう。倭姫命世記に、皇大神御前懸久眞爾懸奉始支とある懸久眞は懸稻にて、神嘗祭詞に懸税と見えたる是れである。又時慶卿記、伯家部類に、新嘗祭の洗米を御熊と書いてある。さればこの天熊大人は、天稻大人と云ふ意であつて、この神は稻實を持上りて奉りしより負給へる御名であらう。○往看之 保食神が、もし生きて居たまふこともやあらむと、猶ゆかしく所思看しての御使である。○頂 頭上のこと。和名抄 巔山頂也、和名伊太々木ともあつて、山頂にても、頭上にても、その至りて高さ極なる所をイタキと云ふのは、至高、又極高の義である。○顛 額のこと、和名抄に、顛腦蓋也、和名加之良乃加



波良と注してあれど、字鏡集、類聚名義抄、和玉篇などの字書に、ヒタヒとあれば、昔は顯字をも訓みしことが知らるゝ。○鹽 版本にカヒユと訓めども、マユと訓むのがよい。和名抄に、鹽和名萬由、蠶衣也、桑鹽和名久波萬由、即桑蠶也とある、その鹽と云へるは、其の桑蠶の、其の殼に藏れるを云ふ稱である。○奉進 立奉にて、立と云ふも奉と云ふも、皆物を捧ぐることにいふのである。○顯見蒼生 記傳に云、私記に顯見者見在之義也とありて、ウツは現、シキは助辭である。現在目に見えて居る人といふ意。○陸田種子 陸田は、纂疏に不用水而耕種 曰陸田とある。又ハタは乾田の義といふ説もある。ハタツモノは畑津穀である。○水田種子 水田は、纂疏に用水而耕種曰水田とある。タナツモノは田根津物の義である。○天邑君 天邑君は、纂疏に謂農人之長と有る、こゝは天上なる農人の長である。ムラキミ群君の意。○稻種 種は田根にて、田に播殖して生し立る根と云ふ事が元にて、それが植物にひろく云ふ名となつたのである。○天狹田及長田 天上にある大御神の御營田の名なり。狹は長と對ひて、字の意の言ならむと所思れど然らず、眞に通ふ佐にて稱言なり」と平田翁は云はれた。長も稱言であらう。○垂穎八握 稻穂の長く生たるを云ふ。八握の八は彌にて、握は穂の長さの幾握もありといふことである。○莫莫然 口訣に茂貌とあつて、靡き寄りたる状である。新古今集の大嘗會稻春歌に、神代より今日のためとや八束穂に長田の稻はしなび初けむ」とあるは、此の條の古事を詠んだのである。○甚快也 これは天狹田

長田に、始めて殖試みさせたまへるが、その秋の垂穎の八握に莫莫然たる田面を見渡したまへる時の御心を云うたのである。快は思ふことの叶ひて、心の如く成るを云ふ語である。快を一にタクマシとも訓んであるが、これは十分に満ち足りて勢壯なることである。○含鹽 蠶の繭を作つたのを口中に含み温め、霑して糸口を取りて抽出するので、上代糸を抽るには、かやうにしたのである。

於是素戔鳴尊請曰、吾今奉教、將就根國、故欲暫向高天原與姉相見而後永退矣、勅許之、乃昇詣之於天也、是後伊弉諾尊神功既畢、靈運當遷、是以構幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣、亦曰、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮、少宮此云倭柯美野、

〔譯讀〕 是に素戔鳴尊請して曰く、吾は今、教を奉りて、將に根國に就りなむとす。故暫く高天原に向で、姉と相見えて、後に永に退りなむと欲ふと申したまへば、許すと勅りたまふ。乃ち天に昇り詣づ。是の後に伊弉諾尊、神功既に畢へたまひて、靈運遷ましなむとす。是を以て、幽宮を淡路の洲に構り、寂然に長く隠れましき。亦曰く、伊弉諾尊、神功既に至りぬ。德亦大きなり。是に天に登りまして、報命ををしたまふ。仍て日之少宮に留宅ましぬ。少宮此を倭柯美野と云ふ。



〔考異〕 勅 通釋は應永本に據つて、この勅の上に伊弉諾尊の四字を補うたが、版本及び他の諸本には、この四字は無い。○亦曰以下日之少宮矣この二十九字を、類聚國史には小書としてあるが、かゝる亦曰は總て大字の例である。日字の下の之字、玉屋本、三島本には無し。

〔解釋〕 これを瑞珠盟約の章と云ふ。この首の記事を、記にては、然者請天照大御神將罷乃參上天とあつて、私の出立なるを、この紀にては、御父大神の勅許をうけたまへれば、公の出立である、これは必ずかくあるべきことで、記よりも勝れて愛きことである。○於是 上の本書の末に、當遠適之根國矣、遂逐之とあるを承けて云うたのである。○請曰 此は昇天の勅許を請奉らせ玉ふのである。○向 參出の意、參とは貴所へ向ひ行くことである。○姉 ナネは人を親み尊みて云ふ稱である。○相見而後永退 面會して後に、永く退き去らむといふのである。ヒタフルは履中紀に頓經と訓み、和訓栞には常經の義としてある。マカルは參の反對にて、退き去るの敬語である。○是後 口訣に、素戔嗚尊昇詣於天之後也とある通りである。○神功既畢 神功は神事にて、天神より授り奉らせ玉うた御業である。天神の御言に従ひて、國土を作り固むることより、宇宙の主たるべき珍御子を生みたまひ、その神々の御任をも竟へたまひ、人民の蕃殖すべき道をも、立てたまひしなどを、要約めて云うたのである。○靈運當遷 カミアガリマシナムとあるに據て、神功畢まして、今はと天上に報命したまふべき時運の來れる意に云へるものと解べし」と通釋に

は云うてある。又これをアマニアガリマシナムとも訓んである、それならば報命し給はむとして天に參上らせたまむとすると云ふのである。○構幽宮於淡路之洲 幽宮は御靈を留めます宮である。現御身は終に天上なる日少宮に留りまして、其の御靈は淡路に鎮座するのである。記には坐淡海之多賀とある。延喜式神名帳に、淡路國津名郡伊佐奈伎神社とあるは、その御跡で、今の官幣大社伊弉諾神社である。○寂然長隱 その幽宮に永く鎮座して、復世に顯身を現し給ふことなきをいうたのである。○功既至矣 これは上に神功既畢の事を、重複て懇に申し顯したのである。○徳亦大 これは此の大神の御徳の、次々大に成らせたまふのをいふたのである。○登天 八洲起元章に、降居其島云々とあるに對へたのである。○報命 皇祖天神の詔命を成し遂げたまひて、天に還り昇りまして、其由を大神に答へ奉らせ給へるが故に、報命とは云うたのである。○日之少宮 天照大神の天上に坐ます大宮を、日宮と申すに對し、伊弉諾尊の坐す宮を日之少宮と申したのである。○留宅 留まり住ませたまうたのである。

始素戔嗚尊昇天之時、溟渤以之鼓盪、山岳爲之鳴响、此則神性雄健使之然也、天照大神素知其神暴惡、至聞來詣之狀、乃勃然而驚曰、吾弟之來、豈以善意乎、謂當有奪國之志歟、夫父母既任諸子、各有其境、如何棄置當就



之國、而敢窺窻此處乎、乃結髮爲髻、縛裳爲袴、便以八坂瓊之五百箇御統、御統、此云美須磨屢、纏其髻髮及腕、又背負千箭之靱、千箭、此云知能梨、與五百箭之靱、臂著稜威之高靱、稜威、此云伊都、振起弓彌、急握劍柄、蹈豎庭而陷股、若沫雪以蹴散、蹴散、此云俱穢籜邏邏箇須、奮稜威之雄詰、雄詰、此云烏多稽眉、發稜威之噴讓、噴讓、此云舉盧毗、而徑詰問焉、

〔譯讀〕 始め素戔嗚尊、天に昇ります時に、溟渤鼓に盪ひ、山岳鳴り响えき、此れ則ち神性雄健が然らしむるなり。天照大神、素より其の神の暴く悪きことを知しめせば、來詣る狀を聞しめすに至りて、乃ち勃然に驚きたまひて曰く、吾が弟尊の來ること、豈善き意を以てせむや、謂ふに當に國を奪はむとする志ありてか、夫れ父母、既に諸子に任せたまひて、各々其の境を有たしむ、如何にぞ就くべき國を棄て置きて、敢て此の處を窺窻ふ乎と、乃ち髮を結て髻に爲し、裳を縛ひて袴に爲し、便ち八坂瓊之五百箇御統（御統、此を美須磨屢と云ふ）を以て、其の髻、鬘及び腕に纏び、又背に千箭之靱と（千箭、之を知能梨と云ふ）五百箭之靱とを負ひ、臂には稜威之高靱を著き（稜威、此を伊都と云ふ）弓彌振り起て、劍の柄急握り、豎庭を蹈みて股に陥し、沫雪の如く蹴散かし（蹴散、此を俱穢籜邏邏々箇須と云ふ）稜威の雄詰（雄詰、此を烏多稽眉と云ふ）を奮はし、稜威の噴讓（噴讓、此を舉盧毗と云ふ）を發して、徑に詰り問ひたまひき。

〔考異〕 五百箇御統 版本に箇字を簡字に作るは誤である。○雄詰 詰字を版本に詰字に作る。丹鶴本、玉屋本、三島本に従つて改む。○詰問 詰字を版本に詰字に作る。纂疏本、御巫本等に據りて改む。

〔解釋〕 始 此れは上の昇二詰於天一也とあるを受けて、前段に是後と有るに對へたのである。○溟渤以之鼓盪 溟渤は和名抄に、和名於保岐宇三、見日本紀とあれど、猶オホウミと訓み、即ち大海である。鼓盪のト、ロクは其動き響く音の有と云ひ、盪は字書に動也と見えてある。さてこの溟渤以之鼓盪と云ふは、暴風を起し、奔潮を立て、溟渤を涌返るばかりに蕩かし給ふを云うたのである。○山岳爲之鳴响 响は字書に與吼同とある。ホユとはもと虎狼などの聲を云うのであるが、山岳の鳴動が、虎狼の嘯くに類したるゆゑ、かくは傳へたものであらう。こゝは國土の震動するをいうたのである。國土と云はずして、山岳と云うたのは、國土の中にも、主と鳴响るは山岳だからである。○神性雄健使之然也 神性は稟得たる氣性のこと。かく國土の鳴動したのは、御生附の雄健くおはしたによつて、自然かくあつたといふことである。○其神暴惡 其神とは素戔嗚尊を指したのである。暴惡とは荒び進むことをいふ。次の一書にも、日神本知素戔嗚尊有武健 陵物之意云々とあるのは、この神、始め父母二神の勅任あつた天下の事を所知看さず、また天照大神と



の御誓約に勝を得たる荒びなどから、かやうにも云ひ傳へたものであつて、もとよりこの神の悪さ  
 神性のあつたのではないのである。○來詣之狀 山海の鳴動を云うたのである。○勃然而驚 勃然  
 は字鏡集にサカリと訓み、字書に變色貌と注してある。強く驚かせ給ふをいうたのである。○善  
 意 この善は、善惡の善の意である。○有其境 大神月讀尊は高天原、夜食國、素戔嗚尊は天下  
 を治せと事依され給ひて、其の所知看す界限をサカヒとは云うたのである。○當就之國 即ち顯  
 國にて、天下を治せと詔ひしそれである。○敢 口訣に、敢は強也と註してある。○窺窬 窶に其  
 の間隙を窺ひねらふを云ふのである。○結髮爲髻 記には解髮とあり、御髮を分て男の装に成り  
 給うたのである。髻は、上代に男の装にて、髮を左右へ分けて、結縮ねたるを云ふのである。萬  
 葉集から、角髮をミヅラと訓むである。これは左右に取揚たるが、角の如きゆるゑである。後世に髮  
 類と云ふは、このミヅラを訛れる言である。○縛裳爲袴 裳は和名抄に、上曰裙下曰裳とあつ  
 て腰に引纏ふものである。御裳の裾は一口であるから、引絞りて二口に成し給うて、御袴に取成して  
 御させたまうたのである。○八坂瓊之五百箇御統 記には、八尺勾瓊之五百津之美須麻流之珠とあ  
 る。八坂は借字にて八尺の意。通證に、謂貫玉之糸長八尺とも見えて、五百箇と多き數々の玉  
 を貫き並たる緒の、凡ての長さである。又この八は大數を云うたのだとも、又八坂は、彌真明にて  
 玉の美しきを云うたとも云うてある。瓊は玉の古名である。釋紀私記に、古者謂玉、或爲努、或

爲貳とある。五百箇は數の多さを云ふ。御統は統ることにて、玉を數多く緒に貫き通して統べ括  
 りたること。○鬘 髮の飾である。○腕 手節である。俗にウデクビと云ふあたりを云ふ。○纏  
 記には纏持とある。古は男女ともに、玉を緒に貫通して、頭にも手足にも、衣にも、凡て飾つたも  
 のである。○背 記には曾比良とある。背平にて即ち背中のことである。○千箭之鞞、五百箭之鞞  
 和名抄に、篋箭竹名也、和名乃とあつて、箭の字にノリの義は無い。されば千篋入と云ふことで、  
 記に千入に作つたのは、これを略したのである。鞞は矢を納る器にて、弓箭の義。所謂矢筒であ  
 る。千本も五百本も箭の納るべき鞞といふ義である。○臂 タ、ムキは手々向の義であらう。それ  
 は股を向股とも云ふと同じことである。○稜威之高鞞 記に伊都之竹鞞とある。稜威は嚴めしく勢  
 ある狀を云ふ。高鞞は高き音のする鞞と云ふが普通の解釋であるが、橋守部は、健鞞なり、其所以  
 は、稜威と云語は事のみ云て、物にいへる例なしと云うてある。標註には、鹿の毛皮を以て製に、  
 毛を内に包み、形巴の如し、巴字に其義あらねど、鞞を畫たるが、然見ゆるゆゑ、トモエに當た  
 り、是は弓射る時、左手に捲き、弓返の紋を受け、其音高ければ高鞞と云なり」と説いてある。○  
 振起弓彌 記には振立弓腹とある。弓彌は和名抄に、弓末曰彌、和名由美波數とあつて、弓端の  
 義である。即弦を懸る處の名で、略してユハズと云ふも古言である。こゝは弓を振り起して豎様に  
 すると云ふのである。○急握劍柄 劍の柄を堅く握むといふことである。劍柄は、上の一書に、



劔頭とあると同じ事である。タカヒはタカミ（劔頭の略）の轉訛である。○踏堅庭而陷股 堅庭は堅場にて、堅固なる地を云ふ。踏股のムカモ、は、記に向股とあると同じことで、股は兩方より向ひ合ひたるもの故に云うたので、兩股といふに同じである。踏は踏没ますこと。こゝは御力剛く健くまします状を云うたので、堅き場をも踏み凹むばかりに力を入れて御股までに至るといふことである。○若沫雪以蹴散 沫雪は、古歌にもよく見えて、沫の如く脆き雪のことである。○蹴散のクエはケの延語、散は俗にバラ〜といふこと、カスは辭である。堅場の土をも沫雪を蹴散すやうに、容易く蹴散したまうたといふ意である。○奮稜威之雄詰 雄詰は氣の進み勢立つことを云ふ。奮は振威などの振と同じこと。荒く男々しく踏み猛りますといふことである。○發稜威之噴讓 稜疏に噴大呼聲、又爭言貌、謂責讓其罪狀とあつて、上來りたまふ御心を責問たまふのである。發とあれば、大音を擧げて呵り噴ませ給ふ由と聞ゆる。○徑 御直に御言をかけさせ給ふを云ふのである。○詰 詰は説文に問也とある。何と答むる詞であらう。

素戔鳴尊對曰、吾元無黑心、但父母已有嚴勅、將永就乎根國、如不與姉相見、吾何能敢去、是以跋涉雲霧、遠自來參、不意阿姉翻起嚴顏、于時天照大神復問曰、若然者將何以明爾之赤心也、對曰、請與姉共誓、夫誓約之中、

誓約之中、此云宇氣臂能美難箇、必當生子、如吾所生是女者、則可以爲有濁心、若是男者、則可以爲有清心、

〔譯讀〕 素戔鳴尊對へて曰く、吾は元より黒き心無し、但父母の尊の、已に嚴しき勅ます、將に永に根國に就りなむとす、如姉の尊と相見えざば、吾何にぞ能く敢て去らむ、是を以て雲霧を跋み涉り、遠くより來つ、意はず、阿姉翻りて起嚴顏むといふことをと、時に天照大神、復問ひて曰く、若し然らば、將に何を以て爾が赤き心を明さむとする、對へて曰く、請ふ姉の尊と共に誓はむ、其れ誓約の中に（誓約之中、此云宇氣臂能美難箇）必ず當に子を生むべし、如吾が生めらむ、是れ女ならば、則ち濁き心ありと以爲せ、若是れ男ならば、則ち清き心ありと以爲せと。

〔考異〕 父母 印本は固より丹鶴本、三島本、尾張本、中臣本等にも母字が無い、この紀は、始めより父母二神と爲たる傳なれば、母字を削りたるは、却つて悪い。北野本、圖書寮本、熱田本等に有るに従ふ。○翻 丹鶴本、熱田本、玉屋本等に翻に作る。同文異體なれば通用したのである。○誓 丹鶴本、三島本、碎に作る。○難 吉田本、熱田本、三寶院本等には難に作る。丹鶴本、北野本、圖書寮本等に従つて難とする。

〔解釋〕 黒心 第一の一書に 惡心、古事記に 邪心、大殿祭詞に 穢心と書いてあるに依りて



其の義が知られる。○嚴命 嚴重なる命といふ義、古語拾遺に、皇天之嚴命とあるが、その訓も同じである。○跋涉雲霧 平田翁は、此に就て、神等の天上と此國と、往來し給へる趣を熟考ふるに、天上より國土に降給ふには、天浮橋に乗りて降坐し、國土より天上に昇給ふには、雲に乗り給へる事と所思なり」と云うてある。こゝも天上に昇るに、雲や霧ある方々をあるき廻るといふたのである。○阿姉 標註に、ナもネも親む詞にて、記の神武段には、兄を那泥汝命と稱せり、惣て兄弟など云、アも親みの詞にて、支那の國にて、阿姉、阿兄、阿爺、阿母など云ふ阿もおなじきを、是を助語辭と云ふは、事實をしらざる説なり」とある。○爾 新撰字鏡に爾を伊萬志と訓んである。谷川士清は、座の義、西土にて座下と云と云うてある。汝もイマシと訓むはもとよりである。○赤心 次には清心とある、何れも同じ義である。○請 語の首に置いて、物を誂ふる義である。コヒネガハクバといふ訓もある。○誓約 通釋に、宇氣誓と云は、神の命を祈請るより、出たる言ならんか、其請る事を即て其事の名と爲て、ウケヒと云ひ、ウケフと活用したるは、トを活用して、ウラフ、ウラへと云が如くなるべし。又、宇氣誓と云言の意は、未詳ならねど、其義は事ある時に、其禱る所の神に誓ひて、其信驗を得む事を乞禱申して、言を立、其信驗に因て、吉凶を定め、是非を正し、眞偽を判ち、成否を試し、勝負を占ひ、當否を徴しなどする、其事を宇氣誓とは云なり」とある。

於是天照大神、乃索取素戔嗚尊十握劍、打折爲三段、濯於天真名井、齧然咀嚼、齧然咀嚼、此云、而吹棄氣噴之狹霧、吹棄氣噴之狹霧、此云、所生神號曰田心姬、次湍津姬、次市杵島姬、凡三女矣。

〔譯讀〕 是に天照大神、乃ち素戔嗚尊の十握劍を索ひ取り、打ち折りて三段に爲し、天真名井にふり濯ぎ、齧然に咀嚼て、吹棄氣噴之狹霧、此を佐我彌爾加武と云ふ、吹棄棄る氣噴の狹霧に、吹棄氣噴之狹霧、此を浮根于都屢伊浮岐能佐擬理と云ふ、生まるゝ神の號を、田心姬と曰ふ。次に湍津姬、次に市杵島姬、凡て三女神ます。

〔考異〕 ○擬 丹鶴本には疑に作る。

〔解釋〕 索取 記には乞度とある。これは授ると受ると一に合せた言であるから、この索取とは同じ意味ではない。○天真名井 記傳には、一書に天淳名井ともあるを合せて思ふに、眞淳名井を約めたる名にて、眞は美稱、淳は凡て水の湛へたる所を云、名は之なり、されば此はたゞ井を美て云る稱にて、一の井の名には非ず、凡て古は泉にまれ、川にまれ、用る水に汲處を井と云ふ」と説いてある。標註には、これを簡單に次の如く云うてある。眞名井は眞之井にて、眞名子、麻奈弟子、眞名鶴みなおなじ」とある。○濯 記に振滌とあると同じ訓である。天安河の内にて、天真名井と云ふ



べき水の淀みにて、振滌させたまうたのである。○**齧然**、**咀嚼**、**眞嚙**に嚙てである。釋紀の述義に、**齧然**、**齧**、**堅**之聲也、**咀嚼**、**嚼**也とあつて、俗にカリ〜と**齧**むを云ふ。かやうに**劍**を嚙み、また互に物を易て物する事も、古の誓約の一種であらう。○**吹棄**、吹は口より噴き出し給ふ御息を云ひ、棄は身を放して他へやる事である。棄るをウツルと訓むは古言である。○**氣噴之狹霧**、**氣噴**は息吹の略である。狹霧は眞霧にて霧のことである。即ち口より出た息の霧である。○**田心姫**、次の一書には**田霧姫**命とある。また記には**多紀理毗賣**命、亦御名**奥津島比賣**命と見えてある。記傳には、**多紀理**も、河の早瀬の状を云言なれば、**安河**によれる御名にや」とある。書紀傳には**田心**は**健心**なるべし」とある。○**湍津姫**、記に**多岐都比賣**命とある。記傳に、**多岐**都も、河の早瀬の状を云言なれば、**安河**によれる御名にや」とある。書紀傳には、**健都**の義にて、**其都**も、**稜威**の都に等しく、**勢**の**烈**しき意なり」とある。○**市杵島姫**、記に**市寸島上比賣**命、亦名謂**狹依毘賣**命と見えてある。名義は、**市杵**は**嚴重**にて、**是**も**大神**の**武備**の**嚴重**なるに**因**んだのである。島は**筑前國**の**宗像**の島に**御在坐**す**姫神**と申す義である。また**齋島**の轉なるべしとも云うてある。さてこの**三女神**は、前にも見えたやうに、「**皇大神**の**奮**、**稜威**之**雄詰**、**發**、**稜威**之**噴讓**」とある如く、**丈夫**の**武備**を**設**けさせ**御在坐**して、**大御心**の**進**み**極**れる時に、**誓**給ひて**成坐**せる**神等**に**御在坐**せば、**女神**にこそは**御在坐**けれ、**御心**の**進**りかに、**雄健**く**御在坐**る謂なるべし」と**鈴木重胤**は云うてある。

既而素戔嗚尊、乞取天照大神鬘鬘及腕所纏八坂瓊之五百箇御統、濯於天真名井、齧然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神號曰正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊。次天穗日命。是出雲臣、土師連等祖也。次天津彦根命。是凡川内直、山代直等祖也。次活津彦根命。次熊野櫛樟日命。凡五男矣。

〔譯讀〕 既にして素戔嗚尊、天照大神の鬘、鬘、及び腕に纏かせる八坂瓊之五百箇御統を乞ひ取り天真名井にふり濯ぎ、齧然に咀嚼て、吹き棄る氣噴の狹霧に生まる、神の號を、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊と曰す。次に天穗日命。これ出雲臣、土師連等が祖なり。次に天津彦根命。是れ凡川内直、山代直等が祖なり。次に活津彦根命。次に熊野櫛樟日命。凡五神ます。

〔考異〕 乞取 玉屋本に索取に作り、通釋もこれに依りて改められたれど、他の諸本みな乞取なれば、舊のまゝに従つておく。○是出雲臣云々、是凡川内直云々、印本に小字註にしたれど、御巫本（明應本とも云ふ）に、江帥卿本、此二注在、龜爲正本、在注爲異本云々とあり。また三寶院本、仁和寺本にも大字にしたれば、今これに従つて大書に改めた。

〔解釋〕 正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊 正哉は、記に正勝に作り、マサカと訓むである。記傳に、「言意は正しき哉と云むが如し」とある。吾勝は、記に自我勝云而とある意である。勝速日は、



記に於<sub>レ</sub>勝佐備<sub>ニ</sub>云々とあると同意にて、速は疾く烈く猛き意、日は夫流とも活て、其状を云辭にて、速日は即知波矢夫流の波夜夫流と同言也」とある。忍、穗耳の忍穗は大大、耳は比々にて尊稱である。標註には、忍は襲の本語にて、物を凌ぐ意、穗は大の略、耳は聰明の意にて、聞洩さぬ美稱なり」と説いてある。○天穗日命、通釋に、此も右の穗耳と同御名なり」とあつて、穗は大、日は美と通ひて、いづれも美稱としたのである。また標註には、穗日命の穗は、祝の略なり。下に當主<sub>ニ</sub>汝<sub>、</sub>祭祀<sub>一</sub>者、天<sub>、</sub>穗日命とあるを併<sub>セ</sub>見るべし」と云うてある。○出雲臣、出雲は國名、それが後に氏となつたのである。臣は尸にて、連と同じく、京の邊に住居して、殊に親く朝廷に仕奉る氏々の尸である。姓氏錄に、出雲臣、天穗日命十二世孫鶺鴒濤命之後也、とある。また記には、天菩比命之子建比良鳥命、此出雲國造等之祖也とあつて、國造は職名にて、中古の國司の如きものである。この國造は、今もなほ連綿として出雲大社に奉仕する千家北島兩男爵家である。○土師連、土師は土物を造る者と云ふ事にて、師は爲の意である。凡て工人の屬に、某師と云は、皆然うである。この氏の事は垂仁天皇三十二年秋七月、皇后日葉酢媛命薨、天皇厚稱<sub>ニ</sub>野見宿禰之功<sub>一</sub>、亦賜<sub>ニ</sub>鍛地<sub>一</sub>、任<sub>ニ</sub>土部職<sub>一</sub>、改<sub>ニ</sub>本姓<sub>一</sub>謂<sub>ニ</sub>土師部臣<sub>一</sub>、是土師連等、主<sub>ニ</sub>天皇喪葬<sub>一</sub>之緣也、其<sub>、</sub>野見宿禰者、土師連等之始祖也とあつて、この時始めて起つた氏であり、姓である。○天津彦根命、彦は男の尊稱、根も尊稱、惣て美稱の御名である。○凡川内直、記には河内國造とある。凡は大にて、安閑紀、推古紀に、

大河内直とも書いてある。大河内は河内國の古名にて、この國は、北は淀川に境、西南は大和川に包まれた國であれば、かやうに號けられてあつたが、國郡名を二字に定められし時より、凡の字を除いた。凡川内の氏にて、直は尸である。直は直見の約りならむと云はれてがあるが、其の義は詳でない。○山代直、記には山代國造とある。山代は今の山城國である。この國は大和國の背に在る故、山背と書いたのを、後に背を城と改めたのである。○活津彦根命、これも天津彦根命と同じく、惣て美稱の名である。活は生活の字の意にて、もとは賀言なるにより、美稱としたものである。○熊野櫛樟日命、熊野は、出雲國意字郡の熊野といふ地名によつた御名である。櫛樟日は奇靈にて美稱であらう。

是時天照大神勅曰、原其物根、則八坂瓊之五百箇御統者、是吾物也、故彼五男神、悉是吾兒、乃取而子養焉、又勅曰、其十握劍者、是素戔嗚尊物也、故此三女神、悉是爾兒、便授之素戔嗚尊、此則筑紫胸肩君等所祭神是也。

〔譯讀〕 是の時に天照大神勅して曰く、其の物根を原ぬれば、則ち八坂瓊之五百箇御統は是れ吾が物なり、故彼の五男神は、悉に是れ吾が兒なりとのたまひて、乃ち取りて子養たまふ。又勅して曰く、其の十握劍は、是れ素戔嗚尊の物なり、故此の三女神は、悉に是れ爾が



兒なりとのたまひて、便ち之を素戔嗚尊に授けたまふ。此れ則ち筑紫の胸肩君等が所祭る神これなり。

〔解釋〕 物根 記には物實と作る。記傳に、佐泥と多泥とは、其物も名も通へり、後世にも、人の母を云には某腹、父をいふには某種と云、本草の種子も同じ、此も其意なり」とある。○取而子養焉 取は御子としたまふ事を云ふのである。俗に婿取、嫁取といふ、その取と同じである。子養は、記の中卷に日足とある。記傳に、この字の意にて、多志は令足である。兒は日數の積るに隨ひて、成長ものなる故に、日數を足らしむる意を以て、養育る事を然云なり」と説いてある。記中には、子養のほか、養、長養、持養、膝養などを、皆ヒタスと訓むである。○授之 三女神を素戔嗚尊に給ひて、養育せしめ給うたのである。○胸肩君 筑前國宗像郡とある其の地に因むだ氏である。君は其の處々を治むる職名にて、國造、直、縣主、稻置など云ふに同じである。姓氏錄に、宗形君、大國主命六世孫、吾田片隅命之後也」と見えてある。○所祭神 記には、三柱神者、胸方君等之、以伊都久三前大神也とある。延喜の神名式には、筑前國宗像郡宗像神社三坐名神とある。

(第一) 一書曰、日神本知素戔嗚尊有武健陵物之意、及其上至、便謂、弟所以來者非是善意、必當奪我天原、乃設大夫武備、躬帶十握劍九握劍八握劍、又背

上負鞞、又臂著稜威高鞞、手握弓箭、親迎防禦、

〔譯讀〕 一書に曰く、日神本より素戔嗚尊の武健くして物を陵ぐの意あることを知しめせり、其の上り至るに及びて、便ち謂さく、弟尊の來ませる所以は、是れ善き意に非じ、必ず當に我が天の原を奪はむとならむとのたまひて、乃ち大夫の武備を設けたまふ。躬に十握劍、九握劍、八握劍を帶ぎ、又背上に鞞を負ひ、又臂に稜威高鞞を著き、手に弓箭を握り、親ら迎へて防禦ぎたまふ。

〔考異〕 陵物 陵字、尾張本、活字本、類聚國史等に凌に作る。吉田本、丹鶴本、熱田本、玉屋本等陵に作る。孰れも相通である。○大夫 玉屋本、三寶院本、北野一本に、丈夫に作る、強て誤とも云はれぬ。鈴木重胤は、大丈夫の丈を略きて書いたものであらうと云うてある。○又 纂疏本には又字は無い。○握 吉田本、三寶院本、仁和寺本、慶長活字本には捉に作る。丹鶴本、北野一本には捉に作る。

〔解釋〕 陵物 この物とは、廣く何にも云ふ語である。陵は、新撰字鏡に傲、又侮を志乃久と註してある。上より抑ふる意。○奪我天原 前の正書に、謂當有奪國之志一歟とあると同じく、國とは日御國即ち天原である。これを地上の國よりは高天原と云うたのである。○設大夫武備



大夫は益荒男にて、武健き行の勝たる男と云ふことである。設は豫め物を用意して待ち構ふることである。○帶十握劍云々、凡て腰に附くるをはくと云ふ、こゝは十握九握八握の三劍をハキたまうたのである。この八九十は劍の身の長短について稱へたのである。

是時素戔嗚尊告曰、吾元無惡心、唯欲與姉相見、只爲暫來耳、於是日神共素戔嗚尊、相對而立、誓曰、若汝心明淨不有陵奪之意者、汝所生兒必當男矣、言訖先食所帶十握劍生兒、號瀛津島姬、又食九握劍生兒、號湍津姬、又食八握劍生兒、號田心姬、凡三女神矣。

〔譯讀〕 是の時に素戔嗚尊告して曰く、吾れ元より惡心なし、唯姉尊と相見えむと欲ふ、只暫く來つらくのみ。是に日神、素戔嗚尊と共に相對て立して、誓ひて曰く、若し汝が心明淨くして、陵ぎ奪はむといふ意有らぬ者ならば、汝が所生兒、必ず當に男ならむと、言ひ訖りて、先づ帶せる十握劍を食して兒を生す、瀛津島姬と號く、又九握劍を食して兒を生す、湍津姬と號く、又八握劍を食して兒を生す、田心姬と號く、凡て三女神ます。

〔考異〕 只、玉屋本に故に作る。通釋はそれに據りて改めたれど、他の古寫本に一も故に作れるものなければ、舊のまゝに従ひおく。○陵奪、尾張本、慶長活字本、類聚國史に凌に作る。陵凌相

通じて用ひてある。

〔解釋〕 誓曰、此にては、日神のみ誓を立させ玉へる如く見ゆれども、本書に請與姉共誓とあり、此傳には素戔嗚尊より係させ玉へりし御言脱て、大神の答させ玉へりし御言のみ遺れるなり、なほ本書に、素戔嗚尊の御言のみ有て、大神の御答なきと、同じ事なるものなり」と通釋に説いてあるがその通である。○食所帶十握劍、食をヲスと云は、物を食ことに云ふが、こゝは本書に咀嚼とある、即ちその意である。こゝの傳は、物實をお互に易へさせたまふことなくして、天照大神も素戔嗚尊も共に、御自の御物を食て御子を成させ給うたわけである。○瀛津島姬、こは胸形の瀛津島に坐ますより負ませる御名にて、田心姬のことである。瀛津島は、筑前國宗像郡奥島である。○田心姬、この神は、前の瀛津島姬と同神であることを、こゝに二神としたのは誤の傳である。

已而素戔嗚尊、以其頸所嬰五百箇御統之瓊、濯于天渟名井、亦名去來之眞名井而食之、乃生兒、號正哉吾勝勝速日天忍骨尊、次天津彦根命、次活津彦根尊、次天穗日命、次熊野忍踏命、凡五男神矣。

〔譯讀〕 已にして素戔嗚尊、其の頸に嬰げる五百箇御統之瓊を以て、天渟名井、亦の名は去來之眞名井にふり濯ぎて之を食す、乃ち兒を生す、正哉吾勝勝速日天忍骨尊と號す。次に天津彦根尊、



次に活津彦根尊、次に天穗日尊、次に熊野忍踏命、凡て五男神ます。

〔考異〕 去來之眞名井 玉屋本に之字無く、舊事紀にも無し、通釋はこれらに従つて削つたが、他の古寫本には悉く有れば、もとのまゝに従つておく。

〔解釋〕 其頸所嬰 これ所謂御頸珠である。頸は、和名抄に、頸、久比、頸莖也とある。所嬰は、頸に懸たまふと云うて、即ち頸懸の義である。○去來之眞名井 通釋に、名義未詳、試に云はゞ、潔眞名井か、清き意なるべし」とある。標註には、御誓を誘ひ給ふを以て名めり」とある。○忍骨尊 大々根にて、忍穗耳と云へるに同じである。○忍踏命 これは熊野櫛樟日命と同神にて、名義は忍穗耳に同じである。踏は古くホミともホムとも云うた。

故素戔嗚尊既得勝驗、於是日神方知素戔嗚尊固無惡意、乃以日神所生三女神、令降於筑紫洲、因教之曰、汝三神、宜降居道中奉助天孫、而爲天孫所祭也。

〔譯讀〕 故素戔嗚尊、既に勝驗を得つ、是に日神、方に素戔嗚尊の固に惡き意無きことを知しめて、乃ち日神の生める三女神を以て、筑紫洲に天降りたまはしむ。因りて教へて曰く、汝三神、宜しく道の中に降りまして、天孫を助け奉り、天孫の爲に祭れ。

〔解釋〕 勝驗 御誓に勝せ給うた證據を云ふので、即ち男子を成し給うたことである。○乃以日神所生三女神云々 これは大神の其女御子の所置を、定掟させ給へる御計ひの御事共なれば、此れより遙に後に在ける事なれども、事の因に、如此記し續けずては、事の隔り行て、紛らはしく成が故に、此に在なり。此三女神の、此國土に天降坐るを、此一書には、今大神の御教に因て、降坐るが如く記たれど、此は此女神等の、後に此筑紫洲に坐々る間の事を以て、此時の事とせし傳なるべし、決して此時の事にはあるべからず」と鈴木重胤は云うてある。○教之曰 神の御命以て、仰せたまへる事を、神命とも御教とも云ふのである。○道中 道と云うは國と云う事である。かく道中と云ふは、道口、道後など云ふに對へ並べたる稱である。この道中は、筑紫洲の北面なる海路にて、即ち胸形宮の在る筑前國を云うたのである。○天孫 本の訓にアメミマとあれど、(アメミマは天御眞子の義なり)。平田翁は、文武天皇元年詔に、天津神御子とあるに従て訓べし」と云ひ、なほ天神之子孫と云義に書る漢文なれば、アマツカミノミコと訓べし」と通釋には云うてある。即ち天照大神の御子と座す天忍穗耳尊は申すまでもなく、其の孫なる瓊々杵尊、また次の天皇をも申し奉る御稱である。○奉助天孫 タスクは手次の義にて、我が手にて行届かざることを、傍より次て成すを云ふのである。○所祭 舊訓にはイツカレヨとあるが、平田翁は、イツキマツレと訓みて、皇孫命の御手に代り助けて、宜所祭と、教へ給うたのだと云はれた。



(第二) 一書曰、素戔嗚尊將昇天時、有一神、號羽明玉、此神奉迎而進以瑞八坂瓊之曲玉、故素戔嗚尊持其瓊玉而到之於天上也、是時天照大神疑弟有惡心、起兵詰問、素戔嗚尊對曰、吾所以來者、實欲與姉相見、亦欲獻珍寶瑞八坂瓊之曲玉耳、不敢別有<sub>レ</sub>意也、時天照大神復問曰、汝言虛實、將何以爲<sub>レ</sub>驗、對曰、請吾與姉、共立誓約、誓約之間、生女爲<sub>レ</sub>黑心、生男爲<sub>レ</sub>赤心、乃掘<sub>レ</sub>天真名井三處相與對立、是時天照大神謂素戔嗚尊曰、以吾所帶之劍、今當奉汝、汝以所持八坂瓊之曲玉、可以授<sub>レ</sub>予矣、如此約束、共相換取。

〔譯讀〕 一書に曰く、素戔嗚尊將に天に昇りまさむとする時、一神あり、號は羽明玉、此の神迎へ奉りて、瑞八坂瓊之曲玉を進る。故素戔嗚尊、其の瓊玉を持て天上に到つ。是の時に天照大神、弟の惡き心有らむと疑ひたまひて、兵を起して詰問たまふ。素戔嗚尊對へて曰く、吾が來る所以は、實に姉と相見えむとなり。亦珍寶たる瑞八坂瓊之曲玉を獻らむと欲ふのみ。敢て別意有るにあらず。時に天照大神復問ひて曰く、汝が言、虛實、將に何を以てか驗と爲む。對へて曰く、請ふ吾と姉と共に誓約を立てむ。誓約の間に女を生さば、黒き心ありと爲せ、

男を生さば、赤き心ありと爲せ、乃ち天真名井三處を掘りて、相與に對ひて立つ。是の時に天照大神、素戔嗚尊に謂りて曰く、吾が帶せる劍を以て、今當に汝に奉らむ、汝は持たる八坂瓊之曲玉を以て、予に授けよ、如此約束りて、共に相換へて取りたまふ。

〔考異〕 詰問 詰字印本諸に誤る。丹鶴本、熱田本、類聚國史等によつて改めた。○珍寶 類聚國史には珍玉に作る。○掘 印本堀に作る。吉田本、三寶院本、類聚國史等に據りて改めた。○所持 印本其の他に所字の上に汝の字がある。丹鶴本、類聚國史には無い。恐らくは衍字なるべければ無に從うた。

〔解釋〕 羽明玉 映明玉の義であらう。映とは玉の照輝くのを云ふのである。玉を造りて進つたより負へる御名であらう。古語拾遺に、櫛明玉命、出雲國玉作祖也云々、素戔嗚神欲<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>辭日神<sub>一</sub>、昇<sub>レ</sub>天之時、櫛明玉命奉<sub>レ</sub>迎<sub>レ</sub>獻<sub>二</sub>以<sub>二</sub>瑞之八坂瓊之曲玉<sub>一</sub>云々、とあるは同神である。○瑞八坂瓊之曲玉 瑞は物の美麗しさを稱美する辭、曲玉は字の如く曲れる玉である。○起<sub>レ</sub>兵 兵は軍、師などと同じくイクサと訓み、こゝは軍隊をくり出すことである。さて本書及び第一の一書には、御自の御装のみを云うたが、こゝは兵のみを云うてある。彼是を照し合せて、その様がおもはれる。○珍寶 貴き寶のこと。○將何以爲<sub>レ</sub>驗 いはゆる證據を云ふのである。○天真名井三處 この井は安河瀬の中にて、井と云べき處を指して云うたのである。三處は、玉の端中尾と、三度三處にても



のし給はむ料であらう。

已而天照大神、則以八坂瓊之曲玉、浮寄於天真名井、嚙斷瓊端、而吹出氣噴之中化生神、號市杵島姬命、是居于遠瀛者也。又嚙斷瓊中、而吹出氣噴之中化生神、號田心姬命、是居于中瀛者也、又嚙斷瓊尾、而吹出氣噴之中化生神、號湍津姬命、是居于海濱者也、凡三女神。

〔譯讀〕 已にして天照大神、則ち八坂瓊之曲玉を以て、天真名井に浮け寄せて、瓊の端を嚙ひ断ちて、吹出る氣噴の中に化生る神を、市杵島姬命と號く、是は遠瀛に居す者なり。又瓊の中を嚙ひ断ちて、吹出る氣噴の中に化生る神を、田心姬命と號く、是は中瀛に居す者なり。又瓊の尾を嚙ひ断ちて、吹出る氣噴の中に化生る神を、湍津姬命と號く、是は海濱に居す者なり。凡て三女神

〔考異〕 海濱 楓山本(この本今無し、埤氏校本所引に據る)、類聚國史に近瀛に作る。標注はこれに従つて改めてある。

〔解釋〕 浮寄 口訣に、濯之謂とある。振滌とは、衣などを水に洗ふ狀に、流れんとすれば引寄せ、沈むとすれば取浮べて、振滌することである。○瓊端瓊中瓊尾 これは一瓊の玉の初中後と

云ふのである。○嚙斷 嚙切と云ふに同じく、緒に貫る瓊玉を嚙み碎かせたまふことである。○氣噴之中 氣噴之狭霧之中と云ふ義である。○遠瀛 記に奥津宮とある、即ち奥津島のことである。俗に奥島と云ふ。筑前國宗像郡の内にて、大島より北四十八里、海中に在る周廻一里許の小島である。瀛は、支那の俗説に、神仙の居所を瀛州と云ふよりして、この字を充てたものであらう。○中瀛 記に中津宮とある。中島にて今大嶋と稱し、神湊より三里北の海中に在つて、周廻三里許ある。○海濱 記に邊津宮とある。今田島と云處にまします。以上三柱の姫神は、現今は官幣大社宗像神社として齋き祀られ、即ち筑前國宗像郡、田島村田島、大嶋村大島、沖島島の三所に鎮座するのである。

於是素戔嗚尊、以所持劍、浮寄於天真名井、嚙斷劍末、而吹出氣噴之中化生神、號天穗日命、次正哉吾勝勝速日天忍骨尊、次天津彦根命、次活津彦根命、次熊野櫛樟日命、凡五男神云爾。

〔譯讀〕 是に素戔嗚尊、持たる劍を以て、天真名井に浮け寄せて、劍の末を嚙ひ断ちて、吹出る氣噴の中に化生る神を、天穗日命と號く、次に正哉吾勝勝速日天忍骨尊、次に天津彦根命、次に活津彦根命、次に熊野櫛樟日命、凡て五男神ますと爾云ふ。



〔解釋〕 劍末 末は銚である。上の一書には 劍鋒とある。さてこの一書は、劍鋒を囓み断ちたまひし時、一聯續に五男神が生坐ると、忍穗耳尊と穗日命との生坐る御序次の前後したるが、他と異なりたる傳である。

(第三) 一書曰、日神與素戔嗚尊、隔天安河而相對、乃立誓約曰、汝若不有奸賊之心者、汝所生子必男矣、如生男者、予以爲子、而令治天原也、於此日神、先食其十握劍、化生兒瀛津島姬命、亦名市杵島姬命、又食九握劍、化生兒湍津姫命、又食八握劍、化生兒田霧姫命、

〔譯讀〕 一書に曰く、日神、素戔嗚尊と天安河を隔て、相對ひて、乃ち立して誓約て曰く、汝若し奸賊ふ心有らざる者ならば、汝が生めらむ子必ず男ならむ。如男を生めらば、子が子と爲して天原を治しめむ。是に日神、先づ其十握劍を食し、化生ます兒は瀛津島姫命、亦の名は市杵島姫命、又九握劍を食し、化生ます兒は湍津姫命、又八握劍を食し、化生ます兒は田霧姫命。

〔解釋〕 隔天安河云々 記には中置天安河而とある。中間に置隔てたのである。○奸賊 アにて子養たまはむと詔うたのである。○令治天原 大神の御嗣と成し奉らせたまはむと云ふ事にて、即ちこの天下を所知食さすことを云うたのである。○田霧姫命 田霧は田心と同じ、さてこの序次、瀛津島姫命と申すは、田霧姫命の、奥津宮に座す御名なるを、別神として、田霧姫命を最後に生坐と爲し、又市杵島姫命は、記の狭依比賣の亦名なるを、瀛津島姫命の亦名とし、湍津姫命を中に生坐すと爲るなど、皆異なる傳である。

已而素戔嗚尊、含其左髻所纏五百箇御統之瓊、而著於左手掌中、便化生男矣、則稱之曰、正哉吾勝、故因名之曰正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、復含右髻之瓊、著於右手掌中、化生天穗日命、復含嬰頸之瓊、著於左臂中、化生天津彦根命、又自右臂中、化生活津彦根命、又自左足中、化生彥速日命、又自右足中、化生熊野忍踏命、亦名熊野忍隅命。

〔譯讀〕 已にして素戔嗚尊、其の左の髻に纏せる五百箇御統之瓊を含みて、左の手の掌中に著きて、便ち男を化生す、則ち稱して曰く、正しきかも吾れ勝ちぬ。故因りて名づけて、正哉



吾勝勝速日天忍穗耳尊と曰す。復右の髻の瓊を含みて、右の手の掌中に著きて、天穗日命を化生す。復頸に嬰ける瓊を含みて、左の臂の中に著きて、天津彦根命を化生す。又右の臂の中より、活津彦根命を化生す。又左の足の中より、燐之速日命を化生す。又右の足の中より、熊野忍蹈命を化生す。亦の名は熊野忍隅命。

〔考異〕 五百箇御統 印本其の他の寫本には御字無し。丹鶴本、北野一峰本、慶長活字本等に據りて補うた。○正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊 この御名、諸本に正哉吾勝の四字無し。元々集に據りて補うた。○燐之速日命 燐字の下の之字、下文にも無く、平田翁校本に、一古本に無とある。通釋は之に従つて削去つてある。

〔解釋〕 この章は五男神を六男神としたる異傳である。○著 咀碎きて含ませたまへる瓊を、手心に載せ給へるを云ふのである。著は置と同じ意である。○手掌 類聚名義抄に、掌をタナコ、口、タナウラ、タナソコと訓むである。こゝにタナウラと訓めるは、熱田本の訓に據つたのである。手裏の義である。○正哉吾勝 先に誓ひ宣ひつるが如く、男神の生れ坐つれば、正しき哉、其の驗の有りけるよと申させ給ふたのである。吾勝は、その勝驗の有りつるを云うたのである。○嬰頸之瓊 これ即ち御頸珠のことである。○燐之速日命 上に軻遇突智を斬り給ふ時、垂血に成坐る神と同じ御名なれば、此は混じたのであらう。○熊野忍隅命 忍は大である。隅のスはッに通ひてノである、ミはビと通ひて尊稱である。

其素戔嗚尊所生之兒、皆已男矣、故日神方知素戔嗚尊元有赤心、便取其六男、以爲日神之子、使治天原、即以日神所生三女神者、使降居于葦原中國之宇佐島矣、今在海北道中、號曰道主貴、此筑紫水沼君等祭神是也。燐干也、此云備。

〔譯讀〕 其れ素戔嗚尊の生める兒、皆已に男神なり。故日神方に素戔嗚尊の元より赤心ありと知しめして、便ち其の六男神を取りて、以て日神の子として、天原を治らしむ。即ち日神の生しませる三女神を以て、葦原の中國の宇佐島に天降りまさしむ。今海北の道の中に在す。號を道主貴と曰す。此れ筑紫の水沼君等が祭る神是なり。燐は干なり。此を備と云ふ。

〔考異〕 燐干也 集解には干也を私記の換入としてある。標注には、原本燐干也、此云備の六字なれど、備字を紀中清音に用いたる例なり、且上に燐火也、音而善反とあり、いづれも後人の換入なれば、悉く刪りすつとある。通釋には削らざれど、後人のしわざと見ゆと云うてある。

〔解釋〕 已 悉字の義である。○使治天原 鈴木重胤は、こゝは高天原にして、天津日嗣に定



奉らせ玉へる御事を申奉れるなり。さて其天津日繼は、天下を知看す大御政の始になん御在坐しける」と云うてある。こゝに取三其六男云々、使治天原とありては、六男神悉く天原を治らす如くきこゆれど、天穗日命以下の神等、皆然るにはあらず。忍穗耳尊に引かれて、一括りに然詔るものと見てあるべきことである。○葦原中國、此はこの國土を、天神の御世に、高天原より云へる號である。即ち皇國の域をさして云うたものである。○宇佐島、豊前國宇佐郡宇佐郷なる其の地である。島と云うたのは、西より北に藻寄川流れ、南より東に御物川流れて、實所の小倉山は、その中に在るからである。敷田年治氏は、之に反對して次の如く云うてある。「宇佐島は筑後國三潞郡の地名なると、豊前國宇佐也と云るは、甚しき誤りにて、豊前なる宇佐をば、神武紀に菟狹國造、景行紀に菟狹川など、字を易て別なるを示せり、云々」と云うてある。○今在北海道中、海北は即ち北海の義にて、上に葦原中國と見えたるを受けて、其の北の海の意である。道中は筑紫洲の北海なる道中の義にて、即ち筑前國を云うたのである。今在とは、此の紀を撰述の時をさしたのである。これに就いても敷田氏は、按に三潞郡は、海を南に受たる地なるゆゑ、海北とは云へり、豊前の宇佐は海南に在れば、地理符はず」と云うてある。○道主貴、是は三柱の姫神を合せて、一柱に稱へ申した御名である。道主は、道の中の主とますこと、貴は大日靈貴の貴の義である。この三女神は、筑紫洲の北、海、道中に、天降りたまひて、皇大神の御命を負持しめたまひ、奉助天孫爲天孫

所祭らせたまふ、尊き職の御在坐して、御名を道主貴とは稱へ奉つたのである。○筑紫水沼君、通釋に出自詳ならず、水沼は和名抄筑紫國三潞郡美無三潞の地に依れる氏姓なり」とある。標注には、舊事紀に水間君に作り、景行紀に水沼別、又水沼縣主など見えて、三潞郡に依りたる氏也」と云うてある。

是後素戔嗚尊之所爲也甚無狀、何則、天照大神以天狹田長田、爲御田時、素

戔嗚尊春則重播種子、且毀其畔、秋則放天斑駒、使伏田中、

復見天照大神當新嘗時、則陰放戾於新宮、又見天照大神方織神衣居齋

服殿、則剝天斑駒、穿殿薨而投納、是時天照大神驚動、以梭傷身、由是

發愠、乃入于天石窟、閉磐戶而幽居焉、故六合之内常闇、而不知晝夜之相

代。

〔譯讀〕 是の後に素戔嗚尊の所爲、甚だ無狀、何にとなれば、天照大神、天狹田、長田を以て御田と爲たまふ時に、素戔嗚尊、春は重播種子し、(重播種子、之を靈積磨積と云ふ)、且畔を毀つ(毀、



此を波那豆と云ふ、秋は則ち天斑駒を放ち、御田の中に伏す。復天照大神、新嘗當す時を見て、則ち陰に新宮に放戻る。又天照大神の方に神衣を織りつゝ、齋服殿に居ますを見て、則ち天斑駒を剥ぎて、殿の薨を穿ちて投げ納る。是の時に天照大神、驚動きたまひて、梭を以て身を傷ましむ。是に由りて發愠まして、乃ち天石窟に入りまして、磐戸を閉して幽居ましぬ。彼れ六合の内常闇にして、晝夜の相代も知らず。

〔考異〕 璽、磨、丹鶴本、圖書寮本等に璽に作る。磨、字、三島本麻に作る。○波那豆印本を始め、北野本、圖書寮本、慶長活字本に波豆那に誤る。丹鶴本、吉田本、熱田本等によりて之を正す。○新嘗 通釋は玉屋本に據りて、此の下に之字を補うてある。

〔解釋〕 本文なるこの一章は、素戔嗚尊の御荒備の事に起りて、諸の工事の原を此に開き、中にも最も尊き、大神の御靈實として、天壤と共に窮りなき、天日嗣の御璽と成給ひし八咫鏡の成出坐せることを記せれば、これを寶鏡開始章と申すのである。○最後云々 記傳にも云はれたるが如く、素戔嗚尊は、既に御誓約に依りて、御心の清明きこと顯れ、我勝と詔ひ、天照大神も許諾ひたまへれば、この時既に御心の清明きことは疑ないのである。然るに忽かくの如く、天照大神の御爲に、種々の悪事を爲たまふは如何なる理由なるか、これは就いて、鈴木重胤は下の如く云うてある。「如く御荒び坐す事本は、素戔嗚尊は、何方までも、保食神はしも、穢く鄙しき物を奉進れると所思

して、未其御怒も解させ御在し坐ざるに、天照大神の翻りて御怒坐て、汝是惡神ナリ不須三相見と宣給ひて、御許を退け玉ひ、再天熊ノ大人を天降して、其神の身に成れる物を令採給ひ、甚く喜ばせ御在坐て、是物者顯見蒼生可食而活一者也、と宣給つるなど、すべて素戔嗚尊の御心に、憤り思しめす隨に、得忍びさせ玉はずて、遂にざる無狀き御所業には、立到りしなるべしかし」とあるは、さもあるべきことである。○無狀 味氣無しの意である。○狹田長田 文字の通りである。長田は畔の長きにて、従つて廣いのである。○御田 記に天照大神之營田とある。大神の供御、稻田である。○重播種子 大祓詞に頻時とある。重は及ノ字をも訓み、幾度も重ぬる事にて、重波の重に同じ。重々に種を蒔くことである。○毀其畔 古本に其字不讀と傍注がある。記に離營田之阿とある。阿は畔である。畔とは、田と田との界にてアゼと云ふものである。これをアと云ふは古言である。この毀其畔は、其の田に貯へたる水を涸し、又水の多い時は、外より漫に入れて溢さむ爲の状態を云ふのである。○天斑駒 記に天斑馬とある。斑駒は黒白の交りたるにて俗にブチと云ふ。古くは多く馬を駒と云うた。○使伏田中 田中は厩の如くにして、自由に起伏をなさしむるを云うた。口訣に、放駒伏田者、殘二傷稻穀一也と云ふ意の如くである。○當新嘗時 新嘗は、記に大嘗とあり、續紀に大新嘗とある同じことにて、ニヒアへは新嘗の義である。其の年の新穀を以て、酒に醸み飯に炊ぎて、神に供へ自も食ふことである。當に記に聞食とあるにあたりて、食ひたまふ



ことに云うてある。こは皇太神宮の神嘗祭、朝廷の新嘗祭の起原である。さて後世には、天皇踐祚の後行はるゝを大嘗と云ひ、毎年のを新嘗と分て云へども、古は通じて新嘗と云うたのである。○新宮、記に聞<sub>三</sub>看大嘗<sub>二</sub>之殿とある是にて、新嘗祭の爲に、作りたまへる御殿にて、後の大嘗宮の權輿である。さればこれを單にニヒミヤと訓みては、常に云新宮と差別の無いことゝなる。○放<sub>三</sub>戻<sub>二</sub>マ<sub>一</sub>リは大小便することである。平田翁は、爾<sub>レ</sub>閉<sub>レ</sub>すとて、萬を慎み齋<sub>レ</sub>たまふ處へ、如此穢<sub>レ</sub>はしき行したまふは、荒び賜ふことの甚しきなり」と云はれた。○織<sub>三</sub>神衣<sub>二</sub>、天照大神の服御の御衣と申す義である。されば此の神<sub>ノ</sub>字は、神<sub>ノ</sub>集<sub>レ</sub>神<sub>ノ</sub>議<sub>レ</sub>など云ふ神と同じく、神の御上の事に添へて云ふ言である。又神嘗祭に預かる神々に供ふる御衣をも云ふ。されば神嘗祭、神今食、など云ふ神と同じく、神に供ふる義を以て云ふのである。織は、こは天照大神の御自織りたまふと云ふ事にて、他の傳の、織女をして織らしめたまうたと云ふのとは異なる。○齋服殿、神衣を織るために造つた御殿である。されば萬事を齋み慎み給ふ故に、かくは稱へたのである。○剝<sub>三</sub>天斑駒<sub>二</sub>、ブチの駒の皮を、尾の方より逆<sub>レ</sub>に剝<sub>レ</sub>ぎてと云ふのである。生たる駒の皮を、逆剝<sub>レ</sub>に剝<sub>レ</sub>ぎて、活<sub>レ</sub>せて放ち遣<sub>レ</sub>る時は、物狂ほしくなつて、甚く荒び進<sub>レ</sub>ぶ者なるから、然<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>たまへるのである。○穿<sub>三</sub>殿<sub>二</sub>、薨は和名抄屋宅具に、薨、釋名云、屋背曰<sub>レ</sub>薨。和名伊<sub>良加</sub>言<sub>三</sub>在<sub>レ</sub>上覆<sub>二</sub>家宅<sub>一</sub>也とあり、イラカと云ふ訓の有事は、説文に薨<sub>ハ</sub>屋棟也とあるに依られたのである。穿は殿の棟を鑿<sub>レ</sub>崩<sub>レ</sub>すことにて、即ち穴をあくるのである。

○梭、和名抄織機具に、受<sub>レ</sub>緯<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>梭、亦謂<sub>三</sub>之梭<sub>二</sub>、和名比とありて、梭は横糸を蓄へおきて、織る時に、常に豎糸へ加へゆく物である。名義は、水を通はしむる樋と同じである。○由<sub>レ</sub>是、右の剝<sub>二</sub>天斑駒<sub>一</sub>云々とある、此の事に由りてある。○入<sub>三</sub>于石窟<sub>二</sub>、記には天石屋戸とある。こは高天原にて、實の石窟に籠りたまひしを云うたのである。○閉<sub>三</sub>磐戸<sub>二</sub>、サシテは、記傳に、刺<sub>レ</sub>は闔<sub>レ</sub>たる戸に、物を刺て固むるを云ふ」とある。磐の戸を閉ぢたことである。○常闇而、記には、高天原皆暗、葦原中國悉闇、因<sub>レ</sub>此常夜往とある。この常闇は、常に闇夜の如くにて晝がないといふことである。○不<sub>レ</sub>知<sub>三</sub>晝夜之相代<sub>二</sub>、常闇にして、晝夜の差別も無くて、時を經<sub>レ</sub>行くと云ふことである。

于時八十萬神、會合於天安河邊、計其可禱之方、故思兼神深謀遠慮、遂聚<sub>三</sub>常世之長鳴鳥<sub>二</sub>、使<sub>レ</sub>互長鳴、亦以<sub>レ</sub>手力雄神、立<sub>三</sub>磐戸之側<sub>二</sub>、而中臣連遠祖天兒屋命、忌部首遠祖太玉命、掘<sub>三</sub>天香山之五百箇眞坂樹<sub>二</sub>、而上枝懸<sub>三</sub>八坂瓊之五百箇御統<sub>二</sub>、中枝懸<sub>三</sub>八咫鏡<sub>二</sub>、一云、眞經津鏡、下枝懸<sub>三</sub>青和幣<sub>二</sub>、和幣、此云<sub>二</sub>尼枳底<sub>一</sub>、白和幣、相與致<sub>三</sub>其祈禱焉<sub>二</sub>、又猿女君遠祖天鈿女命、則手持<sub>三</sub>茅纏之稍<sub>二</sub>、立<sub>三</sub>於天石窟戸之前<sub>二</sub>、巧作俳



優、亦以天香山之眞坂樹爲鬢、以蘿蘿、此云比舸磯、爲手纏手纏、此云多須枳、而火處燒、

覆槽置、覆槽置、此云于該布西、顯神明之憑談、顯神明之憑談、此云歌牟鵝可梨、

〔譯讀〕 時に八十萬神たち、天安河邊に會合ひて、其の禱るべき方を計らふ。故思兼神、深く謀り遠く慮りて、遂に常世の長鳴鳥を聚めて、互に長鳴せしむ。亦手力雄神を以て、磐戸の側に隠し立てて、中臣連の遠祖天兒屋命、忌部首の遠祖太王命、天香山の五百箇の眞坂樹を掘にして、上つ枝に八坂瓊の五百箇御統をとり懸け、中つ枝に八咫鏡（一は云ふ、直經津鏡）をとり懸け、下つ枝に青和幣（和幣、此を尼枳底といふ）白和幣を懸し、相與に祈禱をす。又猿女君の遠祖天鈿女命は、則ち手に茅纏の稍を持ち、天石窟戸の前に立して、巧に俳優す。亦天香山の眞坂樹を以て鬢にし、蘿（蘿、此を比舸磯と云ふ）を以て手纏（手纏、此を多須枳と云ふ）にして火處燒き、覆槽とどろかし、（覆槽置、此を于該布西と云ふ）、顯神明之憑談す。（顯神明之憑談、此を歌牟鵝可梨と云ふ）、

〔考異〕 會合 吉田本、熱田本、三寶院本、慶長活字本等に合字無し。丹鶴本、北野本、圖書寮本等及印本には有る。○忌部首 諸本に首字を脱してある。必ず有るべき字なれば、通釋の加へたるに従ふ。○御統 三島本、玉屋本この下に玉字が有る。日本後紀の大同元年七月庚午の條に、こ

ゝを引きたるにも統の下に玉字がある。○覆槽置此云于該布西 諸本に置字及び布西の二字無し、類聚國史に據りて補ふ。○歌牟鵝可梨 鵝字、印本に餓字に作る。諸本に據りて改む。

〔解釋〕 八十萬神 記には八百萬神とある。かく云ひ様は異なれど、世に在りとある諸神の限を云ふ稱となしたのである。○會合 記には神集集とある。これは誰の命ともなく、只自然に集り來つたのである。○可禱之方 イノルの言義は詳ならず、齋宣の約りたる言とも云ふ。一向に願思ふ事を宣申す義と思はれる。こゝは素戔鳴尊の荒びに依りて、天石窟を刺て堅く幽居るを、彼の神の御爲に、大神に請願白し出奉らんとする八十萬の神議である。○思兼尊 次の一書に、高皇產靈尊之息とある。名義は、思は思慮である。兼は數人の思慮る智を、一つ心に兼持つ意である。○深謀遠慮 字の如く、深く遠く思慮り計畫することである。記には令思而とある。○常世之長鳴鳥 口訣に、常世之長鳴鳥、鷄也とある。常世は常夜の借字である。長鳴鳥と云ふは、鷄は他の鳥よりも、鳴く聲のすぐれて長きにより負はせた。○使互長鳴 鷄を數多く集めて鳴かしたためたのである。○天手力雄神 名義は字の如く、磐戸を引開き給へるに因れる御名である。○立 カクシタテとも訓むであるは、記に隱立とあるに依つた訓である。○中臣連 記傳に、中執臣の略にて、神と君との御中を執持て申す職なり」と云うてある。こゝの中臣は氏で、連は姓である。かくて天武天皇の十三年に、中臣連を改めて朝臣の姓を賜うた。藤原氏はこの後裔である。○天兒屋命 名義は本居



翁は招祖泥か、此、神布刀詔戸言白して、大御神を招禱奉り給ひし故に、此名を負ひ坐るなるべしと云はれた。また平田翁は、心彌にて、八意思兼神と同神同意の御名なるべしと云はれ、通釋には、言綾根なり、按に其言辭の麗美く綾ありしより稱へたる御名なり。根は稱名なり。」とある。標注には、請祖根の略なるべし。ニとオは省かる例にて、請とは此件に請祈禱とあるに因れり。根は親む詞なり」とあつて、いろ／＼の解釋がある。○忌部首 忌部は氏である。こは齋み清まはりて、神に仕へ奉る部といふ義にて、職名であつたのである。首は姓にて、大人の義である。後には連、宿禰などの姓を賜はつた。○天太玉命 名義、記傳に、大神宮式に、著二木綿一賢木、是名三太玉串とあり、今此神は、玉鏡和幣を著たる眞賢木取持たまへば、若は此太玉串の意にもや有む。さて玉串の名は、手向串なるべし。されば其串を略て、太手向命とも云べきものぞ」と云うてある。通釋は、この説に従ひて、今按に、太玉串は、なほ字の如く、玉を著たる賢木の謂なるべし、其太玉串を取持玉へば、太玉串命と云べきを、串を省て太玉命と云御名とすべし」と云うてある。標注には、記に天兒屋命と相共に、卜事を以て仕へ奉れりと見えれば、太は借字にて、布刀磨爾の布刀にて、太祝詞、布刀御幣すべて、卜事に因りたる名なり、玉も借字にて、タメともタミとも云、是亦トひ云ふ」云々と云うてある。○天香山 天上にある山の名である。名義、記に内二拔天香山之眞男鹿之肩一拔而とある如く、此の山より鹿を取りしにより、鹿山といふたのであらう。○五百箇眞賢木

記には五百津眞賢木とある。五百箇は、もと數の多きを云うて、こゝは枝の繁きことである。仲哀紀に、五百枝賢木ともあつて、一木の上の事である。眞坂樹の眞は美たる稱、坂は借字にて、榮えたる樹のこと。新撰字鏡に、杜、毛利、又佐加木、又龍眼、佐加木、又榊、柅、椋、三字佐加木とある。さてこの木は今も神事に用る榊である。○掘 根ながらに掘取を云うて、俗に云ふ根引することである。○上枝、中枝、下枝 字の通りである。さてかく枝々に、玉、鏡、和幣をかけたるは、全く鏡に大神の御影を寫し奉らむ爲にて、玉と和幣とは、その上と下とに置いて裝飾としたものであらうと思はれる。○八咫鏡 名義に就いては諸説あれど、その中にて、八は彌、咫は手の義にて、兩手の掌を並べたる程の大きさの鏡と云ふが、よろしからうと思はれる。○眞經津鏡 名義は記傳に、眞太鏡なり、太は稱辭にて、布都とも通はし云る例多し」とある。この眞經津鏡は、この御鏡の御名のみにはあらで、上古ひろく鏡を美稱へて云へる名と見ゆる。○青和幣白和幣 和幣はニギタへの約りたるにて、ニギは字の如く、布帛の和かなるを云ひ、タへは布帛の類の總名である。古語拾遺に、種麻以爲青和幣、穀木種殖之以、作白和幣とあつて、麻の青く、穀は白ければ、かく云うたのである。○懸 トリは凡て手してする事に添へて云ふ詞である。シデはシダレの約りに垂らすことである。記には玉に取著、鏡に取繫、和幣に取垂とある、それによりて訓むだのである。○相與致三其祈禱焉 天兒屋命、天太玉命諸共に、その懇誠を盡し極めて、讚め祝ひ乞ひ祈り



たまふのである。○猿女君 下に皇孫勅<sub>二</sub>天<sub>一</sub>、鉦女命、汝宜<sub>下</sub>以<sub>三</sub>所<sub>レ</sub>顯神名<sub>二</sub>爲<sub>中</sub>姓名<sub>上</sub>焉 因賜<sub>二</sub>猿女、君之號<sub>一</sub>とあり、猿女は氏、君は姓である。この氏早く世に絶えて、後にはこの職業を行ふ人を、猿女君と云うたのであらう。なほ詳きことは下巻に出てゐる。○天鉦女命 名義は古語拾遺に、天鉦女古語天乃於須女、其神强悍猛固故以爲<sub>レ</sub>名、今俗強女謂<sub>二</sub>於須志<sub>一</sub>、此縁也、とあつて、強き女を云ふ。この神は、下の天孫降臨の條に、恐ろしき貌したる猿田彦神と議論したまうたことも見えて、猛き神である。○茅纏之稍 古語拾遺には、著<sub>レ</sub>鐸之矛とあるも、たゞ名の傳の異なるのみにて、實は一つのものである。すべて矛は、茅を以て柄を卷いて、鐸を付けたものなれば、その一方を以て語つた傳を記したものである。稍は軍防令<sub>レ</sub>義解に、丈二尺、矛也と注してある。○巧作俳優 巧とは心の限、手の限を盡させたまへるを云ふのである。ワザヲキは、平田翁の云、師説に、和邪は童謠、禍、諺などの和邪と同じく、今世にも神また死人の靈などの祟るを、物の和邪と云是なり、かくて何事にまれ、人の口を假<sub>レ</sub>て神の歌はせ給ふを和邪歌と云ひ、言はせ給ふを言和邪とは云なり、と云れたる如くにて、俳優も、神懸につきて云稱にて、神懸の態を爲て、大神を咲まし奉りしより云るにて、袁伎は袁加斯的約れるなるべし。其は物の憑て狂はする態の如く、胸乳をかき出など、最も可笑しく物する故の名也」とある。次の顯神明之憑談とあるも同じ事である。○眞坂樹爲<sub>レ</sub>鬢 記には爲<sub>レ</sub>鬢<sub>二</sub>天之眞拆<sub>一</sub>とあり。鬢は髮に挿して飾とするものである。○以<sub>レ</sub>蘿爲<sub>二</sub>手纏<sub>一</sub> 蘿は松蘿に

て、一名を女蘿とも松上寄生とも云ふ。標注に、是は紀伊にて木髭と云ひ、伯耆にて、山うばのをがせと云へる昔にて白色にして、木皮に生じ、二三寸より尺ばかりに至り、糸の如く下垂するものなり、然ど是は眞の日蔭にはあらねど、中昔此松蘿を當たれば姑く從ふべし」とある。これを手纏にしたのである。手纏は、新撰字鏡に、纏<sub>ハ</sub>負<sub>レ</sub>兒帶也、須支とあれば、纏は紐にて、手に懸るゆゑ手纏とは云うのである。通釋には、今鉦女命の掛給ふ纏も、専ら禮服の爲に著玉ふにて、天香山の蘿をしも取れるは、其清く美しきを以、小忌の祭服に代<sub>レ</sub>玉ひしなり。扱其はいかなるさまなる物ならむと云に、字鏡に、纏<sub>ハ</sub>負<sub>レ</sub>兒帶也、須支、また、纏束<sub>二</sub>小兒背<sub>一</sub>帶、須支とあり、其狀後世の半臂、またからさぬなど云もの、如く、手を透し通して、胸の限りをまとへる衣なり」とも云うてある。○火處燒 古語拾遺に、舉<sub>二</sub>庭燎<sub>一</sub>とあると同じ事である。記傳に、庭火を燒たる由は、上に常夜往とある如く、世中暗くて、種々の禍事發れるなれば、庭火を數々晝の如く燒て、世中愛<sub>レ</sub>たき有狀を爲て、大御神を欺き出し奉れるなり、斯く之を佳例として、神事及事ある時は、篝火を燒き、又魂祭などに此を用るも、皆此時に效へるなり」とある。さて此に火を燒と云はずして、火處燒と云うたのは、この時の事に依りて、神祭の場處にて、燒く火の名目を、火處と云習ひしものである。それで後の稱を以てこゝにも記したのである。○覆槽置 記には伏<sub>二</sub>汗氣<sub>一</sub>而踏登<sub>レ</sub>杼呂許志とある。ウケは空筥である。中を空虛に設たる筥を伏せて、其の上を踏みて響あらしむるのである。フミト、バロカシは



槽の上に躍り狂ひ、足ぶみして音をさするのである。○顯神明之憑談、神の人に憑り懸りて、物を云はしめたまふ即ち神託である。こゝは眞の神懸ではなくして、かやうな状して、戯れ狂ふのを、大神に聞かしめ奉つたのである。

是時天照大神聞之而曰、吾比閉居石窟、謂當豐葦原中國必爲長夜、云何天

鈿女命嗟樂如此者乎、乃以御手細開磐戶窺之、時手力雄神、則奉承天照

大神之手、引而奉出、於是中臣神、忌部神、則界出端出之繩、

俱梅儼波、乃請曰、勿復還幸、然後諸神、歸罪過於素戔嗚尊、而科之以千座置

戶、遂促徵矣、至使拔髮、以贖其罪、亦曰、拔其手足爪贖之、已而竟

遂降焉、

〔譯讀〕 是の時に天照大神聞しめして曰く、吾比石窟に閉り居り、豐葦原の中國は、必ず長夜ゆかむと謂ふ、云何ぞ天鈿女命此く嗟樂するやとのたまひて、乃ち御手を以て磐戸を細めに開けて窺す。時に手力雄神、則ち天照大神の手を奉承て、引き出しまつる。是に中臣神、忌部神、

則ち端出之繩（亦左繩と云ふ、端出之繩、之を斯梨俱梅儼波と云ふ）を界以し、乃ち請して曰く、復勿還幸りましと、然して後諸神、罪過を素戔嗚尊に歸せ、千座置戸を科せて、遂に促め徵る。髮を抜かしむるに至りて、其の罪を贖ふ、亦曰く、其の手足の爪を抜きて之を贖ふと、己にして竟に神遂ひに降ひさ。

〔考異〕 亦云左繩 印本及び他の寫本に、亦字の上に繩ノ字があるが、衍字であれば、丹鶴本及び類聚國史の無に従ふ。この繩亦云左繩の五字を刪りたる本もあるが、古寫本にかゝる本は無い。○端出之繩此云々 印本に之繩の二字無きは誤脱である。古寫本及類聚國史には有る。○遂降 遂字も吉田本、丹鶴本其の他の寫本に遂字に作る。類聚國史も亦同じである。されど遂も逐も、古寫本に通じて用ひたれば、もとのまゝにして置く。

〔解釋〕 是時天照大神聞之而云々 此を、書紀傳に、此は日神の其所禱と神樂の事とに、相感けさせ御在して、天石窟を出させ給へる所なり。然るに天鈿女命の神樂の驗のみ見えて、上に天兒屋命、太玉命の相與致其祈禱焉とあるは、此文にては經なり、天鈿女命の事は、右に又猿女君遠祖云々、と有て緯なるに、右の二神の祈禱に感させ玉へる事は、其文に含められたるならめども、其專要と有べき事、なほ此にあらまほし」とある。○豐葦原中國必爲長夜 記には以下爲天原自闢亦葦原中國皆闢とある。こゝに天上のこのなきは、すこし如何なれど、これまた例の此の



國土にて語れる言と、大凡に見るべきである。爲長夜とは、常に夜ばかりにて晝なくて、年月の從往くを云ふのである。○云何天鈿女命云々 記には何由以天宇受賣者爲樂、亦八百萬神諸咲とある。唯樂は、記傳に咲樂樂を云とある。咲ひ樂むことである。こゝは天鈿女命を擧げて諸神をも兼ねたのである。○細開磐戸 下の第三一書の傳のやうに、天兒屋命の祝詞と、天鈿女命の俳優とを聞食し怪み給ひ、發慍の御心漸く和きて、かく磐戸を開けて、事的情狀をうかゞひ御覽になつたのである。○引而奉出 記傳に、一書には天手力雄神、待磐戸側、則引開之者云々、此にて手力男神の名義あらはれたり、戸を引開むには、本よりのこと、御手を取て引出し奉らむにも、手力の優れたらむ神を充べきわざなりかし」と云うてある。○中臣神忌部神 中臣神は天兒屋命、忌部神は太玉命を指して申したのである。○端出之繩 記には尻久米繩とある。尻籠繩の義にて、今云ふ志米繩である。即ち藁の本を切り棄てずして、そのまゝ籠めて絢へる繩のことである。○界以記には控度とある。○勿復還幸 復び還り入ります勿れといふのである。○諸神 記には八百萬神共議而云々とある。○罪過 通釋に、都美といふ意の本は、本居翁説に、都美は都々美の約りたる言にて、もと都々牟といふ用言なり。都々牟は何事にまれ、わるき事のあるを云を、躰言にして、都々美とも都美とも云なり、されば罪と云は、もと人の悪行のみには限らず、病もろくの禍、又穢なき事、醜き事など、其外すべて、世に人のわるしとして、惡み棄ふ事は皆都美なり」とある。

さて罪即て穢なるが故に、祓を負する事、伊弉諾尊の御禊と同じ意である。○科千座置戸 これは解除を科するを云ふのである。千座は、私記に座者是置物之名也、と見えて、罪ある人の出す祓物を居え置く臺である。千は字の如く、其の數である。置戸は置物といふに同じく、座の上に載すべき祓物を云ふ。なほこの置戸に就いては、二三の解釋がある。鈴木重胤氏は、置戸の戸は足の約りたるなれば、置戸は置足にて、其の座の上に祓具を置充るを云ふと云うてある。また池邊眞榛氏は、千座置戸は、千々の物を置く座物にて、戸は借字、置所の意なり」と云うてある。そこでかく千座に載する程の祓物のあるは、これやがて、その罪の重いのである。科は令負の意で、仰、命も同言である。○促徴 徴は下の一書に、責其祓具とある如く、祓具を出すべく責めて催促するのである。○至使拔髮拔其手足之爪 在りとあるものを出し盡しても、まだ罪を贖ふに足らざるより、御髮、又手足の爪までも抜に至つたといふことである。記には切髮及ニ手足爪令祓とある。○贖其罪 口訣に贖代罪也とあり。物を出して其の罪に易る義である。○遂降 高天原を追放したまふたのである。

(第一) 一書曰、是後稚日女尊、坐于齋服殿、而織神之御服也、素戔嗚尊見之、則逆剥斑駒、投入之於殿内、稚日女尊乃驚而墜機、以所持梭傷體而神退矣。



〔譯讀〕 一書に曰く、是の後に稚日女命、齋服殿に坐まして、神の御服を織りたまふ。素戔嗚尊見はして、即ち斑駒を逆剝ぎて殿の内に投げ入る。稚日女命乃ち驚きたまひて機より墜ち、持たる梭を以て、體を傷らしめて神退りましぬ。

〔考異〕 投入之於殿内 三島本、玉屋本、之字無し、版本に於字を脱した。吉田本、丹鶴本、尾張本等に據りて補ふ。

〔解釋〕 この一書は、神御衣のことと、日像のこととの、二の異傳のみを擧げたのである。○稚日女尊 古事記には天衣織女とある。舊事紀には、稚日女尊者、天照大神之妹也」と見えてある。名義は、稚も日も尊稱であらう。一説には日女はヒメと訓み、姫の義としてある。○逆剝 祝詞には生剝逆剝と並べ云うてある。橘守部の説に、逆剝とは、其獸の剝れじと、身をもがくに、競ふを樂しとして剝を云ふ。」とある。○傷體而神退矣 古事記には、衝陰上而死とある。

故天照大神謂素戔嗚尊曰、汝猶有黑心、不欲與汝相見、乃入于天石窟、而閉著盤戸焉、於是天下恒闇、無復晝夜之殊、故會八十萬神於天高市、而問之。

〔譯讀〕 故天照大神、素戔嗚尊に語りて曰く、汝猶黑き心あり、汝と相見じとのりたまひて、乃ち天石窟に入りまして、磐戸を閉著つ、是に天下恒闇にして、復晝の殊も無し、故八十萬の神たちを天高市に神つどへに會へて問はしむ。

〔考異〕 閉著 著字を丹鶴本に差字に作る。通釋には、着は決く誤字なるべし、次に一書に、閉其磐戸とあれば、此も其字の誤しものなるべし。字形も聊似たればなり、と云うてある。

〔解釋〕 天高市 天とは天上を云ひ、高とは字の如く高き地をいふ。市とは四方より人の集まる處を云ふ名である。この時八十萬神の集り給ふ高き地なるが故に、高市とは云うたのであつた、天上に在る地名である。○會 ッドへは令會の義である。○問之 誰神の問ひ給ふるか、知りがたきが如くなれど、こは高皇產靈尊の問はしめたのである。

時有高皇產靈尊之息思兼神者、有思慮之智、乃思而白曰、宜圖造彼神之象、而奉招禱也、故即以石凝姥爲治工、採天香山之金、以作日矛、又全剝眞名鹿之皮、以作天羽鞆、用此奉造之神、是即紀伊國所坐日前神也。石凝姥此云伊之居梨度咩、全剝此云宇都播伎。



〔譯讀〕 時に高皇產靈尊の息思兼神と云ふ者有り、思慮の智あり、乃ち思ひて白して曰く、宜しく彼の神の象を圖造りて、招禱たてまつらむ。故即ち石凝姥を以て治工とし、天香山の金を採りて、以て日矛に作り、又眞名鹿の皮を全剝に剝ぎて、以て天羽鞆に作る。此れを用て造り奉る神象は、是れ即ち紀伊國に坐す日前神なり。(石凝姥、此れを伊之居梨度咩と云ふ、全剝、此れを宇都播伎と云ふ)。

〔考異〕 高皇產靈尊 版本靈字の下に尊字を脱した。三島本、類聚國史等に據つて補ふ。○思兼神者 版本者字の上に云字がある。吉田本、熱田本、三島本、玉屋本、慶長勅版本等に無きに従つて削る。丹鶴本には云者の二字が無い。○招禱 玉屋本、三島本、北野一峰本、慶長活字本等には、招字の下に祈字が有る。

〔解釋〕 圖造彼神之像 彼神の象とは、古語拾遺に、日像之鏡とあると同じ。彼神とは天照大神を申したので、その大御身の光に圖るべき象物を、模造らむと云うたので、即ち鏡を造らしめたまうたのである。○奉招禱 遠伎とは、物を招寄せむとする事にて、此はかの石屋に隠坐る天照大神を、招き出し奉りし行事を云なり」と記傳に云はれた通りである。○石凝姥 名義は記傳に、古語拾遺に、初度所鑄少不合意是紀伊國 日前神也次度所鑄其狀美麗是伊勢 大神也かれば此時初後二面の御鏡あり、さて此拾遺の説に付て、此神の名を思ふに、鑄重の義ならむか、度賣は老女を云稱と見え

て、書紀に姥と書り」とある。又通釋には、石も凝も正字にて、此神治工として、天香山の堅石を以て、銷鑠したる鐵を鍛ひ凝し固めて、日矛及日像之鏡を造奉らしし、功に因れる名になん有ける。姥は、記傳に云れたる如く、老女を云稱、又戸邊とも通はし云こと、石凝戸邊ともあるにて知べし」とも云うてある。○治工 鏡作の治工である。○天香山 記に天金山とある、と同じ山である。○金 記に鐵とあれば、それであらう。○作日矛 正書に云ふ茅纏之稍、古語拾遺に著鐸之矛の鋒端である。○眞名鹿 記に眞男鹿とあるも同じ、眞名は稱辭である。愛子を眞名字と云ふも稱辭であるので知られる。○全剝 記傳に、記に内抜とある、内は借字にて、俗に圓にと云意なり、全に骨を抜き、全に皮を剝は、中の空虚なる意にて、宇都とは云なり」とある。羽鞆は皮鞆と書くも同じである。和名抄鍛冶具に、韃韋囊吹火也、楊氏漢語抄に韃袋、布岐加波、野王案、是所下以吹治火令熾之囊也と見えてあるものである。即ち韃囊を作り、風を入れて、細き穴より吹出して、火を熾す具で、世俗にファイガウといふものである。○用此 此とは天羽鞆を云うたのである。○奉造之神 即ち御鏡のことである。○紀國所坐日前神也 これはこの時に作り奉れる日矛と鏡との、二種の神寶の鎮座せられたことを記したのである。この二種の中にも、日像の鏡を先にし、日矛は其の鏡を著る料なるが故に、次に立て、昔はこの二種を合せて日前大神とも、國懸



大神とも稱へ奉つたのであるが、後には日像又鏡を日前宮、日矛を國懸宮と、宮殿を分けて並べ齋き奉つても、なほ彼此を別たず、兩社を合せて日前神とも、國懸神とも申したのである。さて神名式に、紀伊國名草郡日前神社、名神大、月次、新嘗、國懸神社、名神大、月次、新嘗とあつて、今は官幣大社である。

(第二) 一書曰、日神尊以天垣田爲御田、時素戔嗚尊、春則填渠毀畔、又秋穀已成

則亘以絡繩、且日神居織殿時、則生剝斑駒納其殿內、凡此諸事盡是無狀、

雖然日神恩親之意、不愠不恨、皆以平心容焉、及至日神當新嘗之時、素戔

嗚尊則於新宮御席之下、陰自送糞、日神不知、徑坐席上、由是日神舉體不

平、故以恚恨、廼居于天石窟、閉其盤戶。

〔譯讀〕 一書に曰く、日神尊、天垣田を以て御田と爲たまふ。時に素戔嗚尊、春は即ち渠填め畔毀ち、又秋は穀已に成りぬるときは、引き亘すに絡繩を以てす。且日神織殿に居ます時に、則

ち斑駒を生剝にして、其の殿の内に納る。凡て此の諸の事盡に是無狀。然れども日神恩親き意もて、愠めたまはず恨みたまはず、皆平かなる心もて容したまふ。日神新嘗食めす時に及至て、素戔嗚尊則ち新宮の御席の下に、陰に自ら糞送る。日神知しめさずして、徑に席の上に坐たまふ。是に由りて日神體舉りて不平たまふ。故恚恨まして、廼ち天石窟に居まして、其の盤戸を閉しぬ。

〔考異〕 日神尊 神と尊と二つ並べて崇め稱る例は、古書に多くあれど、この一書は、此處にのみ尊の字ありて、次々には單に日神とあれば、尊字は誤であらう。髻華山陰には、或本に尊字無しとある。○天垣田 丹鶴本には垣ノ字を恒に作り、活字本には埴に作る。○亘 版本其の他諸本冒に作る、賀茂本及び釋日本紀に據りて改む。

〔解釋〕 天垣田 標注に、毛物を防ぐために、垣を結めぐらしたる田なり」とある。又活字本に埴田とあるによれば、埴土の田であらうとも云ふ。○填渠 古語拾遺に埋溝古語美曾宇女とある。こは田に水を引くを防がむために溝を埋めるのである。○亘以絡繩 料繩の義にて、さる繩を田中に引亘すは、穀登る時を見ては、繩を縦横上下して、其實を觸落さむと計らひ給ふ義なり」と白井宗因は云うてある。このほか通證には、謂下亘田以繩蓋奪他人之田以爲我田とあり、葦牙には、畔のかはりに、繩をひきはへて、界をみだす事なるべしとも云うてある。○織殿 正書及び第



一ノ一書に齋服殿とあるに同じである。○生剝 イケハギは令生置て皮を剝ぐことである。○納正書に投納、一書に投入とあるによりて、ナゲイレと訓んだのである。○容焉 ユルスは緩く爲ることである。○新宮御席之下 大神の御座所の下に、見えざるやうに、隠してまり置き給うたのである。○舉體 御身體悉皆の義である。○不平 天武紀に朕身不和、履中紀に水土不調などをヤクサムと訓んである。こゝは臭穢に觸れたまひて、心身共に御不豫にあらせらるゝのである。

于時諸神憂之、乃使鏡作部遠祖天糠戸者造鏡、忌部遠祖太玉者造幣、玉作部遠祖豐玉者造玉。又使山雷者採五百箇眞坂樹八十玉籤、野槌者採五百箇野薦八十玉籤、凡此諸物皆來聚集、時中臣遠祖天兒屋命、則以神祝祝之。於是日神方開盤戸而出焉。是時以鏡入其石窟者、觸戸小瑕、其瑕於今猶存。此即伊勢崇祕之大神也。

〔譯讀〕 時に 諸神たち憂へて、乃ち鏡作部の遠祖天糠戸者をして鏡を造らしめ、忌部の遠祖太玉者には幣を造らしめ、玉作部の遠祖豐玉者には玉を造らしめ、又山雷者には五百箇眞坂樹の八十

玉籤を採らしめ、野槌者には五百箇野薦の八十玉籤を採らしむ。凡て此の諸物の皆來聚集ひぬ。時に中臣の遠祖天兒屋命、則ち神祝き祝き。是に日神方に盤戸を開けて出でます。是の時鏡を以て其の石窟に入れしかば、戸に觸れて小し瑕つけり。其の瑕今に猶存す。此れ即ち伊勢に崇祕る大神なり。

〔考異〕 野薦 薦字を丹鶴本、楓山本には藤に作る。吉田本、熱田本、三島本等には藤に作る。○崇祕 秘字を丹鶴本は祠字に作り、國史大系本の之に従つて改めたのは誤である。

〔解釋〕 鏡作部 部はその部の多きを以て加へたのであらう。これは此の時の業を以て、氏としたのである。さてこの氏は、世々の史に見えず、甚だ衰へたるものと見ゆる。天武紀の十二年十月の條に、鏡作造賜姓曰連とあれば、この時より連の姓になつたのである。和名抄に、大和國城下郡鏡作利加々都久郷とあるは、この氏人の住む地名である。○天糠戸者 下には抜戸とある。通釋に、石凝姥命の父なり。名義未詳。此傳にては、石凝姥命の造ける鏡を、天糠戸と爲る父子の異あり。されど此は拾遺に、宜令太玉命率諸部神造和幣とあるを、此に忌部遠祖太玉者造幣と書されたと、同じ文體と見ゆれば、鏡を作り玉へるは、石凝姥命なるにて、天糠戸命は、其長とおはし坐て、其事を點檢し玉へるのみなるべしとある。○太玉者造幣 ニギテのことは、上の青和幣、白和幣の條に云うてある。○玉作部 部は鏡作部と同じである。古語拾遺に、櫛明玉命、出雲



國忌部玉作祖也とあり、記には玉祖命者、玉祖連等之祖とあるから、この子孫は、玉作、玉祖と二氏あつたのであらう。さて天武紀の十年十二月の條に、玉祖連賜姓宿禰とあるは、この時玉作部の方は、洩れたものであらう。○豊玉 名義の、豊は美稱、玉はそれを造られた神にませば、御名に負ひませるのであらう。○山雷 名義は、山津持にて、大山祇神の亦の御名である。○採五百箇眞坂樹八十玉籤 五百箇眞坂樹は上に云うてある。八十玉籤は、數多き玉籤である。玉籤は玉を著けたる賢木であるともいひ、また大神宮式に、著木綿賢木、是名太玉串とあると同じともいうてある。さて籤は、名義抄に、シルシとも、ホンシとも、竹ノクシともある。凡てクシといふは、物に刺立つるを云うのであれば、櫛または串の類も同言である。採は、山雷神の採持たまへるばかりでなく、諸神も採りて捧げられたのを係けて云うたのである。○野槌者 野神のこと、上に云うてある。○五百箇野薦 枝葉の繁茂せる野薦をいふこと。薦は冠辭考に、志能米竹の類にて甚小さくて、色黒き竹なり。其を阿波、土佐などの國にては須受といふ、とある。○神祝々 神は神集、神議などの神にて、神の御上の所作に添へていふ尊辭である。字典に祝、丁寧也、請求之辭とあれば、ホザクといふに、祝字はよく當つてをる。今の俗に、丁寧反復して云ふことを、ホザクといふは古言の遺つたのである。この神祝祝之と重語に云うたのは、丁寧に反復して、そのことを禱白するのである。○以鏡入其石窟 此は記に、天宇受賣命自言、益汝命而貴神坐故歡喜咲

樂、如此之言問、天兒屋命布刀王命、指出其鏡、示奉天照大御神云々、とある時の事にて、大神の、磐戸をば細目に開けて御覽せらるゝ時に、疑ひ思召させ奉らむとて、御鏡をさし出し大神に示せ奉るとして、其の石窟の戸口に差入れたのである。○觸戸 石窟に入れむとして、その戸に衝觸たのである。○其瑕於今猶存 通釋に、瑕とは、御鏡に残る瑕の事にはあらで、其御鏡の破たる、御鏡を白すにあらざるか、さるは御鏡を、伊勢大宮に鎮座せまつりし時に、其御鏡をも添て納め奉りしこと知べし、さて後に、倭姫命の日本武尊に、御劍に付て授け奉れる火打は、即其缺なり」と見えてある。○伊勢崇秘之大神 伊勢大神宮を申すのである、延喜神名式に、伊勢國度會郡大宮三坐、相殿坐、神二座並、とある。國を伊勢と名けたことは、風土記に、神武天皇時、國有神、名曰伊勢津彦、詔取國神之名、號曰伊勢とある。その名義も詳でない。こゝに崇秘とあるのは、天津御璽の齋鏡に御在しますが故に、深く崇敬して、祕藏し奉らせたまふ意味で云うたのである。

己而科罪於素蓋鳴尊、而責其祓具、是以有手端吉棄物、足端凶棄物。亦以唾爲白和幣、以洩爲青和幣、用此解除竟、遂以神逐之理逐之。送糞之云、俱蘇摩屢。玉籤、此云多摩俱之。神祝々之、此云加武保佐枳保佐枳々。祓



具、此云波羅閉都母能、手端吉棄、此云多那須衛能余之岐羅毗。逐之、此云波羅賦。

〔譯讀〕 己にして罪を素盞鳴尊に科せて、其の祓つ者を責る。是を以て手端の吉棄物、足端の凶棄物有り。亦唾を以て白和幣とし、洩を以て青和幣とし。此を用て解除竟へて、遂に、神逐ひ逐ひき。送糞、此を俱蘇摩屢と云ふ。玉籤、此を多摩摩俱之と云ふ。神祝々之、此を加武保佐枳保佐枳々と云ふ。祓具、此を波羅閉都母能と云ふ。手端吉棄、此を多那須衛能余之岐羅毗と云ふ。逐之、此を波羅賦と云ふ。

〔考異〕 以神逐之理逐之 版本には、以神逐之理逐之、と訓んであるが、通釋には、理逐之三字、決して衍なり。此は本は、神逐之神逐之、と重ねて寫し謬りたる、下の神字を、また理に寫誤めて、遂に今本の如くなりたるなり。其は訓注に、逐之此云波羅賦とあるにて、然知らるゝなり。もし理逐之三字、本よりありしものならんには、必其訓注ありぬべきなり。思ふべし」と云うてあるは、従ふべき説である。○神祝至積枳 此の十五字、版本には岐羅毗の下に在るが、これは混れたるなれば、水戸本、纂疏に據りて、玉籤云々の下に移した。○加武保佐枳保佐枳 纂疏には加武保佐枳仁保俱とある。丹鶴本には加武保佐枳仁保佐枳とある。○波羅賦 波は夜の寫誤なるべし」と本居翁は云うてある。

〔解釋〕 祓具 一に贖物とも云うて、上古罪人の家に、身に在る限り出ししものを云ふ。次にある手端吉棄物、足端凶棄物、亦以唾爲白和幣、以洩爲青和幣とある、これをさすのである。○手端吉棄物、足端凶棄物 第三一書には、以手爪爲吉棄物、以足爪爲凶棄物とある。手末は俗に手先と云ふに同じく、足端も同じである。爪は手足の端にあるものゆゑに、かういふのである。さてこの吉棄物、凶棄物の二は、謂ゆる惡解除、善解除の本で、惡解除と云うは、罪穢の有に就て、其の祓具を科せ責りて、その罪過を清めしめるのである。善解除と云ふは、其れとは異なる、中古に謂ゆる清祓と云へる是れにて、然せる罪犯の無きにも、神事に仕へ奉るには、先解除の事をして、家をも身をも清むるを云ふのである。棄物は捨物と云ふに同じことで、續紀二十の宣命に、穢奴等乎岐良比賜弃賜布、同三十に、捨給比岐良比給などあるにて知られる。○以唾爲白和幣、以洩爲青和幣 和名抄に、切韻云、唾口中津也、和名豆波岐、字書云、洩、鼻液也、和名須々波奈とある。洩は鼻多里なるを、古くは與太利と訓んだのである。唾は白く、洩はやゝ青ければ、白和幣、青和幣の代としたものであらう。○用此解除竟 以上の祓具を用ひて、解除の所作を行ひをばり給うたのである。



一書曰、是後、日神之田有三處焉。號曰天安田、天平田、天邑并田、此皆良田。雖經霖旱、無所損傷、其素戔鳴尊之田亦有二處、號曰天織田、天川依田、天川口銳田、此皆礪地。雨則流之、旱則焦之。故素戔鳴尊妬害姉田、春則廢渠槽、及埋溝毀畔、又重播種子。秋則插籤伏馬、凡此惡事曾無息時。雖然日神不愠、恒以平恕相容焉云々。

〔譯讀〕一書に曰く、是の後に、日神の田三處有り。號けて天安田、天平田、天邑并田と曰ふ。此れ皆良き田なり。霖旱に經ふとも、損傷はるゝ所なし。其の素戔鳴命の田亦三處有り。號けて天織田、天川依田、天川口銳田と曰ふ。此れ皆礪地なり。雨ふれば則ち流れぬ。旱れば則ち焦けぬ。故素戔鳴尊妬みて、姉の田を害る。春は則ち渠槽廢ち、及溝埋め畔毀ち、又重播種子す。秋は則ち籤挿し馬を伏す。凡て此の惡き事曾て息む時無し。然れども日神愠めたまはず、恒に平かなる恕を以て相容めたまふ、云々。

〔考異〕此皆良田 吉田本、三島本、活字本には、田の下に處字が有る。○天口銳田 纂疏には天字の下に川字がある。あるのが是と思ふ。然し古寫本には孰れも無い。

〔解釋〕是後云々、これは素戔鳴尊の天上に昇りましての後と云ふことである。○天安田 標注には土柔にして作るに安き意なるべし」と云ひ、書紀傳には、安穩にして、能く穀の實る故に、耕作に力を勞らざるに因りたる稱なりけり」とある。○天平田 通證に、無凹凸之地とあつて高低なく平坦なる田である。○天邑并田 通釋に、「直指に、田地廣大、諸邑會耕之謂とあり、又按ふに、并は奈美とよみて、邑并田ならんか、村并とは、村に并びたる田を云ふなるべし」とある。標注には、ムラヨリタと訓み、舊讀ムラアハセダとあれば、古言とも聞えず、義理も通らねば改つ即村に並て近田なるべし」と云うてある。これも一説である。○霖 長雨の略である。和名抄に、霖、三日以上雨也、和名奈加阿女とある。○旱 日照である。○天織田 織は杭にて、木根、切杭などの多くて、農作に便利惡き田である。○天川依田 川傍田にて、川近くして、水害を受くることある田である。○天口銳田 標注に、考なし。強て思ふに、田令に、競田判得ニ已耕種者、後雖改判ニ苗入ニ種人」とある競田は、争田にて、口利争ふ所の田なるべし云々とあるが、いかゞであらう。通釋には、纂疏により天川口銳田として、川口より水の鋭く落ち入て、生立わるく、且流れ易き田を云なるべし」と説いてある。○礪地 字典に、礪石地と註してある。○妬 ネタミは哭痛の義にて、他人の吉事を見て、心に羨みて自苦むを云ふ。○廢渠槽 大祓詞に、樋放とある。廢は放と同語である。大祓詞後釋に、樋は溝にまれ、池にまれ、構へて、常には板もて塞て、水を貯へ



置て、其水を田に引用すべき時に、彼板の塞をば放つ事なるに、水の用無き時に、放ち漏して、田に水を溢れしめ、且用ある時の畜はへを、失はしむるなり」とある。○挿籤 祝詞に串刺とある。祝詞考に、串を多く田に隠し刺て、下立ち難からしむるなり」と云うてある。又古語拾遺に、素盞鳴尊、當日神耕種之節、竊往其田、刺串相争とあるに據りて、通證には、奪人畔立己牋と解した、即ち秋に至りて、稻實の熟して、漸々刈納る期に臨みて、己が牋の籤を挿て、その田主に收めしめざるやうにするのである」とも云うてある。○曾 姑且の義である。○云々 然有々々の切れる言にて、纂疏に、略事之詞也とある。こゝは即ち新衣、神衣の二事を略したのである。

至於日神閉居于天石窟也、諸神遣中臣連遠祖興台産靈兒、天兒屋命、而使祈焉、於是天兒屋命掘天香山之眞坂木、而上枝懸以鏡作遠祖天拔戸兒、石凝戸邊所作八咫鏡、中枝懸以玉作遠祖伊弉諾尊兒、天明玉所作八坂瓊之曲玉、下枝懸以粟國忌部遠祖天日鷲所作木綿、乃使忌部首遠祖太玉命執取、而廣厚稱辭祈啓矣。

【譯讀】 日神天石窟に閉居すに至りて、諸の神たち中臣連の遠祖興台産靈の兒、天兒屋命を

遣して祈をさしむ。是に天兒屋命天香山の眞坂木を掘にして、上枝に鏡作の遠祖天拔戸の兒、石凝戸邊が作れる八咫鏡をとり懸け、中つ枝に玉作の遠祖伊弉諾尊の兒、天明玉の作れる八坂瓊の曲玉をとり懸け、下枝に粟國の忌部の遠祖天日鷲が作ける木綿をとり懸て、乃ち忌部首の遠祖太玉命をして執取たしめて、廣く厚く稱辭祈啓さしむ。

【考異】 掘 版本、三島本に握に作る。吉田一本、三寶院本 勅版本、類聚國史等に據りて改む。○石凝戸邊、版本に石を己に作る。通證に、己與石字畫相近、故誤之歟とあるが如くである。

【解釋】 興台産靈 名義は、平田翁の説に、辭産靈にて、所謂言靈神に坐まして、其言辭を掌らせ玉へる神ならむかと一ある。その系は、舊事紀に、津速魂尊兒、市千魂命兒、興登魂とある。○上枝懸云々八咫鏡 こゝに上枝に鏡を懸けたりとあれども、古事記にも、古語拾遺にも、中枝に懸けらる由なれば、この方がよろしい。○天拔戸 上には天糠とある。○粟國 阿波國である。粟のよく熟するによつて名付けたのである。○木綿 穀の皮にて織れる布である。○天日鷲命 名義は詳でない。高皇産靈神の御子にして、太玉命と御兄弟に坐せりと標注にある。○使執取 記には此種々物者、布刀玉命、布刀御幣登取持而云々とあつて、記傳に、凡て御幣を取持ことは、此時の例の隨に、後の御代々々まで、忌部氏の職業なり」とある。○廣厚稱辭 纂疏に、廣厚言懇到之意とある。稱辭は、平田翁の説に、多々閉は、師の水を湛ると同言にて、満足はす意なり。今世の言



に海潮の満きはまれるを、潮のたへへと云も同じ、と言れし如く、其神の御徳を、彌廣に彌高に言  
舉盡すを云ふなり」とある。○祈啓矣 一向に乞祈る事である。

干時日神聞之曰、頃者人雖多請、未有若此言之麗美者也。乃細開磐戸而  
窺之。是時天手力雄神待磐戸側、則引開之者、日神之光滿於六合、故諸神大  
喜、即科素戔鳴尊千座置戸之解除、以手爪爲吉爪棄物、以足爪爲凶爪棄  
物。乃使天兒屋命掌其解除之太諄辭而宣之焉。世人慎收己爪者此其緣也。

【譯讀】 時に日神聞しめして曰さく、頃者人多に請せども、未だ此く言の麗美きは有らずと、  
乃ち磐戸を細めに開けて窺ひす。是の時に天手力雄神磐戸側に隠り侍ひて、則ち引き開けしかば、  
日神の光六合に満ちき。故諸の神たち大に喜びたまひて、即ち素戔鳴尊に千座置戸の解除を科  
せて、手の爪を以ては吉爪棄物とし、足の爪を以ては凶爪棄物とす。乃ち天兒屋命に其の解除の  
太諄辭を掌りて宣らしむ。世人慎みて己が爪を收むるは此れ其の緣なり。

【考異】 吉爪棄物、凶爪棄物、通釋に、六に吉爪棄物、凶爪棄物とあるは、爪字衍れり。信友校本  
及元々集の古寫本に引るに、爪字なし、今は其に依れり」とあつて、この爪字を衍字として削除し

たが、今これを吉田本、丹鶴本、其の他の古寫本に校するも、悉く版本の如くである。されば違  
に削去ることも出来ぬ。標注に、是は本章に抜其手足之爪贖之、第三章に、有二手端吉棄物云々  
とあるを合せ見るに、爪字は意を得るために、加へたるのみ」と云うたのが當つてをる。また爪を  
丹鶴本、楓山本等及類聚國史には爪に作る。○太諄辭 版本に太を大に作る。今、吉田本、丹鶴本、  
熱田本等に依つて改めた。

【解釋】 人雖多請 人といふは、隱身なるを神と申すに對へて、顯身なるを號けたる稱である。

こゝにては、八十萬神を指して人と詔給うたのである。○言之麗美 これは祝詞の文のうるはしき  
を云うたので、言といふは上の廣厚祈啓とあるそれで、即ち祝詞の始である。○引開 かの細めに  
開け給うと石戸を、皆引開けたのである。○滿於六合 六合とは、天地四方を云ふ漢語である。記  
には、故天照大御神出坐之時、高天原及葦原中國、自得照明と見えてある。○解除之太諄辭  
諄辭は祝詞である。本居翁は、言義は宣説言なり、太はめでたきを褒云詞なり、能流は、必しも貴  
人の命ならでも、人に物を言聞するを云」とある。諄は説文に、告曉之義也とある。この解除の太  
諄辭は祝詞と同じものである。○掌 職務として取扱ふのである。神代に於けるこれに起りて、解  
除の事は、世々中臣氏の奉仕の職掌と成つたのである。○宣之 宣は布也とあつて、遍く行亘るべ  
く、仰せ承らすことで、祓戸神に仰せ告る詞を、八十萬神等にも宣聞しむるのである。○慎收



己爪 手足の爪を除いて、漫に棄てず、これを土中に埋むるや、川水に流すなどするのは、神代のこの解除の棄物に似るを忌みてのことである。

既而諸神嘖素戔鳴尊曰、汝所行甚無頼、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、乃共逐降去。于時霖也、素戔鳴尊結束青草、以爲笠簔、而乞宿於衆神、衆神曰、汝是躬行濁惡而見逐謫者、如何乞宿於我、遂同距之。是以風雨雖甚、不得留休、而辛苦降矣。自爾以來、世諱著笠簔以入他人屋內、又諱負束草以入他人家內、有犯此者、必債解除、此太古之遺法也。

【譯讀】 既にして諸の神たち素戔鳴尊を嘖めて曰く、汝が所行甚だ無頼、故天上に住むべからず、亦葦原の中國にも居るべからず。宜しく急に底つ根の國に適ねといひて、乃ち共に遂に降去き。時に霖降る。素戔鳴尊青草を結び束ねて笠簔として、宿を衆神に乞ふ、衆神曰く、汝は是れ躬の所濁悪しくして、遂に謫めらるゝ者なり、如何ぞ宿を我に乞ふといひて、遂に共に距く。是

を以て風雨甚しと雖も、留まり休むことを得ず、辛苦つゝ降りき。爾より以來、世に笠簔を着て他人の屋の内に入ることを諱む。又束草を負ひて他人の家の内に入ることを諱む。之を犯すことある者をば、必ず解除を債す。此れ太古の遺れる法なり。

【解釋】 既而嘖素戔鳴尊 解除のこと終りて後に、素戔鳴尊を處分したまふのである。セムと云ふは、逼りて、其の罪ある人をして、逃るゝ所無からしむると云ふのである。○不可住天上 天上に永住すべからずといふのである。○不可居葦原中國、葦原中國は、高天原に對へて、この大地の全體をさして云うたので、この國には暫も居るべからずといふのである。○適於底根之國 底は下津と云ふに同じ、かの根國へ適給ふべき事は、既に御父母二神の勅許にて、定まりたるが故に、急に適り坐せと、諸神の云うたのである。○結束青草以爲笠簔 野に生ひたる草を、そのまゝ結び束ねて笠簔となして、着たまうたのである。この結は笠、束は簔に云うたのである。○辛苦 この紀には厄、困厄、劬勞などを、タシナミと訓んであつて、窮困の義である。平田翁の、この神かく辛苦つゝ、少も荒ぶる御心を發し給はで、降給へるは、かく其罪犯に伏ひ給へるにて、即祓除の驗にぞありける」と言はれたるは尤の説である。○降矣 窮困しつゝ天降りましたのであるさて于時霖也以下は、素戔鳴尊の天降りまして、この國土に著せ給うた後の事にて、天路にての事ではなく、この大八州國を、其處此處と流離はれ御在しませしける間の事と見るべきである。○有犯



此者、笠箆を著、束草を負ひて、人の家に入ること忌むは、この尊の逐はれ給へる時の狀に似たからである。今もこの風習は地方に遺つてある。○必債解除、これを犯したものであらば、見遁さずして、解除を債すといふのである。即ち物を輸して、この罪を贖はすのである。○太古之遺法也、上古の遺風の、自然と規則となつたといふことである。

是後素戔嗚尊曰、諸神逐我、我今當永去。如何不與我姉相見、而擅自徑去歟、廼復扇天扇國、上詣于天。時天鈿女見之而告言於日神也、日神曰、吾弟所以上來、非復好意、必欲奪我之國者歟、吾雖婦女、何當避乎、乃躬裝武備云々。

【譯讀】 是の後に素戔嗚尊の曰く、諸の神たち我を逐ふ。我今當に永に去りなむ。如何ぞ我が姉尊と相見をまつらずして、擅に自ら徑に去らむというて、廼ち復天を扇し國を扇し、天に上り詣つ。時に天鈿女見て日神に告言す。日神の曰く、吾が弟尊の上來ます所以は、復好意に非じ、必ず我が國を奪はむとならむか、吾れ婦女なりと雖も、何ぞ避らむとのたまひて、乃ち躬に武備を裝ふ云々。

【考異】 永去、玉屋本には、此の下に根國二字がある。○我之國、熱田本、北野一峰本は、我之を之我に作る。

【解釋】 是後云々、是後とは、先に神逐はれて、天降りまし、より、遙に世を経た後の事である。纂疏に、是後之言、於一書中、省初文之詞也とあるは、宜なる説である。○復扇天扇國、復とは、同じ事の再び重複することである。扇は纂疏に、扇動也、猶言動天動國也とある意にて上文に、始素戔嗚尊昇天之時、溟渤以之鼓盪、山岳爲之鳴响云々、また記に、參上天之時、山川悉動、國土皆震とある、その事をこゝに簡単に、かくは云うたものである。○非復好意、初度に上り坐るを、好からぬ意として、此に復とは詔うたのである。されど、躬裝武備となるまでは、初度の事の混れて出でたるにて、この時かゝる事はなかつたであらう。○何當避乎、如何で所知看す御國を避へべきぞといふのである。

於是素戔嗚尊誓之曰、吾若懷不善、而復上來者、吾今嚙玉生兒、必當爲女矣、如此則可以降女於葦原中國、如有清心者、必當生男矣、如此則可以使男御天上、且姉之所生、亦同此誓、於是日神先嚙十握劍云云。